

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成19年6月

旭川医科大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	9
基準 3	教員及び教育支援者	17
基準 4	学生の受入	26
基準 5	教育内容及び方法	34
基準 6	教育の成果	56
基準 7	学生支援等	64
基準 8	施設・設備	75
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	80
基準 10	財務	90
基準 11	管理運営	96

I 大学の現況及び特徴

1. 現況

(1) 大学名 国立大学法人 旭川医科大学

(2) 所在地 北海道旭川市

(3) 学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学系研究科（博士課程、修士課程）

附属研究所：なし

関連施設：病院，図書館，入学センター，保健管理センター，教育センター，学内共同利用施設（動物実験施設，実験実習機器センター，放射性同位元素研究施設，情報処理センター）

(4) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 844 人，大学院 114 人

教員数：267 人

2. 特徴

《旭川医科大学の位置づけと歴史的発展》 本学は、道北・道東地域における高度先端医療の提供と医療過疎の解消を期待され、昭和48年に設置された。医科系単科大学として医師及び看護職者を養成し、地域医療を担う人材を提供するとともに、先端医療の開発など、医学・看護学領域の様々な研究課題に取り組んでいる。開学30余年の新しい大学ながら、既に医学科からは3,008名の医学士が、平成8年に設置された看護学科からは536名の看護学士が卒業している。さらに、768名の医学博士と52名の看護学修士を輩出している。本学の卒業生及び修了生は、国内外の様々な分野で教育者、研究者、医師、看護職者及び行政者として活躍している。

《旭川医科大学の理念》 本学の基本理念は、医療の質の向上と地域医療への貢献を推進するために高い生命倫理観を有し、高度な実践的能力を有する医療職者を育成すると同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成することである。

《旭川医科大学の現況》 本学では社会の求めに応じられる良い医師・看護職者を育成するため、アドミッション・ポリシーに「医師・看護職者としての適性 一人間性、生命倫理観、協調性」を重視し、地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」を掲げ、多様な選抜方法による入学者選抜を実施している。

学部教育においては、早期からチュートリアル教育を開始し、自学自習の態度を育成するとともに、早期体験

実習、僻地医療実習、クリニカルクラークシップなどを取り入れた少人数・体験型の新しいカリキュラムを適用して実践的臨床能力の養成に努めている。また、教養教育の充実により人間性・生命倫理観・協調性の涵養に努め、さらに、英語教育を充実して国際的コミュニケーション能力の向上を目指している。大学院教育においては、大学院医学系研究科に「看護学専攻」の修士課程及び先端的医学研究を目指す「研究者コース」と優れた臨床研究を目指す「臨床研究者コース」からなる「医学専攻」の博士課程を置き、高度の知識・技量・研究能力を備えた研究者及び医療職者を育成している。

研究面では、医学・看護学の発展に資するための様々な研究が行われている。特に「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を立ち上げ、生活習慣病などに関する学内共同研究を実施し、その研究成果は、旭川医科大学研究フォーラム，機関リポジトリ（AMCoR），ホームページ等をとおして社会に発信している。また、「消化管再生修復医学」，「眼組織再生医学」及び「人工関節」の寄附講座を開設して先端医療の開発に取り組んでいる。さらに、若手研究者支援制度や優秀な研究者に対する表彰制度を設けるなど、研究活動の振興に努めている。

医療面では、病院は臓器別・系統別診療体制の下で高度先端医療を提供するとともに、医学科・看護学科学生の臨床教育、研修医の卒後臨床研修及び様々な医療職者の生涯教育の場となっている。また、広大な道北・道東地域に根ざす医科大学として、遠隔医療は重要なテーマの一つとして位置付け、国内外の医療機関とネットワークを形成し、高度情報通信システムによる遠隔医療を展開している。また、病院内には救急部、遠隔医療センター、総合診療部などを統合した地域医療総合センターを設置し、積極的に地域医療支援に取り組んでいる。

社会貢献では、地域住民を対象に公開講座を開催しており、また、地方自治体等と連携した派遣講座や共同研究を実施している。さらに、図書館やスキルズ・ラボラトリーなど学内施設を地域の住民や医療従事者に積極的に解放している。

国際貢献では、海外の3大学と学術交流協定を締結し、研究者の交流や学術情報の交換を行い、また、遠隔医療システムを利用して海外の大学や医療機関に対して高度先端医療情報を提供している。さらに、発展途上国からの保健従事者を本学に受け入れ、保健看護に関する研修を実施している。

Ⅱ 目的

本学は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする（「旭川医科大学学則」より抜粋）。

また、大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を受け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする（「旭川医科大学大学院学則」より抜粋）。

〔教育の理念〕

本学は、豊かな人間性と学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の養成に努める。

〔教育の目標〕

本学は、上記の理念の下にこれらを達成するため、次の目標掲げる。

- （１）幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。
- （２）生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。
- （３）全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
- （４）幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
- （５）地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それに十分貢献しうる意欲と能力を獲得する。
- （６）積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

〔病院の目標〕

「大学病院としての使命を認識し、病める人の人権や生命の尊厳を重視した先進医療を行うとともに、次代を担う国際的に活躍できる医療人を育成する。」を基本理念とし、それを達成するために、以下の目標掲げる。

- （１）病める人を思い遣る患者中心で心の通い合う医療を行う。
- （２）全人医療と先進医療との調和を図り、人間本位の医療を提供する。
- （３）予防・健康医学などに積極的に取り組み、地域医療や福祉の向上に寄与する。
- （４）病める人の人権を尊重し、生命の尊厳がわかる人間性豊かな医療人を育成する。
- （５）未来の医療を創造し、その成果を国内外に発信する。

〔大学院基本理念〕

１．理念

- （１）医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
- （２）自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
- （３）多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
- （４）開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

２．教育目標

修士課程（看護学専攻）

- （１）豊かな人間性，優れた研究能力，高い倫理観を備えた，看護学教育者・研究者の育成
- （２）看護専門職者として，優れた問題解決能力を発揮し，指導的役割を担える人材の育成
- （３）看護学の取組を通して，地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

- （１）秀でた独創性，豊かな人間性，厳しい倫理観を備えた，医学教育者・研究者の育成
- （２）地域社会の医療福祉の充実のために，指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
- （３）国際社会で，医学・医療の取組を通し，その普遍的価値を共有できる人材の育成

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

大学の目的及び使命については、旭川医科大学学則第1条（表1-1-1-1）に定めており、これを踏まえて教育の理念及び教育の目標（表1-1-1-2）を掲げている。平成17年度には、社会の新たな医療ニーズに応えるため当初の構想をさらに進め、教育の理念及び教育の目標を見直した。

表1-1-1-1

旭川医科大学学則（抜粋） （目的及び使命） 第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。 (出典：旭川医科大学規程集)

表1-1-1-2

教育理念・目標 ○ 教育の理念 豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める。 ○ 教育の目標 旭川医科大学は上記の理念の下にこれらを達成するため、次のような目標を掲げる。 1. 幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。 2. 生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。 3. 全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。 4. 幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。 5. 地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それらに十分貢献しようの意欲と能力を獲得する。 6. 積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。 (出典：旭川医科大学概要、大学案内、募集要項、ウェブサイト等)
--

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的及び使命については、旭川医科大学学則に定めており、教育研究活動の基本的な方針や、養成しよ

うとする人材像については、教育の理念及び教育の目標として明確に定められている。

このことから、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められていると判断する。

観点 1-1-2： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないか。

【観点に係る状況】

旭川医科大学学則に示している本学の目的及び使命（前掲表 1-1-1-1）は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき定めている。

前掲表 1-1-1-1 旭川医科大学学則（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

旭川医科大学学則に示している本学の目的は、学校教育法の基本的考え方に沿ったものとなっている。

このことから、本学の目的は、学校教育法第 52 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。

観点 1-1-3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

旭川医科大学大学院学則に示している本学大学院の目的及び使命については、教育基本法、学校教育法及び大学院設置基準に基づき定めている（表 1-1-3-1）。平成 18 年度には、大学院の基本理念を掲げ、修士課程及び博士課程のそれぞれに教育目標（表 1-1-3-2）を明確に定めた。

表 1-1-3-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（目的及び使命）

第 1 条 旭川医科大学大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。

（出典：旭川医科大学規程集）

表 1-1-3-2

大学院基本理念

I 理念

1. 医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
2. 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
3. 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
4. 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

II 教育目標

修士課程（看護学専攻）

1. 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
2. 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
3. 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

1. 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
2. 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
3. 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

（出典：募集要項、ウェブサイト等）

【分析結果とその根拠理由】

旭川医科大学大学院学則に示している本学大学院の目的は、学校教育法に基づく大学院設置基準の修士課程及び博士課程の目的に則ったものとなっている。

このことから、本学大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。

観点 1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

大学の目的（教育理念・目標）は、旭川医科大学概要、大学案内、募集要項、学生生活のしおり等に掲載しており、必要に応じて教職員及び学生に配付している（別添資料 1-2-1-1、2）。

また、新入学生に入学時のガイダンスで説明するほか、医学科では社会医学基礎Ⅰ、看護学科では人間科学Ⅱにおいて、学長自らが講義を行い、大学の目的、現況等を説明しており、学生が医師像、医学研究者像、看護師・保健師・助産師像を模索する契機として重要な役割を担っている（別添資料 1-2-1-3、4）。

さらに、入学式、卒業式の際の学長式辞や大学概要、募集要項などをウェブサイトにも掲載し、また、教員評価実施の際に配付する「教員評価実施要項」にも掲載するなど広く周知している（別添資料 1-2-1-5）。

別添資料 1-2-1-1 旭川医科大学概要（P.6）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/gaiyou/gaiyou2006/japanese/06educationalphilosophy_j/index.html

別添資料 1-2-1-2 大学案内（P.3）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/guide/2007/03_04.pdf

別添資料 1-2-1-3 医学科履修要項（P.9 社会医学基礎Ⅰ）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus/syllabus2007/igaku/p9.pdf>

別添資料 1-2-1-4 看護学科履修要項 (P.10 人間科学Ⅱ)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus/syllabus2007/kango/pl0_11.pdf

別添資料 1-2-1-5 学長挨拶 (ウェブサイト) 等

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/gaiyou/gakucho.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、多様な媒体・手段によって周知している。

このことから、大学の目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているものと判断する。

観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、前述（観点 1-2-1）のとおり多様な媒体をもって公表しており、入試説明会やオープンキャンパス時には、高校生、保護者及び高校教諭に対し、大学概要、大学案内、募集要項を配付し説明している。さらに、ウェブサイトにも掲載し広く公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、多様な媒体・手段によって機会あるたびに広く社会に公表している。

このことから、大学の目的が、社会に広く公表されているものと判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、医学科は社会医学基礎Ⅰ、看護学科は人間科学Ⅱにおいて、学長自らが講義を行い、大学の目的、現況等を説明するとともに、医師像、医学研究者像、看護師・保健師・助産師像を模索している学生に、大学の目的を知る場を提供していることは、大学の目的の周知を図る点において優れている。

【改善を要する点】

該当なし

（3）基準 1 の自己評価の概要

本学は、学則第 1 条に「進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成すること」を目的と謳っており、知識の教授のみならず、医療人としての人格形成を設立当初から目指している。

平成 17 年度には、社会の新たな医療ニーズに応えるべく、当初の構想をさらに進め、「豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動

を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める。」と教育理念を見直し、この実現のための教育目標を明確に打ち出して、教育改革が進められている。

また、大学院では、「医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目的と謳っており、平成 18 年度には、大学院の基本理念を掲げ、修士課程及び博士課程のそれぞれに教育目標を明確に定めた。

これら教育理念、教育目標は、旭川医科大学概要、大学案内、学生生活のしおり、ウェブサイトを通じて大学構成員に周知するとともに、社会に対しても広く公表している。特に、新入学生には、入学式での学長式辞、入学時のガイダンス、学長自らが行う講義で、大学の目的、現況等を説明している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成し、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを目的として、医学部に医学科及び看護学科を置いている（表 2-1-1-1、2、別添資料 2-1-1-1）。

表 2-1-1-1

旭川医科大学学則（抜粋）
（目的及び使命）
第 1 条 ……医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。
（学部の組織）
第 2 条 本学に医学部を置く。
2 医学部に医学科及び看護学科を置く。
（出典：旭川医科大学規程集）

表 2-1-1-2

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）
（学部）
第 22 条 本学に、学部として医学部を置く。
2 医学部に医学科及び看護学科を置く。
3 医学部に置く講座及び学科目は、別表のとおりとする。
4 医学部に關し必要な事項は、別に定める。
（出典：旭川医科大学規程集）

別添資料 2-1-1-1 組織機構図

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、医師及び医学研究者並びに看護職者及び看護学研究者の育成を目的として、医学部に医学科と看護学科を設置している。

このことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-2： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、医学科では基礎教育科目、看護学科では一般基礎科目として位置付け、医学科、看護学科の共通授業として開講しており、主として一般教育部局の教員が担当している。さらに、教養教育の要素を多分に含む統合講義・実習の一部を全学の教員が支援している。

医学科の基礎教育科目は、医学英語及び自然科学入門を除き全て選択科目として展開しており、現代社会人として幅広く深い教養を養うため、自らの学習状況に応じて自由に選択できるように配慮している。

看護学科の一般基礎科目は、看護学を学ぶための基盤として、多角的視点、科学的思考力及び国際的に活動できるための基本的技能を育み、生命の尊厳を学び、豊かな感性や人間性を養うための学習内容になっている。この内容については、「学生生活のしおり」にも掲載している（別添資料 2-1-2-1）。

これらのカリキュラム等に関しては、毎年実施している学生による授業評価結果等を踏まえて、一般教育の部局内で検討のうえ、教養教育と専門教育を一体として教育課程編成委員会、教務・厚生委員会の審議を経て、教授会において決定し、実施している（別添資料 2-1-2-2）。

別添資料 2-1-2-1 学生生活のしおり (P.11・12・16～19 教育課程と学習)

別添資料 2-1-2-2 教務・厚生委員会関係の議題等一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、医学科と看護学科の共通授業として展開しており、全学の教員が担当している。これらのカリキュラム等は、毎年実施している学生による授業評価結果等を踏まえて、一般教育の部局内で検討のうえ、教育課程編成委員会、教務・厚生委員会の審議を経て、教授会において決定し、実施している。

このことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

観点 2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院は、医学科及び看護学科から構成する医学部を基礎に医学系研究科を設置し、修士課程の看護学専攻及び博士課程の医学専攻を置いている。

修士課程の看護学専攻は、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的として、平成 12 年 4 月に設置した。

なお、最近の医療現場では医療の高度化・専門分化が進み、看護分野においても特定の専門知識や技術などの実践能力が求められていることから、がん看護領域に係る専門看護師等の養成を視野に入れた大学院教育についての検討を進めている。

博士課程の医学専攻は、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、以前は、①細胞・器官系、②生体情報調節系、③生体防御機構系、④人間生態系の 4 専攻で構成していたが、専攻内の博士（医学）取得希望者の多様性と社会の要求に応えるため、平成 19 年 4 月に改組し、これまでの 4 専攻を医学専攻の 1 専攻に集約した。

さらに医学専攻の中には、先端的な研究を目指す研究者を養成する「研究者コース」に加えて、倫理観を有する専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医の養成を目

指す「臨床研究者コース」を新たに設けた。（表 2-1-3-1, 2）

表 2-1-3-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋）	
（目的及び使命）	
第1条 旭川医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。	
（研究科）	
第2条 本大学院に、医学系研究科（以下「研究科」という。）を置く。	
2 研究科の課程は、修士課程及び博士課程とする。	
3 修士課程に、次の専攻を置く。	
看護学専攻	
4 博士課程に、次の専攻を置く。	
医学専攻	
（出典：旭川医科大学規程集）	

表 2-1-3-2 大学院医学系研究科

課 程	専 攻 等		専 門 領 域
修士課程	看護学専攻		看護管理学，基礎看護科学，生体防御学，看護教育学，精神保健看護学，地域保健看護学，健康教育開発学，小児・家族看護学，母子看護学，生活習慣病看護学
博士課程	医学専攻	研究者コース	腫瘍・血液病態学，社会・環境医学，免疫・感染症病態学，感覚器・運動器病態学，内分泌・代謝病態学，神経・精神医学，循環器・呼吸器病態学，消化器病態学，分子生理・薬理学，生殖・発達・再生医学
		臨床研究者コース	臨床腫瘍・血液学，臨床環境・社会医学，臨床免疫・感染症学，臨床感覚器・運動器学，臨床内分泌・代謝学，臨床神経・精神医学，臨床循環器・呼吸器学，臨床消化器学，臨床薬理・分子生理学，臨床生殖・発達・再生医学

（出典：旭川医科大学概要）

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、医学科及び看護学科から構成する医学部を基礎に医学系研究科を設置し、修士課程（看護学専攻）及び博士課程（医学専攻）を置いている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-4： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2-1-5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、次の施設を設置している（表 2-1-5-1、別添資料 2-1-5-1～10）。特に、教育センターは、「本学の医学・看護学の教育等に関する研究並びに小委員会（教務・厚生委員会の下部組織）、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携を図ること」を目的に平成 18 年 11 月に設置し、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進することとしている。

表 2-1-5-1

施設名（設置年月）	設置目的及び概要
図書館 （昭和 48 年 9 月設置）	本図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集管理し、並びに本学職員及び学生の利用に供するとともに情報サービスを提供することを目的として設置され、1 日 24 時間、一年中利用することができ、学生及び教員の学習や教育研究活動並びに地域住民、地域医療従事者に対する学習をサポートしている。
病院 （昭和 51 年 11 月設置）	本院は、総合的な診療を行い、医学の臨床教育と研究に資することを目的として設置され、卒前、卒後の臨床教育・研修や看護実習の場として教育活動をサポートしている。
入学センター （平成 14 年 4 月設置）	本センターは、本学の入学者選抜の円滑な実施を図るとともに、本学への入学希望者に対する総合的な広報活動、入学者選抜に関する調査研究等を行うことを目的として設置され、入学後の教育活動をサポートしている。
教育センター （平成 18 年 11 月設置）	本センターは、本学の医学・看護学の教育等に関する研究並びに小委員会、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携を図ることを目的として設置され、卒前・卒後の一貫した教育活動をサポートしている。
保健管理センター （昭和 59 年 4 月設置）	本センターは、本学における保健管理に関する専門的業務を病院との緊密な連携のもとに行い、もって学生の健康の保持増進を図ることを目的として設置され、教育活動に支障が出ないよう健康管理面からサポートしている。
動物実験施設 （昭和 53 年 4 月設置）	本施設は、本学における共同利用施設とし、医学に関する動物実験、実験用動物の飼育管理、実験用動物の開発・研究等を行うことを目的として設置され、癌や免疫病研究のための SPF 動物の飼育繁殖室、感染症研究のための感染実験室、凍結胚作成室、高性能環境制御室などを備え、教育研究活動をサポートしている。
実験実習機器センター （昭和 56 年 4 月設置）	本センターは、本学における共同利用施設として、医学の教育研究に必要な機器を適正に管理し、実験実習の用に供するとともに、機器、データ解析等の開発・研究を行うことを目的として設置され、大型の実習実験機器等を整備し教育研究活動をサポートしている。
放射性同位元素研究施設 （昭和 50 年 11 月設置）	本施設は、本学における共同利用施設として、放射性同位元素を使用する実験、研究及び教育を行うことを目的として設置され、教育研究活動をサポートしている。
情報処理センター （平成 11 年 4 月設置）	本センターは、センターの情報処理システム、情報通信システム等を管理運用し、本学における教育研究、その他の業務のため共同利用に供することにより、情報処理の円滑かつ効率的な推進を図ることを目的として設置され、インターネットに接続されている 100 台のパソコンを備え、学生・教員の教育研究活動をサポートしている。

別添資料 2-1-5-1	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）
別添資料 2-1-5-2	旭川医科大学図書館規程
別添資料 2-1-5-3	旭川医科大学病院規程
別添資料 2-1-5-4	旭川医科大学入学センター規程
別添資料 2-1-5-5	旭川医科大学教育センター規程
別添資料 2-1-5-6	旭川医科大学保健管理センター規程
別添資料 2-1-5-7	旭川医科大学動物実験施設規程
別添資料 2-1-5-8	旭川医科大学実験実習機器センター規程
別添資料 2-1-5-9	旭川医科大学放射性同位元素研究施設規程
別添資料 2-1-5-10	旭川医科大学情報処理センター規程

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

本学における全学的センター等は、各規程において目的を明確に定めており、それぞれが教育及び研究を支援している。

このことから、本学における全学的センター等の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

教育研究評議会は、教育研究評議会規程（表 2-2-1-1）により、教育に係る中期目標、中期計画、年度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成 18 年度 14 回開催）している。

教授会は、教授会規程（表 2-2-1-2）により、教育課程の編成、学生の入退学、試験、卒業、厚生補導に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成 18 年度 12 回開催）している。

大学院委員会には、大学院委員会規程（表 2-2-1-3）により、修士課程委員会及び博士課程委員会が置かれ、専攻・課程の設置・改廃、大学院担当教員の選考、教育課程の編成、学生の入退学、試験及び単位の認定に関する事項等を審議しており、修士課程委員会は必要の都度開催（平成 18 年度 6 回開催）し、博士課程委員会は原則として毎月開催（平成 18 年度 10 回開催）している。

なお、各会議の議題は、別添資料 2-2-1-1～4 のとおりである。

表 2-2-1-1

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（抜粋）
（審議事項）

第 2 条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。ただし、経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項

- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典：旭川医科大学規程集)

表 2-2-1-2

旭川医科大学教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項
- (4) 国立大学法人旭川医科大学役員会、国立大学法人旭川医科大学経営協議会又は国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会から意見を求められた事項
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(出典：旭川医科大学規程集)

表 2-2-1-3

旭川医科大学大学院委員会規程（抜粋）

（審議事項）

第3条 大学院委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻・課程の設置・改廃に関する事項
- (2) 大学院医学系研究科担当教員の選考に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項及び研究指導に関する事項
- (4) 学生の入退学・懲戒等の身分に関する事項
- (5) 試験及び単位の認定に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 修士論文及び博士論文の審査並びに試験及び試問に関する事項
- (8) その他大学院の教育研究及び管理運営に関する重要事項

（課程委員会）

第7条 大学院委員会に、修士課程及び博士課程に関する事項を調査審議するため、それぞれ修士課程委員会及び博士課程委員会を置く。

2 (略)

3 (略)

4 各課程委員会で審議決定された事項は、大学院委員会で決定されたものとみなす。

(出典：旭川医科大学規程集)

別添資料 2-2-1-1 教育研究評議会 議題等一覧

別添資料 2-2-1-2 教授会 議題等一覧

別添資料 2-2-1-3 大学院修士課程委員会 議題等一覧

別添資料 2-2-1-4 大学院博士課程委員会 議題等一覧

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に関する重要事項を審議する教育研究評議会、教授会並びに大学院委員会の下に置いている修士課程委員会及び博士課程委員会は、原則として毎月開催（修士課程委員会は、必要の都度開催）しており、学則等の制定・改廃、教員人事、教育課程の編成、入退学・卒業などについて、それぞれが必要な活動を行っている判断する。

観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、教務全般を検討するため、教務・厚生委員会を組織し、原則、月 1 回の開催となっているが、重要な審議事項がある場合などには適宜委員会を開催している。委員は、一般教育、基礎医学講座、臨床医学講座及び看護学講座の教員で編成しており、全体的にバランスの取れた構成になっている（別添資料 2-2-2-1、2-1-2-2）。

また、教務・厚生委員会の下部組織には、特定事項を検討する小委員会として、教育課程編成委員会、授業評価委員会、臨床実習委員会、チュートリアル教育実施委員会、早期体験実習委員会、C B T（Computer-Based Testing）委員会、基本的臨床能力教育実施委員会、地域・僻地医療教育実践センター運営委員会を置いている。この小委員会において教育課程や教育方法等を検討した結果は、教務・厚生委員会に集約し、その重要度に応じて、さらに、教授会、教育研究評議会で審議又は報告し、教育活動に反映している。

別添資料 2-2-2-1 教務・厚生委員会及び各種委員会等委員

別添資料 2-1-2-2 教務・厚生委員会関係の議題等一覧

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等を検討する教務・厚生委員会を毎月 1 回開催するとともに、小委員会は年間 27 回開催しており、教育に関わる実質的な重要事項について審議している。委員も一般教育、基礎医学講座、臨床医学講座及び看護学講座から編成しており、全体的にバランスの取れた構成になっている。

このことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっており、必要な回数の会議を開催し実質的な検討が行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

入学者選抜から卒後臨床研修までの体系的な教育課程の編成や教育方法等を研究するため、平成 18 年 11 月に教育センターを設置した。

また、平成 19 年 4 月に大学院博士課程を改組し、従来の 4 専攻を医学専攻 1 専攻に集約し、従来型の「研究

者コース」に加えて、倫理観を有する専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医の養成を目指す「臨床研究者コース」を新たに設けた。

【改善を要する点】

大学院修士課程においては、収容定員の充足や教育内容の充実の観点から、より魅力ある看護学専攻とするため、社会的要請の強い専門看護師などの養成を視野に入れた大学院教育について、検討する必要がある。

（３）基準 2 の自己評価の概要

本学は、学士課程として医学科及び看護学科で構成する医学部と修士課程（看護学専攻）及び博士課程（医学専攻）で構成する医学系研究科からなっている。また、教育研究に関わる全学的なセンター等として、図書館、病院、入学センター、教育センター、保健管理センター、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設及び情報処理センターを有している。特に教育センターは、平成 18 年 11 月に設置したもので、「本学の医学・看護学の教育等に関する研究並びに小委員会（教務・厚生委員会の下部組織）、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携を図ること」を目的とし、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進することとしている。

教育課程や教育方法等について検討する組織として教務・厚生委員会を置き、複数の下部組織で検討した結果が集約されるシステムとなっている。さらに、重要事項については、教育研究評議会及び教授会で審議又は報告している。

また、大学院においては、大学院修士課程委員会又は大学院博士課程委員会で検討し、必要に応じて教育研究評議会でも審議又は報告するなど、審議目的に応じて適切に実施している。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-1： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織は、専門科目担当教員は講座制、一般教育担当教員は学科目制により編制し、教員配置を行っている（別添資料 3-1-1-1, 2）。

また、より質の高い教育研究活動の展開に向け、中期計画に「教育研究組織の見直しの方向性」（別添資料 3-1-1-3）を掲げ、将来構想検討委員会において取りまとめた「教育研究組織の見直しの方向性等について」を推進している（別添資料 3-1-1-4, 5）。

別添資料 3-1-1-1	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料 3-1-1-2	講座・学科目等教員配置状況	（出典：事務局資料）
別添資料 3-1-1-3	国立大学法人旭川医科大学中期計画（抜粋）	
別添資料 3-1-1-4	教員組織編制のための基本的方針	（出典：事務局資料）
別添資料 3-1-1-5	教育研究組織等の再編に関する方針（抜粋）	（出典： " ）

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員組織は、学部の専門科目担当教員は講座制、一般教育担当教員は学科目制により編制することを基本的方針としている。また、教育研究活動の連携を促進するため、講座再編による大講座化の方針も策定している。

このことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断できる。

観点 3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の学部学生の医学科収容定員 590 人（在籍者数 583 人）と看護学科収容定員 260 人（在籍者数 261 人）、大学院医学系研究科の博士課程収容定員 105 人（在籍者数 81 人）、修士課程収容定員 32 人（在籍者数 33 人）、収容定員の合計は 987 人（在籍者数 958 人）である。これらの学生定員に対し、学士課程及び大学院課程の専任教員、非常勤講師は、表 3-1-2-1 のとおり配置している。専任教員は、学部又はセンター等に所属し主要な授業科目を担当し、非常勤講師が一部の基礎教育科目と専門教育科目を担当している。

表 3-1-2-1 教育課程教員配置状況

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

学士課程	専任教員数					非常勤講師	計 (a)	学 生 数		教員1人あたり学生数 (b/a)
	教授	准教授	講師	助教	小計			定員 (b)	在籍	
	49	41	45	132	267			850	844	
大学院課程	指導(補助)教員数					非常勤講師	計 (a)	学 生 数		教員1人あたり学生数 (b/a)
	教授	准教授	講師	助教	小計			定員 (b)	在籍	
	49	40	44	77	210			137	114	

【分析結果とその根拠理由】

学部学生の収容定員 850 人（在籍者数 844 人）に対し、教員（非常勤講師を含む。）372 人を配置している。また、大学院の収容定員 137 人（在籍者数 114 人）に対し、専任教員のうち 211 人が兼任で教育に当たっている。このことから、教員 1 人当たりの学生数から見て、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断できる。

観点 3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

学士課程の専任教員は、表 3-1-3-1 のとおり配置しており、学士課程における教育指導を遂行するために必要な専任教員を十分確保している。

表 3-1-3-1 学士課程専任教員数

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

学 部	学 科	収 容 定 員	専任教員数(現員)					設置基準で必要 な専任教員数	備 考
			教授	准教授	講師	助教	計		
医学部	医 学 科	590	31	23	34	107	195	147	現員は、専門 課程のみの 教員数
	看護学科	260	8	1	6	9	24	18	
	計	850	39	24	40	116	219	—	

【分析結果とその根拠理由】

資料のとおり専任教員は、大学設置基準を満たす教員数を確保しており、学士課程において、必要な専任教員が確保されている。

観点 3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院博士課程の教員は、表3-1-4-1のとおり配置しており、大学院課程における研究指導を遂行するために必要な教員を十分確保している。

表3-1-4-1 大学院研究指導（補助）教員数

(平成19年5月1日現在)

研究科	専攻・課程	現 員			設置基準で必要な研究指導 教員及び研究指導補助教員			備 考
		指導教員数		研究指導 補助教員数	指導教員数		研究指導 補助教員数	
		小計	教授数 (内数)		小計	教授数 (内数)		
医学系研究科	博士課程 医学専攻	3 5	3 5	1 5 7	3 0	—	3 0	
	修士課程 看護学専攻	8	8	1 0	6	4	6	

【分析結果とその根拠理由】

資料のとおり研究指導教員等は、大学院設置基準を満たす教員数を確保しており、大学院課程において、必要な専任教員が確保されている。

観点3-1-5： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし。

観点3-1-6： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人数員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は、教授選考については原則的に公募制を導入しており、また、平成18年3月から全教員を対象に任期制を導入している。本学の教員は流動性が高く、特別な配慮を要することなく年齢構成のバランスが取れている（表3-1-6-1～3、別添資料3-1-6-1～7）。

女性教員の占める割合は、平成19年5月現在で15.4%と多くはないが、医学科において平成16年には女性教授を採用し、平成18年には女性講師を助教授に昇任させるなど女性教員、外国人数員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針である。また、平成19年1月に学内に保育園を設置し、女性教員が活動しやすいような配慮も行っている。なお、従来から英語教育の充実を図るため、「外国人教師」を配置している（表3-

1-6-4, 5)。※表は、全て平成19年5月1日現在

表3-1-6-1 公募による採用状況

区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	合 計
教 授	3		1	4
准教授	(助教授) 1			1
講 師				0
助 教				0
合 計	4	0	1	5

表3-1-6-2 任期制の適用状況

区 分	適用者	現 員	適用割合
教 授	23	49	46.9%
准教授	22	41	53.7%
講 師	32	45	71.1%
助 教	78	132	59.1%
合 計	155	267	58.1%

表3-1-6-3 教員年齢構成表

区 分	～29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	合 計
教 授				1	5	18	14	11		49
准教授			3	5	14	12	4	3		41
講 師			6	16	18	4		1		45
助 教	5	13	51	43	17	1	2			132
合 計	5	13	60	65	54	35	20	15	0	267

表3-1-6-4 女性教員の構成比率

区 分	男		女		合 計
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	
教 授	43	87.8	6	12.2	49
准教授	39	95.1	2	4.9	41
講 師	37	82.2	8	17.8	45
助 教	107	81.1	25	18.9	132
合 計	226	84.6	41	15.4	267

表3-1-6-5 外国人教員の配置状況

区 分	人数	担 当	時 間	任 期	備 考
外国人教師	1	英 語	週16時間	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	平成17年4月1日から継続

【教員の選考等に関する規程】

- 別添資料 3-1-6-1 旭川医科大学教授選考細則
- 別添資料 3-1-6-2 旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ
- 別添資料 3-1-6-3 旭川医科大学教員の任期に関する規程
- 別添資料 3-1-6-4 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則
- 別添資料 3-1-6-5 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ
- 別添資料 3-1-6-6 旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程
- 別添資料 3-1-6-7 旭川医科大学教員の選考基準に関する規程

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教授選考については公募制により行っており、また、全教員を対象に任期制を導入して活動の活性化に努めている。年齢のバランスは取れているが、性別のバランスに関しては、女性教員が働きやすい環境には配慮しているものの結果として女性教員の数を増やす余地はまだあるといえる。外国人教師も配置していることもあわせ、総合的に教員組織の活動をより活性化するための適切な措置は行われていると判断する。

観点 3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の教員の採用・昇任基準は、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員の選考基準を定め、教員の採用及び昇任の手続きについては、教員の選考等に関する規程（別添資料 3-1-6-1～7）に基づいて行っている。教授選考に関する候補者からの履歴には、学士課程及び大学院教育に関する実績が記載され、また、候補者が教育に関する実績とその考え方を含めて講演会を開催している。これらの事項を選考の基準に含めて教育研究評議会において採用を決定している。准教授・講師・助教の採用・昇任に関しては、教育研究評議会が候補者から提出された教育研究上の実績等を基に教員の適性を判定し、採用を決定している。また、毎年実施する教員評価の教育に関する評価の結果を教員の昇任審査の参考とすることとしている。

【教員の選考等に関する規程】

- 別添資料 3-1-6-1 旭川医科大学教授選考細則
- 別添資料 3-1-6-2 旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ
- 別添資料 3-1-6-3 旭川医科大学教員の任期に関する規程
- 別添資料 3-1-6-4 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則
- 別添資料 3-1-6-5 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ
- 別添資料 3-1-6-6 旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程
- 別添資料 3-1-6-7 旭川医科大学教員の選考基準に関する規程

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任の手続きについては、教員の選考等に関する規程を明確に定めている。教員の選考の際には、評価項目として教育上の指導能力の評価及び教育研究上の指導能力を評価するなど、教員の採用及び昇任の手続きは適切に行われている。

観点 3-2-2： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度から教員評価システムを導入し、全教員を対象に教員評価を実施している（別添資料 3-2-2-1～3）。実施サイクルは毎年度とし、評価領域の一つに「教育活動」を設定している。評価は、教員自らが設定した目標に即して行い、さらに、教員の職種、職務等の特殊性や専門性などに応じて付されたウエイトを勘案して総合的に評価している。評価結果は、各教員にフィードバックし、教員の活動の活性化と改善に役立てている。

教員評価委員会は、評価結果を学長に報告し、学長は教員全体に係る活動状況やアンケート結果について公表している。また、学長は、当該評価結果に基づき、必要に応じて教員に対し活動の改善を促し、又はインセンティブを付与する等適切な措置を講じるほか、教員の任期満了に伴う再任審査の判断の参考にすることとしている。

平成 13 年度から教務・厚生委員会の下に授業評価委員会を設置し、授業担当教員全員を対象に学生による授業評価を実施している（別添資料 3-2-2-4、5）。実施サイクルは、毎年度前・後期の 2 回とし、評価項目は、①学生自身について、②教員の講義計画、③教員の教育意欲及び態度、④講義技術・内容、⑤総合評価の 5 項目、17 問を設定している。評価の結果は、各教員にフィードバックし、自身の授業内容・授業技術等の改善に役立てており、当該評価の実施ごとに授業評価委員会において集計し、職員・学生等に配付する本学の広報誌「かぐらおか」（別添資料 3-2-2-6）に掲載するとともに、本学ホームページを介して広く学内外に公表している。また、評価結果は、教育研究基盤校費の傾斜配分額決定に際して、その評価項目の一つとなっている。

【教員評価に係る資料】

別添資料 3-2-2-1 教員評価実施要項

別添資料 3-2-2-2 教員評価実施手引書

別添資料 3-2-2-3 教員評価結果【集計】

【授業評価に係る資料】

別添資料 3-2-2-4 旭川医科大学教務・厚生委員会授業評価委員会細則

別添資料 3-2-2-5 学生による授業評価実施要領（抜粋）

別添資料 3-2-2-6 広報誌「かぐらおか」第 126 号

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/ryugaku/126-hp/126-1.htm>

（出典：事務局資料、旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

本学では全教員を対象とした教員評価と全授業担当教員を対象とした学生による授業評価を実施し、多面的な教員評価を実施している。これらの結果は、各教員にフィードバックし、その後の教育活動の活性化及び改善に

資するとともに、広く公開されている。

このことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、その結果、把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教員組織は、講座制、学科目制を採り、学科目の教員は主として基礎教育科目を、講座の教員は主として専門教育科目を担当し、これらの内容と密接な関連を持った研究活動が行われている（別添資料3-3-1-1）。

また、特に教授の採用に際しては、研究活動や教育実績を検証している。

別添資料3-3-1-1 研究活動領域と教育内容（例示）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学では研究活動は活発に行われている。一般教育科目の教員の研究内容はそれぞれの教育科目に一致した専門分野のもので、医学科と看護学科の教員の研究内容は教育内容に密接に関連した医学研究である。

観点3-4-1： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程の支援は、教務部長を筆頭に、主に教務部学生支援課が所掌（別添資料3-4-1-1）しており、課長以下9人（課長補佐、教務係、大学院・留学生係、実習教育係）の事務職員を配置し、これに対応している。また、教務部図書館情報課においても、学術情報リテラシーを積極的に行っている。

これらの職員に加え、各講座、学科目、学内共同利用施設には事務職員のほか、技術職員等を配置し、学生実験の補助などを通して教育に携わっている。

また、本学では、チュートリアル教育のチューター等の学部教育を支援するため、TA制度を採用しており平成17年度には16人、平成18年度には22人（博士21人、修士1人）を採用した（表3-4-1-1）。

表3-4-1-1 講座学科目等職員配置状況

平成19年5月1日現在（TAは、平成18年度の配置状況）

区 分		事務職員	技術職員	技能職員	TA	計	備 考
学 生 支 援 課		9				9	学生係等（4人）を除く
講 座	基礎医学講座	8	3	4	2	17	
	臨床医学講座	15	4		19	38	
	看護学講座	2			1	3	総務課所属職員
学 科 目		3				3	〃
共同利用施設		2	13	6		21	
計		39	20	10	22	91	

別添資料3-4-1-1 旭川医科大学事務局事務分掌規程（抜粋）

（出典：旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

資料のとおり事務系職員と技術職員を適正に配置し、学生の教育に当たっている。また、TA制度も活用し、チュートリアル教育のチューター等で教育支援に関わっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員の配置は基本方針に従って配置されていることに加え、医科大学の将来を見据えて「将来構想検討委員会」において取りまとめた「教育研究組織の見直しの方向性等について」を推進し、新たな教育体制に柔軟に対応できるようにしている。

学部学生収容定員850人（在籍者数844人）に対し、専任教員267人が配置されて少人数教育が可能な教員を有している。平成16年には女性教授を採用し、平成18年には女性講師を助教授に昇任させるなど女性教員、外国人教員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針をとり、かつ、平成19年1月に学内に保育園を設置し、女性教員が活動しやすいような配慮も行っている。

全教員を対象とした教員評価と全授業担当教員を対象とした学生による授業評価を実施し、教員の教育活動に対する多面的評価を行っている。

本学では、研究活動が活発に行われている。一般教育科目の教員の研究内容は、それぞれの教育科目に一致した専門分野のもので、医学科と看護学科の教員の研究内容は、教育内容に密接に関連した医学研究が行われている。

【改善を要する点】

女性教員の数を増やす余地は、まだあるといえる。

（3）基準3の自己評価の概要

本学の教員組織は、学部専門科目担当教員は講座制により、また、一般教育担当教員は学科目制により編制するという基本の方針を有し、再編の方針も策定されている。教員の配置はこれらの方針に基づいて、配置されている。

学部学生収容定員 850 人（在籍者数 844 人）に対し、教員（非常勤講師を含む。）372 人が配置されている。また、大学院の収容定員 137 人（在籍者数 114 人）に対しては、専任教員の中で 210 人が兼任で教育に当たっている。したがって、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、学士課程及び大学院課程においても、大学設置基準を満たす専任教員が確保されている。

本学は、教授選考については、原則として公募制により行っており、また、全教員を対象に任期制を導入して活動の活性化に努めている。年齢のバランスは取れているが、性別のバランスに関しては、女性教員が働きやすい環境には配慮しているものの、結果として女性教員の数を増やす余地はまだあるといえる。外国人教師も配置していることもあわせ、総合的に教員組織の活動をより活性化するための適切な措置は行われている。

教員の採用及び昇任の手続きは、教員の選考等に関する規程に明確に定められ、指導能力の評価及び教育研究上の指導能力が評価項目を含めて教員の採用及び昇任の手続きは適切に運用されている。

本学では全教員を対象とした教員評価と全授業担当教員を対象とした学生による授業評価を実施している。これらの結果を各教員にフィードバックし、各教員の教育活動の活性化及び改善に役立てている。

本学では研究活動を活発に行われており、医学科、看護学科及び一般教育科目の教員の研究内容は、教育内容と密接に関連した研究を行っている。また、事務系職員、技術職員及びT Aを適切に採用・配置し、学生の教育支援に当たっている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-1: 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

学部におけるアドミッション・ポリシー（表 4-1-1-1）は、本学の教育理念・目標の実現を目指して平成 13 年 3 月に制定し、旭川医科大学概要、大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、ホームページ及び携帯電話サイト並びに大学入試センターのハートシステム（別添資料 4-1-1-1～6）などで、受験希望者、保護者、高等学校の進路指導担当教諭（以下「受験希望者等」という。）などに向け公表している。また、毎年受験希望者等を対象に開催するオープンキャンパス、大学説明会、高等学校訪問及びその関係者との懇談会等で本学の教育理念・目標と併せてアドミッション・ポリシーについて説明・周知に努めている。特にアドミッション・ポリシーに沿って入学者を選抜する AO 入試では、多くの受験者がありアドミッション・ポリシーが十分に周知されていると判断される（表 4-1-1-2）。

大学院のアドミッション・ポリシーは、平成 18 年 11 月に大学院の基本理念、教育目標とともに見直し（表 4-1-1-3）を行い、学生募集要項（別添資料 4-1-1-7, 8）やホームページに掲載するほか、オープンキャンパス等でも広く周知している。

表 4-1-1-1

アドミッション・ポリシー（学部）															
医師・看護職者としての適正とともに地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生															
（出典：旭川医科大学概要 ほか）															

表 4-1-1-2 AO 入試受験者数一覧（道内・道外別）

区分	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	医学科	看護学科	計	医学科	看護学科	計	医学科	看護学科	計	医学科	看護学科	計	医学科	看護学科	計
道内	18	12	30	20	15	35	16	17	33	37	29	66	22	19	41
道外	41	1	42	44	2	46	42	2	44	48	5	53	66	1	67
計	59	13	72	64	17	81	58	19	77	85	34	119	88	20	108

(出典：事務局資料)

表 4-1-1-3

アドミッション・ポリシー（大学院）															
修士課程（看護学専攻）															
1. 知的好奇心を持ち、看護学の研究を志す人															
2. 地域社会における保健・医療・福祉の向上に情熱を持つ人															
3. 看護専門職者として、指導的な役割を担う意欲のある人															
博士課程（医学専攻）															
1. 知的好奇心を持ち、生命科学、社会医学、臨床医学の研究を志す人															
2. 医学・医療を通して、社会へ貢献することに情熱を持つ人															
3. 研究成果を世界に向けて発信し、世界と共有する意欲のある人															

(出典：学生募集要項)

別添資料 4-1-1-1 旭川医科大学概要 (P. 7)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/gaiyou/gaiyou2006/japanese/07admissionpolicy_j/index.html

別添資料 4-1-1-2 大学案内 (P. 3)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/web-content/03.html>

別添資料 4-1-1-3 入学者選抜要項 (ウェブサイト)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/youkou.htm#PO>

別添資料 4-1-1-4 学生募集要項 (ウェブサイト)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/ippan.htm>

別添資料 4-1-1-5 大学入試センターハートシステム

http://www.heart.dnc.ac.jp/modules/detail/index.php?list_id_sect=&id_sect=1425&div_sect=1&id_user=&div_contents=1&seqno=&page=&sc=&t_suffix=#

別添資料 4-1-1-6 本学携帯電話サイト

<http://daigaku.jc.jp/c.php?u=00128&l=04&c=00019>

別添資料 4-1-1-7 大学院 (修士課程) 学生募集要項 (ウェブサイト)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/shushi2.htm>

別添資料 4-1-1-8 大学院 (博士課程) 学生募集要項 (ウェブサイト)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/hakushi.htm>**【分析結果とその根拠理由】**

本学の教育理念・目標に沿ったアドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内や入学者選抜要項等印刷物やホームページ等で公表するとともにオープンキャンパスや大学説明会等で説明するなど周知に努めている。

このことから、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等を記載したアドミッション・ポリシーを明確に定め、公表、周知していると判断する。

観点 4-2-1： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学のアドミッション・ポリシーでは、「医療職者としての適性」の一つである学力のみならず、「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」を謳い、その方針に沿った入学者を選抜するため、本学の入学定員 170 人のうち、一般選抜 70 人（「医学科・後期日程 50 人」を除く。）、AO入試 30 人（医学科 20 人、看護学科 10 人）及び編入学試験 20 人において、学力試験のほか面接試験、小論文等の人物評価試験を課し、これらの成績を総合的に審査して合格者を判定している（別添資料 4-2-1-1）。

特に平成 14 年度入試からは、より学力に偏重しない入学者の選抜を目指し、受験生の適性・意欲及び将来性等を総合的に評価する「AO入試」（別添資料 4-2-1-2）を導入した。この「AO入試」の一次選抜では「適性能力検査」、「集団面接」及び「課題論文テスト」を、二次選抜では問題発見、解決の意欲、行動力の評価に特化した「集団面接」及び「個人面接」等を課し、これらを総合的に審査して合格者を判定している。

なお、医学科学生を対象に行った選抜方法別の追跡調査では、人物評価試験を課した学生は、それを課してい

ない学生（後期日程）よりも入学後の学力評価において上回る結果が出ている（表 4-2-1-1）。

表 4-2-1-1

異なる選抜方法による医学科学生成績（平均点）				
入学年	AO入試	推薦入試	前期日程	後期日程
H14	2.26	2.49	2.30	2.24
H15	2.47	2.40	2.30	2.24*
H16	2.36*	2.21	2.28	2.17

(Grade Point 優=3, 良=2, 可=1, *: p<0.05))
(出典：入学センター活動報告書)

別添資料 4-2-1-1 入学者選抜要項

別添資料 4-2-1-2 AO入試学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、学力試験のほかに、そのみでは評価できない「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」を評価する人物評価試験を、一般選抜（「医学科・後期日程」を除く）、AO入試及び編入学試験に導入し、入学定員の 70%（120 人/170 人）に実施している。また、学生の選抜方法別の追跡調査では、人物評価試験を課した学生は、それを課していない学生と比較し入学後の学力評価において上回る結果となっている

このことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法を採用し、実質的にも機能していると判断する。

観点 4-2-2： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学の留学生、社会人及び編入学生における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、一般学生と区別することではなく同様とし、一貫性を持たしている。

編入学生の受入には、医学科第 2 年次後期編入学として定員 10 人及び看護学科第 3 年次編入学として定員 10 人を割り振り、また、私費外国人留学生及び帰国子女特別選抜として若干人の選抜を実施している。これらの募集要項には、教育の理念・目標及びアドミッション・ポリシー（別添資料 4-2-2-1～4）を明記するとともに、試験には面接等を取り入れ、学力試験の成績、面接の評価点を総合的に審査し、合格者を判定している。

社会人に関しては、大学院学生の受入に際し、アドミッション・ポリシーに沿った学生評価を行うため面接試験を実施するとともに、より多くの社会人が受験できるよう学力検査の試験科目等に配慮した選抜を行っている（別添資料 4-2-2-5, 6）。

別添資料 4-2-2-1 医学科 2 年次後期編入学学生募集要項（抜粋）

別添資料 4-2-2-2 看護学科 3 年次編入学学生募集要項（抜粋）

別添資料 4-2-2-3	帰国子女特別選抜学生募集要項（抜粋）
別添資料 4-2-2-4	私費外国人留学生選抜学生募集要項（抜粋）
別添資料 4-2-2-5	修士課程学生募集要項（抜粋）
別添資料 4-2-2-6	博士課程学生募集要項（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本学の留学生、社会人及び編入学生の受入等に関する基本方針は、一般学生と同様として一貫性を持たせ、その方針は、学生募集要項に明記している。また、これら学生の入学試験では、学力試験の成績及び面接等の評価点により総合的に審査し、アドミッション・ポリシーに沿った判定をしている。

さらに、大学院学生の受入においては、社会人に配慮した選抜を実施している。

このことから、留学生、社会人、編入学生の受入等に関して適切な対応が講じられていると判断する。

観点 4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の学生の入学に関する基本方針は教育研究評議会で審議し、各年度の学生選抜要項を決定している。入試の実施に当たっては、学長を委員長とする入学試験委員会（別添資料 4-2-3-1）で基本方針に沿って企画立案し、教授会で合格者を決定している。

試験を円滑に実施するため、入学試験委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会及び地域枠推薦入学試験実施委員会の5実施委員会（別添資料 4-2-3-2～65）を設置している。学力検査委員会には、各々の試験の出題科目ごとに出題部会、点検部会及び採点部会の専門部会を設け、委員はそれぞれ学長が委嘱し、職務と責任は委嘱状に明記している。

さらに、各委員会による公正な入試を円滑に実施するための組織として、学長の下に入学センター（別添資料 4-2-3-7）を設置している。入学センターには、センター長（副学長が兼務）と副センター長（専任教授）及びセンター員7人（本学教員が兼務）を配し、円滑な業務の遂行のため、毎月定期的にセンター会議を開催している。入学センターは、各試験の公正な実施に当たり、本学職員の試験当日の業務を徹底するため、試験実施要領（別添資料 4-2-3-8）を作成し、事前に説明会を開催している。

大学院の入試に当たっては、修士課程と博士課程ごとに大学院委員会（別添資料 4-2-3-9）で審議し、それぞれの小委員会において実施体制等（別添資料 4-2-3-10, 11）を決定し、公正な試験を実施している。

別添資料 4-2-3-1	旭川医科大学入学試験委員会規程	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料 4-2-3-2	旭川医科大学AO入試実施委員会規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-3	旭川医科大学編入学試験実施委員会規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-4	旭川医科大学学力検査委員会規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-5	旭川医科大学面接試験実施委員会規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-6	旭川医科大学地域枠推薦入学試験実施委員会規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-7	旭川医科大学入学センター規程	（出典： " ）
別添資料 4-2-3-8	試験実施要領	（出典：事務局資料）
別添資料 4-2-3-9	旭川医科大学大学院委員会規程	（出典：旭川医科大学規程集）

別添資料 4-2-3-10 修士課程看護学専攻入学試験実施体制

(出典：事務局資料)

別添資料 4-2-3-11 修士課程看護学専攻入学試験実施要領

(出典： 〃)

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜の基本方針は教育研究評議会で決定し、企画立案は入学試験委員会が担当している。入学者選抜の実施は、入学試験委員会の下に置かれたAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会と、それら委員会による入学者選抜の実施を推進する入学センターが行い、各々の業務と責務が明確となっている。大学院は、大学院委員会の下に設置している小委員会にて実施体制を決定している。

また、実施に当たっては、試験担当者に対して実施要領を作成し、事前説明会を開催するなど公正な実施に努めている。

このことから、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4-2-4： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかについて検証するため、入学センターでは、入学者選抜方法の調査及び研究に関すること並びに入学者の追跡調査及び研究に関すること等を行い、その活動内容は入学センター活動報告書としてまとめている（別添資料 4-2-4-1）。

従来は、学力評価指標による追跡が主体であったが、アドミッション・ポリシーに沿っているか検証するために態度・技術等の評価指標も含めた「学生トレース支援システム」（別添資料 4-2-4-2）を構築中である。今後、学力以外の評価尺度研究・開発を入学センターが中心となって進め、AO入試の選抜方法をさらに検証し、よりアドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得を目指す。

さらに、各試験の実施後に面接担当教員にアンケート調査を実施し、その結果を参考に各試験実施委員会（AO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会）で次年度の実施に向けた評価を行うとともに、入学センター会議でさらに評価し、次年度入試の改善に役立てる体制をとっている。その結果として、平成 17 年度からは、学力試験としてセンター試験を課していた推薦入試をAO入試と統合し、両者の長所を兼ね備えた新AO入試を実施している。

別添資料 4-2-4-1 入学センター活動報告書

別添資料 4-2-4-2 「学生トレース支援システム」イメージ図等

(出典：入学センター資料)

【分析結果とその根拠理由】

入学センターが異なる選抜方法によって入学した学生の追跡調査、面接担当者からのフィードバック調査を行っており、アドミッション・ポリシーに沿った受入をしているかについて検証している。

また、その結果はAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会及び入学試験実施を推進する入学センター会議で検討し、すぐ次年度の選抜方法に反

映する体制を整えている。実際に平成 17 年度からは推薦入試と AO 入試の統合という形で反映している。

このことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学部における入学状況は、表 4-3-1-1 に示すとおりで、医学科、看護学科とも充足率は 100% である。

大学院における入学状況は、表 4-3-1-2 に示すとおりで、過去 5 年間の平均充足率は、修士課程では 72.5%、博士課程においては 57.8% にとどまっている。

大学院修士課程においては、過去 5 年間のうち平成 18 年度を除き入学定員を満たしていない。実入学者が入学定員を大幅に下回っている博士課程においては、平成 19 年度にこれまでの 4 専攻を 1 専攻 2 コース制に再編し、入学定員を 30 人から 15 人へと改組した。

表 4-3-1-1 入学者状況（学部）

年 度	学 科	入学定員	志願者数	倍率	受験者数	合格者数	入学者数	充足率 (%)
平成 15 年度	医 学 科	95	1,230	12.9	962	100	95	100.0
	看護学科	70	378	5.4	317	77	70	100.0
平成 16 年度	医 学 科	100	880	8.8	741	100	100	100.0
	看護学科	70	302	4.3	247	75	70	100.0
平成 17 年度	医 学 科	100	1,226	12.3	995	107	100	100.0
	看護学科	70	305	4.4	248	74	70	100.0
平成 18 年度	医 学 科	100	1,398	14.0	1,143	106	100	100.0
	看護学科	70	270	3.9	222	72	70	100.0
平成 19 年度	医 学 科	90	878	9.8	675	91	90	100.0
	看護学科	70	299	4.3	233	71	70	100.0

（備考）平成 19 年度の医学科には 2 年次後期編入学分が含まれていない。

表 4-3-1-2 入学者状況（大学院）

年 度	修士課程			博士課程		
	入学定員	入学者数	充足率 (%)	入学定員	入学者数	充足率 (%)
平成 15 年度	16	9	56.3	30	13	43.3
平成 16 年度	16	13	81.3	30	16	53.3
平成 17 年度	16	9	56.3	30	10	33.3
平成 18 年度	16	16	100.0	30	16	53.3
平成 19 年度	16	11	68.8	15	23	153.3
平均充足率 (%)	80	58	72.5	135	78	57.8

【分析結果とその根拠理由】

学部においては、実入学者が入学定員を大幅に超える、又は下回る状況にはなっていない。

大学院修士課程においては、過去5年間のうち平成 18 年度を除き入学定員を満たしていない状況にあり、今後、入学定員の充足や入学定員の適正化について検討を要する。

博士課程においては実入学者が入学定員を大幅に下回っているため、これまでの4専攻を1専攻に再編し、入学定員は30人から15人へと改組した。

このことから、修士課程については、入学定員の充足や入学定員の適正化について検討の必要があるが、博士課程においては、これを改善するための取組が行われ、入学定員の適正化が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

とかく学力試験重視である医学部において、学力に偏重しないAO入試により医学科20人、看護学科10人の学生を受け入れている点及び入学定員の70%において面接試験等による人物評価を導入している点は、入学者受入方針に沿った選抜を実施するという目的に照らして優れている。

【改善を要する点】

大学院修士課程において、入学定員を満たしていないことから、今後、定員の充足や入学定員の適正化について検討する必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学での入学者受入方針は、平成13年に制定し、大学案内等の印刷物及びホームページ等により公表し、さらにオープンキャンパス、大学説明会において説明するなど、十分に公表・周知している。

入学者受入方針に掲げている「医療職者としての適性」の一つである学力のみならず「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」といった学力試験では評価できないアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行うために、面接等の人物評価試験を入学定員の70%において実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った適切な受入方法を採用し、実質的に機能している。留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針は、一般学生と同様であるが、大学院学生の受入においては、社会人に配慮した方策を講じている。

公正な入学者選抜のために、基本方針を育研究評議会で決定、企画は入学試験委員会で決定、入学者選抜の実施は入試委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会を置き、それら委員会の業務をより推進する入学センターによって実施しており、各々業務と責務を明確とした体制を整えている。入学センターには専任教員を配置し、試験実施に当たっては、試験担当者に対して実施要領を作成し、さらに事前説明会を開催するなど公正な実施に努めている。

入学者受入方法の検証のために、入学センターにより、異なる選抜方法ごとに入学した学生の追跡調査、面接担当者からのフィードバック調査を行い、アドミッション・ポリシーに沿った受入を行っているかについて検証している。平成17年からは推薦入試とAO入試の統合という形で入学者受入方法を検証した結果を反映させており、実際に入学者選抜の改善に役立っている。

入学定員に関しては、学部の実入学者数が入学定員を大幅に超えたり、下回る状況にはなっていないが、大学院においては、過去5年間の入学定員に対する平均充足率は、修士課程が72.5%、博士課程が57.8%にとどま

っている。。

そのため、博士課程においては、平成 19 年度に現行の 4 専攻（入学定員 30 人）を 1 専攻 2 コース制（入学定員 15 人）に改組し、入学定員の適正化を図った。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到る状況】

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与される学位（医学士・看護学士）に沿った教育課程を構成している（前掲表 1-1-1-2，別添資料 5-1-1-1）。

医学科では、必修科目 213 単位のほか、開講選択科目 35 単位中 8 単位以上を取得することになっている。必修科目の内容については、国公立医科大学（医学部）共通の「モデル・コア・カリキュラム」に準拠しており、遺漏や過度の重複は避けている（別添資料 5-1-1-2）。

医学科カリキュラムの最大の特徴としては、医師に必要な高度な知識・技術の効果的な育成のために、①基礎教育、②基礎医学、③臨床医学の 3 領域及び①②③各内部での諸分野をそれぞれ有機的に結ぶ統合カリキュラム（「生命科学」、「社会医学」、「基礎医学」、「臓器別・系別講義」など）を第 1 学年から第 6 学年まで展開している。

地域医療への貢献という目標への動機付けのために、低学年生に「早期体験実習」を課し、また、生涯を通した自学自習の態度を養うために「医学チュートリアル」を導入しており、さらに、医療者としての自立を目指して臨床実習では地域医療機関と連携した診療参加型臨床実習を実施している。そのために必要な全国的なレベルの技能は OSCE（Object Structured Clinical Examination；客観的臨床能力試験）で、知識については CBT（Computer-Based Testing；コンピュータを用いた客観試験）で評価している。

一方、看護学科では、必修科目 109 単位のほか、開講選択科目 50 単位中 16 単位以上を取得することになっている。この学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り看護職者に必要な必修科目が、第 1 学年から一般基礎科目（教養科目）だけでなく専門基礎科目や専門科目をも学ぶくさび型カリキュラムデザインによって展開しており、学年の進行に合わせて各学年で到達すべきレベル目標を明確にし、自らの学びを効果的にできるようにしている。

また、両学科とも教養英語だけでなく医学英語・看護学英語を重視し、幅広いコミュニケーション能力や、国際交流・国際貢献のための幅広い視野と能力の習得に意を用いている。

医療者にとって大切な生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力、病める人を思い遣る心については、両学科とも、広義の倫理を扱う科目で涵養している。医学科では「社会医学基礎 I～IV」、「臨床医学概論 I～IV」など、看護学科では「人間科学 I～III」などがこれにあたる（別添資料 5-1-1-3，4）。

選択科目については、両学科とも、いわゆる一般教育の科目を中心に多彩に展開し、特に、医学科・看護学科の相互理解を図り協調性を養うために、低学年次の教養教育は両学科合同の選択科目として実施するカリキュラムを採用している。この合同科目群は、「大学設置基準」にも謳われている「豊かな人間性」や「幅広く深い教養」を涵養するために、人文・社会・自然の各領域及びこれら 3 領域の有機的統合領域にわたって、多数開講している。

別添資料5-1-1-1	旭川医科大学学則（別表1，別表2）	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料5-1-1-2	モデル・コア・カリキュラム準拠状況（抜粋）	（出典：事務局資料）
別添資料5-1-1-3	医学科履修要項 (P.9・10・43・44 社会医学基礎Ⅰ～Ⅳ，P.114・115・164・165 臨床医学概論Ⅰ～Ⅳ)	
別添資料5-1-1-4	看護学科履修要項（P.7・8・10～13 人間科学Ⅰ～Ⅲ）	

【分析結果とその根拠理由】

医学科の必修科目については、国公私立医科大学（医学部）共通の「モデル・コア・カリキュラム」に準拠しており、科目が適切に配置されているとともに、内容の遺漏や過度な重複が避けられており、バランスもよいといえる。

また、看護学科についても、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、教育内容を過不足なく専門基礎科目や専門科目を必修科目として配置されている。

このことから、教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与される学位に沿って教育課程を編成し授業内容を展開している。

医学科では、平成14年度から「モデル・コア・カリキュラム」を取り入れており、その構成・内容等については、教務・厚生委員会及びその下部組織である教育課程編成委員会において、不断に検討・検証しており、各教員に「モデル・コア・カリキュラム」への準拠状況を調査し、授業内容の不足や過度の重複がないよう留意している。

また、看護学科では、第1学年から専門基礎科目及び専門科目を学ぶくさび型カリキュラムデザインでまとめている。

両学科とも、複数教員で担当する科目（いわゆる統合科目）には責任者（コーディネーター）を置き、それをシラバスにも明記し、授業内容が教育課程編成の趣旨に沿うよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

教務・厚生委員会及びその下部組織である教育課程編成委員会による検討により、教育の目的に沿った教育課程が編成されている。また、この両委員会及び科目コーディネーターにより、授業内容が編成の趣旨に沿ったものになっているよう不断に検証作業をしている。

このことから、授業内容が、全体として教育課程編成の主旨にそったものになっていると判断する。

観点5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

授業の内容は、医学科の選択必修コースに見られるように各講座等で行われている教員の研究活動を基礎としている（別添資料 5-1-3-1）。

例えば、選択必修コースⅠ（ニューロサイエンスコース）においては、最近の脳科学がどのように脳機能の解明につながり、これからの知識がどのように今後の脳研究や様々な神経疾患の病態生理機序の解明や診断、そして新たな治療法の確立につながるのかを概説している（表 5-1-3-1）。

表 5-1-3-1

96-2. 選択必修コースⅠ(第3学年)・Ⅳ(第4学年) ニューロサイエンスコース(選択必修)				
担当教員	◎吉田 成孝、田中 達也、高草木 薫、清川 一彦、相沢 仁志、田中 肇、林 要喜知、橋本 眞明、奥村 利勝、吉田 晃敏、橋詰 清隆、木山博資（非常勤）			
対象学年	開講時期	単位数	コマ数	
第3・4学年	後 期	2単位	30コマ	
履修の目的				
神経疾患の診断や治療にあたっては、正常の脳機能や神経科学の進歩についての理解が必要である。人類はヒトの脳の働きを理解しようと少なからぬ努力を行ってきた。その上でも脳は未だ未知の臓器として我々の前に立ちだかっている。しかし、最近の分子生物学、細胞生物学、電気生理学、画像解析等の著しい進歩で脳機能の解明に向けての光明が見えてきた。このコースでは、最近の脳科学がどのように脳機能の解明につながり、また、これらの知識がどのように今後の脳研究や様々な神経疾患の病態生理機序の解明や診断、そして新たな治療法の確立に繋がるのかを概説する。				
授業の形式(板書、プリント、視聴覚機器の活用、学外見学など)				
板書、スライド、液晶プロジェクター、配布資料を用いた授業を行う。				
コマ数	履修主題	履 修 内 容	担当教員	
1、2	神経機能解剖と神経疾患	ヒトの神経系を機能と解剖から総合的理解し、神経疾患を学ぶ。	相沢	
3、4	情動脳	知性や理性など豊かな人間性を持つことができるのは、情動や感情を支える大脳辺縁系の機能に強く依存することを理解する。	高草木	
5、6	社会脳	人間同士の係り合いや社会行動の基盤を支える脳機能の発達・形成の仕組みと、自閉症や反社会行動の神経基盤を理解する。	田中（肇）	
7、8	創造脳	ヒトの脳が獲得した最高の機能は創造力である。知能発現の基盤となる中枢神経機構について理解する。	高草木	
9、10	生存脳	視床下部・自律神経系は我々の生存機能に重要な役割を担う。哺乳動物の体温調節機構を例にとり、ホメオスターシス（恒常性）の仕組みについて理解する。	橋本	
11、12	Cortical mapping	人の大脳皮質の機能局在を明らかにするために、シート電極を患者の脳表に設置し、電極を電気刺激することにより、機能を判定する研究を学ぶ。	橋詰	

(出典：医学科履修要項)

別添資料 5-1-3-1 旭川医科大学概要 (P.19・20 研究領域)

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容は、医学科の選択必修コースに見られるように各講座等で行われている教員の研究活動を基礎としている。

このことから、授業内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例え

ば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

医学科では、医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学のうち、高校までに履修していない科目についてのリメディアル教育を、入学直後の4月に各20時間にわたって実施し、5月以降の本格的な教育に当たってどの学生にも支障が生じないよう配慮している（別添資料5-1-4-1）。

医学科・看護学科共、毎年、編入学者を受け入れており、他大学で修得した成績を既修得単位として認定している（表5-1-4-1、2）。さらに、看護学科では、編入学者用の授業時間割を編成することによって、編入学者が不利にならないよう配慮している。

また、放送大学、北海道教育大学旭川校とそれぞれ単位互換に関する協定を、東京女子医科大学とは特別聴講学生に関する協定を締結しており、単位取得者には単位互換できるようになっている（別添資料5-1-4-2～4）。

看護学科では、看護師と保健師の資格取得を目指した教育を展開し、さらに、希望者には、選択科目を受講して合格すれば助産師の資格も取れるようきめ細かく配慮している。

表5-1-4-1

旭川医科大学学則（抜粋） （医学科の第2年次後期編入学） 第23条 次の各号の一に該当する者で、医学科への入学を志願する者は、選考の上、定員の範囲内で、第2年次後期への入学を許可する。 （1）大学を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者 （3）大学院修士課程又は博士課程を修了した者 2 前項の取扱いについては、別に定める。 （看護学科の第3年次編入学） 第25条 次の各号の一に該当する者で、看護学科への入学を志願する者は、選考の上、定員の範囲内で、第3年次への入学を許可する。 （1）看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者 （2）短期大学の看護学科を卒業した者 （3）大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者 （4）学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10に定める者で看護系専修学校の専門課程を修了したもの 2 前項の取扱いについては、別に定める。 （出典：旭川医科大学規程集）
--

表5-1-4-2

旭川医科大学医学部医学科第2年次後期編入学に関する申合せ（看護学科第3年次編入学も同様） 1 この申合せは、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）第16条の規定に基づき、旭川医科大学医学部医学科第2年次後期編入学生（以下「編入学生」という。）の入学入学前における大学等での修得単位（以下「既修得単位」という。）等の取扱いに関し、必要な事項を定める。 2 編入学生の既修得単位は、その授業科目が本学の授業科目に相当すると認められる場合は、本学の授業科目を履修したものと
--

して認定する。

- 3 既修得単位の認定にあたっては、教務・厚生委員会の議を経て学長が認定する。
- 4 認定された授業科目の単位は、「認定」の標語をもって表す。
- 5 学長は、第3項で認定した授業科目について、「既修得単位判定通知書」（様式第1）を交付するものとする。
- 6 編入学生は、認定された単位と合わせて卒業に必要な単位を修得しなければならない。

（出典：旭川医科大学規程集）

別添資料5-1-4-1 医学科履修要項 (P.31～33 自然科学入門)

別添資料5-1-4-2 放送大学との間における単位互換に関する協定書

別添資料5-1-4-3 北海道教育大学との間における単位互換に関する協定書

別添資料5-1-4-4 東京女子医科大学医学部との特別聴講学生に関する協定書

【分析結果とその根拠理由】

リメディアル教育の実施、編入学生への配慮、他大学との単位互換などが実施されている。

このことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業科目の単位数は、学則に明示しており、学生には「学生生活のしおり」を通して入学時に周知・徹底している。

単位の定義は、講義科目の場合、60分授業15回を1単位としており、時間数を厳密に計算している（別添資料5-1-5-1）。また、予定されていた時間が休講となった場合には原則として後日に補講をするなどの措置も取られている。

医学科では、将来の国家試験などを踏まえつつ、カリキュラムの最大の特色の1つである「医学チュートリアル」など自学自習を主体とする科目を実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。

看護学科では、将来の国家試験などを踏まえつつ、第1学年から専門的な科目をも学ぶくさび型カリキュラムを実施しており、学年の進行に合わせ、各学年における到達すべきレベル目標も明確にしている。また、卒業生特性としての到達目標も明確に提示し、自らの学びを効果的に確認できるようにしている。

また、学習する場として図書館の24時間開館、講義室やチュートリアル室の空き時間使用などを支援している。

成績評価に当たっては、多くの科目で出席状況を重視し、頻回にわたりレポートを課すとともに、定期試験は厳格に実施している。

さらに、全ての学年に学年担当教員として、医学科1・2年は一般教育の教授、3・4年は基礎医学の教授、5・6年は臨床医学の教授、看護学科1～4年は看護学科の教授を配置し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っている（表5-1-5-1）。

表 5-1-5-1

学生生活のしおり（抜粋） 7. 学年担当（医学科）・・・P15 各学年にそれぞれ1名の教員が学年担当として置かれています。 学年担当の教員は、第1・2学年には一般教育、第3・4学年には基礎医学、第5・6学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ2年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。 また、学生諸君が何事によらず指導助言を求められるように、一般教育担当教員又は教務・厚生委員会の委員である教員も、その相談役としての窓口となっておりますので気軽に相談してください。 7. 学年担当（看護学科）・・・P23 各学年にそれぞれ1名の教員が学年担当として置かれています。第1学年時の学年担当は第4学年までの学年担当となります。 学年担当は、学生に対して、授業や大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。また、学生諸君が何事によらず指導助言を求められるように、教務・厚生委員会の委員である教員も、その相談役としての窓口となっておりますので、気軽に相談してください。 （出典：学生生活のしおり）
--

別添資料 5-1-5-1 時間割

【分析結果とその根拠理由】

授業科目の単位数は、学則に明示されており、どの科目でも授業に必要な時間数を厳密に計算している。単位の認定に当たってはレポートや試験を厳格に課している。

このことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点到係る状況】

本学では、授業形態（講義・演習・実験・実習等）については教務・厚生委員会及び教育課程編成委員会で検討を行いバランスよく配置している（別添資料 5-2-1-1, 2）。ちなみに全体に占める単位の割合は、医学科では講義 65%, 演習・実習 35%, 看護学科では講義 73%, 演習・実習 27%となっている。以下に、本学の特色ある授業について具体例を述べる。

医学科入学直後の第1学年と第4学年に実施している演習「医学チュートリアル」（医学科履修要項 P. 30）は、6～7名の小人数で構成された学習グループにより、医学を学ぶ上で最も大切な自学自習の学習態度を身につけるため、身近な事柄から問題点を見つけ、対話や討論によってそれを掘り下げて最新の知識に至るまで自学自習していく方式の授業である。専用のチュートリアル教室には、教科書、参考書及びインターネットに繋がったコンピュータなどが整備されており、最新の知識が学べるように配慮している。

第1学年で開講される「生命科学Ⅲ」（医学科履修要項 P. 16）は、医学を学習する上で必要な統計学を学び、情報処理実習室（パソコン 100 台設置）を使用し、データを収集・加工・発信、ネットワークと情報機器を正しく理解し、適切な処理能力を養う授業である。

ほかにも、大講義室等で視聴覚教材（ビデオやDVDなど）を活用した授業が多く展開されている。

第1・2学年で実施される「早期体験実習」（医学科履修要項 P. 8・42）は、入学直後から、毎日の学習は、全て医師になる自分のために行うのだという強い動機付けを行うためのフィールド型授業で、医療・保健・福祉施設などの現場を体験させ、実際に病苦に悩む患者さんに直面することで、人命を預かる医師としての強い使命感を芽生えさせる。

看護学科では、医療現場で真に貢献できる看護職者の育成のために、低学年から具体的・実践的な教育を重視している。低学年から専門科目を取り入れたくさび型カリキュラムを実施しており、特にフィールド型授業である「基礎看護学実習」（看護学科履修要項 P. 20・21・46・47）を第1学年から実施し、実際に医療現場で患者さんと接することにより暖かな心を持ち自立できる看護職者の育成に意を尽くしている。

別添資料5-2-1-1 医学科履修要項（巻頭「医学科授業科目の単位数及び履修年次等」）

別添資料5-2-1-2 看護学科履修要項（巻頭「看護学科授業科目の単位数及び履修年次等」）

別添資料5-2-1-3 医学科履修要項（P. 8・16・17・30・42）

別添資料5-2-1-4 看護学科履修要項（P. 20・21・46・47）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、観念的・抽象的な内容に陥りがちな講義科目の比率を抑え、医学・看護学上の諸問題を具体的・実践的に探究できる演習・実験・実習が設定されており、社会から強く求められている医療職者の育成にふさわしい教育カリキュラムである。

また、演習・実験・実習では、少人数、フィールド型、情報機器の活用など、きわめて特色ある教育を取り入れており、授業形態のバランスがよく、教育内容に応じた適切な指導法が工夫されている。

このことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

本学では、医学科、看護学科共にシラバス（別添資料5-2-2-1, 2）を作成しており、入学時のオリエンテーションにおいて配付し説明するとともに、各授業科目の初講時においても説明している。

シラバスの内容は、担当教員氏名、対象学年、開講時期、単位数、コマ数、履修の目的、授業の形式、成績評価の基準等、学生へのメッセージ、コマごとの履修主題と履修内容、教科書・参考書と細部にわたっており、し

かもページごとにまとまっていて学生が利用しやすくなっている。学生だけでなく担当教員にも配付され、双方が折に触れて参照できるようになっている。

「学生による授業評価」には「各担当教員は履修主題に沿って行いましたか」という設問があり、教員には、常にシラバスを意識した授業構成が課されている。この評価項目に対する学生の評価は、どの教員の場合も概して高くなっている。

別添資料 5-2-2-1 医学科履修要項

別添資料 5-2-2-2 看護学科履修要項

【分析結果とその根拠理由】

本学のシラバスは大部に渡る詳細なもので、学生の勉学にとって必要な情報がすべて網羅されており、入学時のオリエンテーションや各授業科目の初講時に活用されている。

このことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学のカリキュラムの最大の特色の 1 つである医学科の「医学チュートリアル」（医学科履修要項 P. 30）など、自学自習を主体とする科目を適宜取り入れることで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学習する場としては、図書館の 24 時間開館、講義室やチュートリアル室（15 室）の空き時間使用などを支援している。

医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学については、「自然科学入門」（医学科履修要項 P. 31～33）という授業で基礎学力不足を補うリメディアル教育を実施している。

医学科・看護学科合同の教養選択科目「教養概論」（医学科履修要項 P. 94）では、文科系の基礎学力（漢字・ことわざ・熟語の知識などの充実や、高校地歴・公民分野の復習など）に配慮したリメディアル教育を実施している。

両学科の全ての学年に 1 名ずつ配置されている学年担当教員が、常に当該学生全員の成績や学習態度・出席率などを把握することに努めており、成績不振の学生や欠席がちな学生がいた場合には、学生本人、場合によっては保護者に、ただちに積極的にしかるべきアドバイスをする体制を確立している。

別添資料 5-2-3-1 医学科履修要項（P. 30～33, P. 94）

【分析結果とその根拠理由】

自学自習の態度を養うカリキュラムを設定しているとともに、大学として、学習の場（図書館、空き教室等）も十分に確保している。基礎学力の不足している学生に対しては、リメディアル教育による対処はもちろん、それぞれの科目担当教員・学年担当教員が個別に対応し万全を期している。

このことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点5-2-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の成績評価については、「医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第5条及び「医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第6条に基づき、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況などを考慮し総合的に評価し、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（0～59）の4段階で行われており、優、良及び可を合格としている（表5-3-1-1）。その成績評価基準については、科目ごとに「シラバス」の中に明示している。

卒業要件としては、本学学則第33条に明示されており、医学科は6年以上在学し、必修科目213単位及び選択科目8単位以上、合計221単位以上を修得、看護学科は、4年以上在学し、必修科目109単位及び選択科目16単位以上、合計125単位以上を修得することとなっている（表5-3-1-2）。

また、成績評価及び卒業認定については、入学時のオリエンテーションで「シラバス」や「学生生活のしおり」を配付して、説明している。

表5-3-1-1

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（抜粋）（看護学科も同内容）	
（成績の評価）	
第5条 成績の評価は、第3条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。	
2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、履修要項に明示するものとする。	
3 成績の評価は、次表のとおりの評点及び評語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験の評価は、可を限度とする。	
評 点	評 語
100 ～ 80	優
79 ～ 70	良
69 ～ 60	可
59 ～ 0	不可
4 学期をまたがる授業科目で履修途中における評価を必要とする場合は、合又は否とする。	
（出典：旭川医科大学規程集）	

表5-3-1-2

旭川医科大学学則（抜粋）
（卒業の要件）
第33条 医学科の卒業の要件は、6年（第2年次後期編入学者は、4年6月）以上在学し、別表1に定めるところにより、必修科目213単位及び選択科目8単位以上、合計221単位以上を修得することとする。

2 看護学科の卒業の要件は、4年（第3年次編入学者は、2年）以上在学し、別表2に定めるところにより、必修科目109単位及び選択科目16単位以上、合計125単位以上を修得することとする。

（出典：旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は、「シラバス」や「学生生活のしおり」に明示されており、それが全学生に配付・説明されている。

このことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

観点5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、観点5-1-5や5-3-1で記載のとおり、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況などにより総合的に評価している。

単位認定については、上記の要素を基礎データとして授業担当教員が行っている。また、科目や担当者による著しいばらつきを減らす工夫として、学年担当者会議での成績確認、さらに、教務・厚生委員会での確認を行っている。

進級及び卒業認定については、前述の最終単位を教務・厚生委員会及び教授会で審議・認定している（別添資料5-3-2-1，2）。

別添資料5-3-2-1 進級判定資料（医学科第1学年学業成績評価一覧表・抜粋）

（出典：事務局資料）

別添資料5-3-2-2 卒業判定資料（医学科第6学年学業成績評価一覧表・抜粋）

（出典： " ）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価・単位認定・卒業認定については、厳格な試験やレポートによって授業担当教員が評価・認定し、それを学年担当者会議で確認し、さらに教務・厚生委員会を確認し、最終的に教授会で審議され、認定している。

このことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

個々の学生の成績評価に際しては、担当教員の独断のみによらないよう学年担当者会議で成績確認を行っている。さらに、教務・厚生委員会及び教授会においても確認を行っている。したがって、極端に成績評価が甘い教員や辛い教員、特定の学生に手心を加えるような教員は出現しにくい体制となっている。

学生からの異議申し立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、本学では全学年に学年担当教員

が配置（表 5-3-3-1）されており、履修上の問題等についての相談が可能となっている。

さらに、試験問題は 5 年、試験答案及びレポート等は、1 年未満の保存を教員に義務付け、万一の不測の事態に備えている。

表 5-3-3-1

学生生活のしおり（抜粋） 7. 学年担当・・・P15 各学年にそれぞれ 1 名の教員が学年担当として置かれています。 学年担当の教員は、第 1・2 学年には基礎教育、第 3・4 学年には基礎医学、第 5・6 学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ 2 年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。 また、学生諸君が何事によらず指導助言を求められるように、基礎教育担当教員又は教務・厚生委員会の委員である教員も、その相談役としての窓口となっておりますので気軽に相談してください。（出典：学生生活のしおり）
--

【分析結果とその根拠理由】

授業担当教員、学年担当者会議、教務・厚生委員会、教授会というように、何重にもチェック体制が敷かれている。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜大学院課程＞

観点 5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院では、基本理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与する学位（医学博士・看護学修士）に沿った教育課程を編成している（前掲表 1-1-3-2，別添資料 5-4-1-1）。

修士課程（看護学専攻）では、①豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成、②看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成、③看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を教育目標に掲げ、表 5-4-1-1 の専門領域で構成する教育課程を編成している。

博士課程（医学専攻）では、①秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成、②地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成、③国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成を教育目標に掲げ、表 5-4-1-1 のとおり研究者コースと臨床研究者コースに専門領域ごとの教育課程を編成している。

また、平成 18 年度から共通講義を新設するなど教育課程の改革に着手しており、さまざまな分野を横断的に網羅する共通先端医学特論を共通科目として必修化し、幅広い知識に裏打ちされた専門性の高い医療従事者、医学研究者の育成を目指している。このほか両コースの共通科目としては、基盤医学特論、先端医学特論、医学論文特論の 3 科目 10 単位を、コース別に医学基盤演習 2 単位を設定している。

表5-4-1-1 大学院医学系研究科

課 程	専 攻 等		専 門 領 域
修士課程	看護学専攻		看護管理学, 基礎看護科学, 生体防御学, 看護教育学, 精神保健看護学, 地域保健看護学, 健康教育開発学, 小児・家族看護学, 母子看護学, 生活習慣病看護学
博士課程	医学専攻	研究者コース	腫瘍・血液病態学, 社会・環境医学, 免疫・感染症病態学, 感覚器・運動器病態学, 内分泌・代謝病態学, 神経・精神医学, 循環器・呼吸器病態学, 消化器病態学, 分子生理・薬理学, 生殖・発達・再生医学
		臨床研究者コース	臨床腫瘍・血液学, 臨床環境・社会医学, 臨床免疫・感染症学, 臨床感覚器・運動器学, 臨床内分泌・代謝学, 臨床神経・精神医学, 臨床循環器・呼吸器学, 臨床消化器学, 臨床薬理・分子生理学, 臨床生殖・発達・再生医学

(出典：旭川医科大学概要)

前掲表1-1-3-2 大学院基本理念

別添資料5-4-1-1 旭川医科大学大学院学則（別表第1，別表第2）

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

大学院の基本理念及び教育目標を策定し、授与される学位と目標とする人材の育成に対応した教育課程を編成している。

また、これらに基づき平成18年度から共通講義を新設するなど教育課程の改革に着手し、大きく変わりつつある医学、看護学領域の大学院として、社会の要請に応じて行こうとしている。

このことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっていると判断する。

観点5-4-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院では、教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与する学位に沿った授業内容を展開している。

修士課程（看護学専攻）では、専門領域ごとに講義、演習の授業科目を設定しており、別添資料5-4-2-1のと通りの授業内容となっている。

博士課程（医学専攻）では、研究者コースと臨床研究者コースに専門領域ごとの講義、演習、実験・実習の授業科目を設定しており、別添資料5-4-2-2のと通りの授業内容となっている。

特に平成19年度に改組した博士課程においては、共通基盤医学特論では、研究倫理、研究方法概論、研究財産管理論など、全ての研究者に必要とされる知識について講義を組み立てている。

共通先端医学特論では、腫瘍・免疫、外部環境・神経、内分泌代謝・生殖発生などの3つのテーマを設定し、現代日本における死亡原因の上位を占めるガン、脳卒中や心筋梗塞などの血管疾患及びそれらの遠因となる糖尿病を代表とする代謝疾患について最先端の基礎研究から臨床応用まで網羅して講義を組み立てている。

共通医学論文特論では、科学論文作成に関わる書式や語彙のみに止まらず、インターネットを利用する情報の

収集検索や様々な電子辞書・シソーラスなどの活用，生物統計の適切な応用を通じたデータの整理など，多方面から医学論文の作成及びプレゼンテーションについて講義を組み立てている。

別添資料 5-4-2-1 大学院履修要項・修士課程（授業科目等一覧）

別添資料 5-4-2-2 大学院履修要項・博士課程（P.143・144）

【分析結果とその根拠理由】

共通科目においては，編成の趣旨に沿った授業が設定されており，また，専門科目においては，それぞれの講座の専門性に基づいた講義，演習，実験実習が設定されている。

このことから，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-4-3： 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したもののとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業内容は，各講座等で行われている教員の研究活動を基礎としている（別添資料 5-1-3-1）。

大学院の共通科目（共通先端医学特論）における授業内容は，全教員から，各自の研究の中から科目の趣旨に適ったものを講義候補として提出せしめ，科目のコーディネーターが，提出された講義候補の中から科目の趣旨に沿って選択配置し，編成している（別添資料 5-4-3-1）。

専門科目においてもそれぞれの研究分野の特性に応じて，研究活動の成果を授業内容に反映している。

別添資料 5-1-3-1 旭川医科大学概要（P.19・20 研究領域）

別添資料 5-4-3-1 大学院共通科目（共通先端医学特論）の講義内容（抜粋）

（出典：大学院ホームページ）

【分析結果とその根拠理由】

大学院の共通科目においては，全教員の各自の研究の中から科目の趣旨に沿った講義を編成している。専門科目においてもそれぞれの研究分野の特性に応じて，研究活動の成果が授業内容に反映されている。

このことから，授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したもののとなっていると判断する。

観点 5-4-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業科目の単位数は，1単位の授業科目を 45 時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準（表 5-4-4-1）としているが，大学院教育は，授業外の主体的な学習を前提とするもので，自主学習や研究を促進するための支援及び指導に努めている。

大学院学生は，情報処理実習室を 6時から 23 時まで利用でき，図書館は 24 時間開館しており，文献検索がいつでも行えるなど，自由に学習できる環境を整備している。

また、一部の授業科目では、授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-Learning（別添資料5-4-4-1）を実施しており、学修の時間確保に努めている。

シラバスについては、記載事項及び内容を拡充し、成績評価基準の明確化が進むなど授業外学習の促進・支援に配慮している。

表5-4-4-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋） （単位の計算方法） 第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 （2）実験・実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 (出展：旭川医科大学規則集)

別添資料5-4-4-1 Learning Wizard (e-Learning ウェブサイト)

<http://wbtsv.ed.asahikawa-med.ac.jp/tels/html/topframe.html>

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化に向けて、自主学習促進・支援のための整備、シラバスの充実・改善、成績評価基準の明確化等が進められている。

このことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-4-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

大学院修士課程においては、看護師職を有したまま入学する学生が多いことから、指導教員と打合せの上、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、夜間や土日に研究指導も受けられるよう配慮している（表5-4-5-1）。

また、博士課程においても大学院の学生募集要項には、有職者が離職することなく修学可能であることを明記しており、社会人学生の便宜を考慮し、大学院博士課程の講義は週1回、18時から開講している。（表5-4-5-2、別添資料5-4-5-1）

表5-4-5-1

（3） 教育方法の特例 本学修士課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学することが可能となるよう、有職者に対し配慮した教育を実施しています。 教育方法の特例としては、夜間、土曜日、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、研究指導も受けることができます。 (出典：大学院修士課程学生募集要項)

表 5-4-5-2

5 教育方法の特例

本学博士課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、社会人の方々が入学後も仕事を続けながら講義が受講できるように、夕方からも開講します。

(出典：大学院博士課程学生募集要項)

別添資料 5-4-5-1 大学院共通科目（共通先端医学特論）講義予定（抜粋）

(出典：大学院ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、社会人学生に対して、夜間及び土日に研究指導が行われている。平成 18 年度から博士課程の共通講義は、社会人学生に配慮して 18 時から開講されている。

このことから、社会人学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

観点 5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

大学院修士課程では、全体で 33 科目を配置しており、それぞれの専門領域に応じて講義 4 科目、演習 3 科目の授業を設定している（別添資料 5-4-2-1）。社会人学生が多いことから、指導教員とマンツーマンで対話・討論型の授業を展開している。

また、博士課程においては全体で 145 科目を配置しており、それぞれの専門領域に応じて講義 5 科目、演習 3 科目、実験・実習 3 科目の授業を設定している（別添資料 5-4-2-2）。専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態となっており、社会人学生に配慮した時間割（第 7 時限（18：00～19：00）、第 8 時限（19：10～20：10））を設定するとともに、e-Learning も積極的に導入している。

別添資料 5-4-2-1 大学院履修要項・修士課程（授業科目等一覧）

別添資料 5-4-2-2 大学院履修要項・博士課程（P. 143・144）

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、それぞれの専門領域に応じて講義、演習、実験・実習の授業が設定されており、専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態となっている。

また、社会人学生に配慮した時間割を設定するとともに、e-Learning も積極的に導入している。

このことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-5-2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

大学院のシラバス（別添資料 5-5-2-1, 2）は、教育の目的に沿って書式を統一して作成しており、入学時のオリエンテーションで配付し、説明している。

別添資料 5-5-2-1 大学院履修要項・修士課程

別添資料 5-5-2-2 大学院履修要項・博士課程

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、教育の目的に沿ってシラバスが作成されており、入学時のオリエンテーションで、授業の説明用として活用している。

このことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-5-3 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-6-1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院では、旭川医科大学大学院学則（表 5-6-1-1）に基づき、入学時に学生が希望する研究テーマによりその研究分野（別添資料 5-6-1-1, 2）の教員が研究指導教員となって、研究指導を行っている。

表 5-6-1-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（研究指導）

第9条 学生は、その属する専攻の指導教員の指導を受けるものとする。

（教員組織）

第31条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授及び講師をもって充てる。

（出典：旭川医科大学規程集）

別添資料 5-6-1-1 大学院博士課程学生募集要項（P. 7～10 各コースにおける研究指導教員と所属講座名）

別添資料 5-6-1-2 大学院修士課程学生募集要項（P. 10～12 授業科目の講義等の概要）

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する研究指導は、旭川医科大学大学院学則に定められ、博士課程、修士課程ともに、各専門領域ごとに実施されている。

このことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

観点 5-6-2： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院では、主として学生 1 人に対し教員 1 人が指導教員となっているが（別添資料 5-6-2-1）、必要に応じて指導教員以外の教員が研究指導に当たっており、実際には複数教員による指導体制になっている。

平成 19 年度からの研究者コース・臨床研究者コースには、共通科目が置かれ、複数の教員による指導を受けられるよう配慮している。

研究テーマについては、入学前から学生が希望する研究テーマに関係する分野の教員と相談しており、入学後は速やかに研究に入ることができるようにしている。

また、例年、TA として 20 人前後、RA として 15 人前後を採用し、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している（別添資料 5-6-2-2、3）。

別添資料 5-6-2-1 大学院学生名簿

別添資料 5-6-2-2 旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項

別添資料 5-6-2-3 旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項

（出典：事務局資料、旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、研究テーマに関しては、学生が希望する研究テーマに関係する分野の教員と相談できる体制となっており、必要に応じて指導教員以外の複数の教員による指導を受けられるよう配慮されている。

また、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している。

このことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学院においては、主として学生 1 人に対し教員 1 人が指導教員となっており、学生に対する指導教員の割り振りは、入学時の学生の希望により学生が所属する研究分野の教員を選定しており、研究指導上も問題なく行われている（表 5-6-3-1）。

大学院の学位論文においては、学部教育で重視される実践的・自主的学習遂行力の養成目的に加えて、その内容自体により高い専門性の担保が求められ、その保障としては、指導教員をはじめとする研究科の教員の見識に主として委ねられているが、その内容の検証として事前に論文の公開発表を義務付けている（表 5-6-3-1）。

2)。

表5-6-3-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋）
（研究指導）
第9条 学生は、その属する専攻の指導教員の指導を受けるものとする。
（出典：旭川医科大学規程集）

表5-6-3-2 学位授与者数

区 分		S53年度 ～H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	合 計
博士（医学）	課程博士	284	23	18	14	18	12	369
	論文博士	345	15	12	13	6	8	399
	計	629	38	30	27	24	20	768
修士（看護学）		2	8	9	13	12	8	52

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、担当となる研究分野の指導教員の下、複数の教員の協力を得た研究指導体制が取られ、学位論文が作成されている。

このことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

観点5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

大学院の修了要件は、旭川医科大学大学院学則に定めており、「学生のしおり」に明記し学生に配付するとともに、入学時のガイダンスで説明している（表5-7-1-1）。

授業科目の成績評価基準は、授業科目の試験の成績等により、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（0～59）の5段階で評価し、所定の単位を認定している。

表5-7-1-1

旭川医科大学大学院学則（抜粋）
（修了要件）
第15条 修士課程修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第8条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論分の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
2 博士課程修了の要件は、本大学院に4年以上在学し、第8条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論分の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

大学院の修了要件は、旭川医科大学大学院学則に明示されており、授業科目の成績評価基準については、学部準じて実施されている。修了要件等は入学時のガイダンスや学生に配布する「学生のしおり」を通じて周知されている。

このことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

観点 5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

大学院における成績評価は、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価している。

また、修了認定は、取得した単位数に加え、提出された学位論文の審査及び最終試験の可否を基に大学院委員会で審議、投票により行っている（別添資料 5-7-2-1）。

別添資料 5-7-2-1 修了認定資料（博士課程修了予定者一覧・抜粋）

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

大学院における成績評価は、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価されている。

修了認定は、取得単位数に加え、学位論文の審査及び最終試験の可否を基に大学院委員会での審議、投票により行われている。

このことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-7-3： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

学位論文の審査体制については、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則等に基づき整備し、実施している（表 5-7-3-1、別添資料 5-7-3-1～4）。大学院委員会は、付託された学位論文の審査のため審査委員会を設置し、論文内容の審査を行っている。この審査委員会の委員は、大学院委員会委員（教授）のうちから、指導教員を含む 3 名以上で構成しており、十分な時間をかけ、関連する分野の教員とも連携しながら、審査を実施している。

また、審査過程においては、公開発表会において質疑応答を行い、最終的には大学院委員会で学位授与の可否投票の上、学位を授与している。

表5-7-3-1

旭川医科大学学位規程（抜粋） （学位授与の要件） 第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。 2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。 3 博士の学位は、本学大学院博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。 （論文の提出方法等） 第4条 旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）第15条第1項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、学位論文審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、学長に提出するものとする。 2 大学院学則第15条第2項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、学位論文審査願に論文目録、学位論文、学位論文の要旨及び履歴書を添え、学長に提出するものとする。 （論文審査） 第5条 学長は、前条第1項から第3項までの規定により学位論文を受理したときには、大学院委員会に審査を付託するものとする。 2 大学院委員会は、審査を付託された学位論文につき、同委員会委員3人以上からなる修士論文審査委員会又は博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け審査を行う。 3 大学院委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同委員会委員以外の者を審査委員会の構成員に加えることができる。 （学位授与の可否） 第8条 大学院委員会は、前条の規定による報告に基づき審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決するものとする。 2 前項の議決をするにあたっては、委員の3分の2以上が出席する大学院委員会において、無記名投票により出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。 3 海外旅行中の委員、1箇月以上にわたり病気休暇中の委員及び休職中の委員は、前項の委員会定員の数には算入しない。 （学位の授与） 第9条 学長は、前条の大学院委員会の議に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士及び博士の学位を授与する。 （出典：旭川医科大学学内規程集）

別添資料5-7-3-1 旭川医科大学修士論文審査実施細則 別添資料5-7-3-2 旭川医科大学博士論文審査実施細則 別添資料5-7-3-3 旭川医科大学修士論文審査に関する申合せ 別添資料5-7-3-4 旭川医科大学博士論文審査に関する申合せ （出典：旭川医科大学規程集）
--

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の審査体制は、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則に基づき整備されている。大学院委員会では、付託された学位論文を審査するための審査委員会が設置され、論文内容の審査が行われている。

このことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

観点 5-7-4： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。**【観点に係る状況】**

個々の学生の成績評価に際しては、指導教員の独断のみによらないよう大学院委員会（博士課程委員会、修士課程委員会）において、確認を行っている。

また、学生からの異議申し立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、学生からの申し立てがあれば、大学院委員会等が対応することとしている。特に、修士課程では、学生から直接申し立てを受ける窓口を開設している（別添資料 5-7-4-1）。

別添資料 5-7-4-1 大学院（修士課程）学生に対する相談窓口の開設について

【分析結果とその根拠理由】

大学院における成績評価等の正確性を担保するための措置として、学生からの申し立てがあれば、大学院委員会等において対応することとしている。修士課程では、学生からの申し立てに対応できる窓口を開設している。

このことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

学士課程においては、教育課程の編成に当たり、医療職者の育成のための専門科目を早期から学べるように、医学科にあつては統合カリキュラムを、看護学科にあつてはくさび型カリキュラムを採用している。

成績評価・単位認定・卒業判定は、何重ものチェック体制を敷いて、厳格かつ正確なものであるよう配慮しており、単位は時間数が厳密に計算され、休講の場合は後日に補講をするなど、実質化されている。

少人数による対話・討論型の授業である「医学チュートリアル」やフィールド型授業である「早期体験実習」など、医療職者の育成にふさわしい具体的・実践的な授業を数多く展開し、学生の自学自習や基礎学力強化に関しては、ソフト面でもハード面でも大学の組織的対策は充実している。

シラバスは大部にわたる詳細なもので、学生の勉学に必要な情報がすべて網羅されている。

大学院課程においては、医科系単科大学として、比較的少人数の学生を対象とした密度の高いマンツーマン教育が実践されている。特に博士課程では、さまざまな分野を横断的に網羅する共通先端医学特論が共通科目として必修となっており、幅広い知識に裏打ちされた専門性の高い医療従事者、医学研究者の育成を目指すという目的に照らして、優れている。

【改善を要する点】

大学院の新しい教育課程（博士課程）の周知徹底に取り組み、履修者や卒業生、就職先からの意見を参考にし、社会のニーズ、履修者のニーズに応える形で自律的で持続的な改革を継続していく必要がある。

（3）基準 5 の自己評価の概要

学士課程においては、学則に明記された教育の目的及び授与される学位（医学士・看護学士）に沿って体系的

に教育課程を編成している。専門教育に関しては、医学科は全国共通のモデル・コア・カリキュラムに準拠して統合カリキュラムを展開し、看護学科は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に準拠してくさび型カリキュラムを展開している。教養教育に関しては、大学設置基準に謳われている主旨に沿って科目を編成し、両学科の相互理解と協調性を図るために合同科目を多数開講している。専門と教養、必修と選択の科目がバランスよく編成されている。

教育課程の編成は教務・厚生委員会及び教育課程編成委員会において検討され、授業の内容は両委員会及び科目コーディネーターによって不断に検証されている。

学生の多様なニーズに関しては、医学科新生に対する物理・化学・生物のリメディアル教育の実施、看護学科編入学者に対する特別時間割の展開、両学科編入学者に対する既修得単位の認定、看護学科生に対する選択制助産師コースの開設、さらには本学と放送大学等との単位の互換など、きめ細かく配慮している。

単位については、学則で定義や認定基準を明確にし、その定義や基準にそって厳格に運用している。単位の取得に当たっては試験やレポート、出席率などを厳しく学生に課している。また、24 時間開設の図書館や空き時間に利用できる講義室など自主学習のための設備も整備し、その利用を奨励している。しかも、修学指導や学生からの相談に対応するために各学年に学年担当教員を配置している。

授業形態に関しては、医学・看護学上の諸問題を具体的・実践的に掘り下げるために、抽象的・観念的な講義はなるべく抑え、具体的・実践的な演習・実験・実習に力を注いでいる。演習・実験・実習では少人数・フィールド型を重視し、情報機器の活用にも努めている。

「シラバス」は、科目ごとに履修の目的・内容・主題、成績評価の基準等、細部にわたるものを毎年、学生・教員の全員に配布し、折に触れて参照し活用できるようになっている。

成績評価・単位認定・卒業認定についての詳細な基準は「学生生活のしおり」や「シラバス」を通して学生に周知され、その正確な適用に関しては、授業科目担当教員、学年担当教員、教務・厚生委員会、教授会と、何重にも厳しくチェックされている。

大学院課程においては、教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与する学位（医学博士・看護学修士）に沿った教育課程を編成している。大学院の授業内容は、教員の研究活動を基礎としており、研究分野の特性に応じて、研究活動の成果を授業内容に反映している。

学生が自由に学習できる環境を整備するとともに、社会人学生に配慮した時間割の設定や授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-Learning も積極的に導入しており、学生が自主的かつ効率的に学習するための様々な配慮がなされている。

また、主として学生 1 人に対し教員 1 人が指導教員となっているが、必要に応じて指導教員以外の教員が研究指導に当たっており、実際には複数教員による指導体制になっている。

学位論文の審査体制については、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則に基づき、委員会を設置し、審査を行っている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、学則、教育理念・目標及び中期目標・中期計画（表 6-1-1-1～3）において、本学が目的・目標とする人材像等について掲げており、大学概要、大学案内、履修要項、ホームページ等によって周知している。

また、教育理念「豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身に付けた医療人及び研究者の育成」の実現に向け、チュートリアル教育、早期体験実習、参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）など様々な取組を行っている。

医学部においては教務・厚生委員会を中心とした関係委員会（表 6-1-1-4、別添資料 6-1-1-1～6、3-2-2-4）が、学生による授業評価、進級判定、卒業判定、全国共通で実施する O S C E 及び C B T 試験、そして最終的には、医師及び看護師などの国家試験の結果と就職状況に基づいた教育成果を厳密に検証している。

大学院では、学位論文の審査過程において大学院委員会が中心となり、学生の質や教育成果について検証している。また、同委員会は、大学院の教育の成果及び効果の検証・評価を目的として、修了者の動向調査を開始した。

表 6-1-1-1 旭川医科大学学則

旭川医科大学学則（抜粋） （目的及び使命） 第 1 条 旭川医科大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。 （出典：旭川医科大学規程集）
--

表 6-1-1-2 教育理念・目標

教育理念・目標 ○ 教育の理念 豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める。 ○ 教育の目標 旭川医科大学は上記の理念の下にこれらを達成するため、次のような目標を掲げる。 1. 幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。 2. 生命の尊厳と医の倫理をわかまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。

3. 全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
4. 幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
5. 地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それらに十分貢献しうる意欲と能力を獲得する。
6. 積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

(出典：旭川医科大学概要，大学案内，募集要項，ウェブサイト等)

表6-1-1-3 大学の基本的な目標

大学の基本的な目標 (前文)
医療の質の向上，地域医療への貢献を推進するため，高い生命倫理観を有し高度な実践的能力を有する医療職者を育成する。同時に，生命科学に関する先端的な研究を推進し，高度な研究能力を持つ研究者を育成する。
このような役割を果たすため，国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の中期目標は，以下のとおりとする。
1. 創造的意識が高い個性的な大学創りに努める。
2. 人間性豊かな高い倫理観を有し，多様な資質を有する医療職者を養成する。
3. 先端医学の発展に貢献し，新たな先端医療への基盤を形成する。
4. 高度先端医療を開発し，広範囲な地域医療を高質化するとともに国際的な医療の発展に貢献する。
5. 大学と社会との連携を活性化し，社会に開かれた大学として地域社会に貢献する。
6. 他の国立大学法人との再編・統合・連合の在り方について引続き検討する。
7. 中期目標の達成状況を踏まえ，目標を適宜見直す。
(出典：国立大学法人旭川医科大学 中期目標・中期計画)

表6-1-1-4 教務関係委員会における教育成果検証の主な取組

委員会名	取組内容
教務・厚生委員会	学部教育の成果の検証・評価（卒業・進級判定，国家試験合格率）
教育課程編成委員会	教育課程編成の企画・実施及び成果の検証
チュートリアル教育実施委員会	チュートリアル教育の実施及び成果の検証
基本的臨床能力教育実施委員会	基本的臨床能力教育の実施及び共用試験（OSCE）の実施並びに成果の検証
臨床実習委員会	臨床実習の実施及び成果の検証
授業評価委員会	学生による授業評価の実施及び教育成果の検証
Computer-Based Testing 実施委員会	共用試験（CBT）の問題作成及び試験の企画・実施並びに成果の検証
早期体験実習委員会	早期体験実習の実施及び成果の検証
大学院委員会	大学院教育の成果の検証・評価

- 別添資料6-1-1-1 旭川医科大学教務・厚生委員会規程
- 別添資料6-1-1-2 旭川医科大学教務・厚生委員会教育課程編成委員会細則
- 別添資料6-1-1-3 旭川医科大学教務・厚生委員会チュートリアル教育実施委員会細則
- 別添資料6-1-1-4 旭川医科大学教務・厚生委員会基本的臨床能力教育実施委員会細則
- 別添資料6-1-1-5 旭川医科大学教務・厚生委員会臨床実習委員会細則
- 別添資料6-1-1-6 旭川医科大学教務・厚生委員会 Computer-Based Testing 実施委員会細則
- 別添資料3-2-2-4 旭川医科大学教務・厚生委員会授業評価委員会細則

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

学則に掲げる目的及び使命、教育理念・目標及び法人としての大学の基本的目標の中で、人材養成等についての方針を明らかにし、学部教育においては、教務・厚生委員会を中心とした関連委員会が、教育目的の達成状況について検証している。また、大学院においては、大学院委員会が教育の成果及び効果の検証・評価に向け、大学院修了者の動向調査を開始した。

このことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を明らかにし、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。なお、大学院教育の成果及び効果の検証・評価については、修了者の動向調査が進行中であり今後の課題となっている。

観点 6-1-2： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部学生の単位取得、進級の状況は順調であり（別添資料 5-3-2-1 表 6-1-2-1）、入学生数に対する卒業率においても、医学科 99.0%、看護学科 96.9%と高い（別添資料 5-3-2-2 表 6-1-2-2）。また、医学系大学の教育成果等を計る一定の目安とされる医師・看護師等の国家試験の合格率においても、全国平均を上回る高い水準にあり（表 6-1-2-3）、十分に教育の成果・効果が上がっている。大学院においても、入学者数に対する修了率や学位論文の内容・水準も優れたものとなっていることから（別添資料 6-1-2-1、訪問時提示資料 6-1-2-2）、教育成果・効果が上がっている。

表 6-1-2-1 進級判定に基づく進級状況

(単位：人・%)

区 分			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	計	進級率
平成17年度	医学科	対象者	94	97	104	100	95	490	97.8
		進級者	88	96	104	97	94	479	
	看護学科	対象者	60	59	73	—	—	192	99.5
		進級者	60	59	72	—	—	191	
平成18年度	医学科	対象者	91	98	96	107	96	488	98.0
		進級者	88	95	96	103	(注2)96	478	
	看護学科	対象者	60	60	68	—	—	188	100.0
		進級者	60	60	68	—	—	188	

(注1) 進級判定の対象者には休学中の学生を含まない。

(出典：教授会資料)

(注2) 平成18年度から第5学年の進級判定は行わないこととした。

表 6-1-2-2 卒業生数

(単位：人・%)

区 分	入学生数 (注1)	卒業生数						卒 業 率
		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合 計	
医 学 科	500	92	108	101	99	95	495	99.0
看護学科	350	65	66	71	66	71	339	96.9

(出典：旭川医科大学概要)

(注1) 入学生数は、卒業年度に対応する学年の入学年度とし、医学科は平成9年度～平成13年度、看護学科は平成11年度～平成15年度の入学生数（編入学を含む）である。

表 6-1-2-3 医師・看護師等の国家試験合格状況

(単位：人・%)

区 分	医 師		看護師		保健師		助産師	
	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成15年	93	(90.3) 93.9	56	(92.6) 100.0	68	(91.5) 95.8	2	(89.2) 100.0
平成16年	101	(88.4) 89.4	55	(91.2) 98.2	68	(92.3) 95.8	2	(96.2) 100.0
平成17年	103	(89.1) 91.2	61	(91.4) 98.4	72	(81.5) 96.0	6	(99.7) 100.0
平成18年	102	(90.0) 93.6	55	(88.3) 98.2	60	(78.7) 88.2	7	(98.1) 100.0
平成19年	93	(87.9) 92.1	62	(90.6) 100.0	74	(99.0) 97.4	4	(94.3) 80.0

※ 上段（ ）書は、全国平均合格率を示す。

(出典：教授会資料)

表 6-1-2-3 修了者数

(単位：人・%)

区 分	修 士 課 程			博 士 課 程			備 考
	入学者数	修了者数	修了率	入学者数	修了者数	修了率	
平成11年度				28			
平成12年度				21			
平成13年度	13			18			
平成14年度	6	8		20	23		
平成15年度	9	9		13	18		
平成16年度	13	13			14		
平成17年度	9	12			18		
平成18年度		8			12		
計	50	50	100.0	100	85	85.0	

(出典：旭川医科大学概要)

別添資料 5-3-2-1	進級判定資料（医学科第 1 学年学業成績評価一覧表・抜粋）
別添資料 5-3-2-2	卒業判定資料（医学科第 6 学年学業成績評価一覧表・抜粋）
別添資料 6-1-2-1	学位（課程博士）授与台帳 ※過去 5 年分
訪問時提示資料 6-1-2-2	大学院学位申請論文（修士課程・博士課程）

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

学部における単位取得、進級、卒業の及び教育目的に対応した資格取得の状況では、資料に見られるように高い水準を維持し、また、大学院においても修了状況や学位論文の内容・水準も優れていることなどから十分に成果が上がっている。

このことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-3： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生による授業評価を平成 11 年度から平成 12 年度にかけて試行し、その結果を踏まえて全体的に見直し平成 13 年度から本格的に導入した。平成 16 年度には評価項目の見直しを行い、現在に至っている。

「科目評価」はコーディネーター（授業責任者）にフィードバックし、コーディネーターが担当教員間の意見を取りまとめて自己評価を行い、その結果を学生評価と併せて広報誌「かぐらおか」（別添資料 3-2-2-6）に公表している。また、「講義評価」については、平成 14 年度から授業改善のさらなる促進を目指して、評価点の高い上位 20%の教員の所属・氏名及び上位 3 名の教員の評価表と本人のコメントを広報誌「かぐらおか」に掲載し、公表している。

なお、大学院課程については、組織的な授業評価は行われていない。

別添資料 3-2-2-6 広報誌「かぐらおか」第 126 号

【分析結果とその根拠理由】

学部で実施されている学生の講義・実習に対する授業評価において、資料に示すとおり、学生自身の取組、教員の意図する授業計画の理解、教員の教育に対する意欲、態度、技術（説明と内容の理解）、授業の満足度等の設問に対する回答結果からみると、学生は概ね高い満足度を示している。また授業を立案している教員（コーディネーター）の自己評価も今後の改善点などが示され満足 of のいくものである。

このことから、学部学生の授業評価からみて、教育の成果、効果が上がっていると判断する。

なお、大学院課程については、組織的な授業評価は行われていない。

観点 6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

医学系大学の教育成果等については、医師・看護師等の国家試験の合格率が一定の目安とされ、本学の国家試験合格状況は全国平均を遥かに上回っている。就職先についてもほとんどが医療機関や研究機関で、就職率については例年 90% を大幅に超えている（表 6-1-4-1）。

また、大学院学生の就職等については、元々職業に就いている者も多く、修士課程では、平成 17 年度は 100%、平成 18 年度は 71.4%、博士課程では、平成 17 年度は 88.9%、平成 18 年度は 91.7% となっており、職種についても医師、看護師・教員などとなっている（表 6-1-4-2）。

表 6-1-4-1 卒業生の就職状況

(単位：人・%)

区 分		卒業生	就職 希望者	就職者					備 考
				道内の医療機関		道 外 の 医 療 機 関	計	就職率	
				本 院	その他				
平成 17 年度	医 学 科	99	99	6	48	39	93	93.9	
	看護学科	66	65	14	38	10	62	95.4	
平成 18 年度	医 学 科	95	95	8	51	31	90	94.7	
	看護学科	71	69	11	32	26	69	100.0	

表 6-1-4-2 大学院修了者の就職等状況

(単位：人・%)

区 分		修了生	就職(希 望)者	就職者					職種別内訳			
				道内の医療機関		道 外 (国外)	計	就職率	医 師 看護師 保健師	教 員	研究者	その他
				本 院	その他							
平成 17 年度	修士課程	12	12	6	6		12	100.0	4	8		
	博士課程	18	18	7	7	2	16	88.9	13	2	1	
平成 18 年度	修士課程	8	7		4	1	5	71.4	2	3		
	博士課程	12	12	4	5	2	11	91.7	7	3		1

【分析結果とその根拠理由】

学部における資格取得、就職の状況は、資料に示すとおり高い成果を上げており、大学院修了者についてもほとんどが医師・看護師・教員等になっている。

このことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-5： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

医学科では、旭川市内の 5 病院（関連教育病院等）の協力を得て、第 5・6 学年において臨床実習を行っており、この臨床実習の円滑な運営を図るため、関連教育病院等運営協議会を設置し、意見を聴取している。この関連教育病院等には本学の卒業生も就職していることもあり、例年、本学臨床実習委員会委員長と事務担当者が関

連教育病院等へ出向き、直接、本学学生の臨床実習や本学から就職した学生の勤務状況について意見・評価などを聞いている（別添資料6-1-5-1）。

これらの意見では、高い評価を得ており、特に、実習形式を見学型から診療参加型の臨床実習（クリニカル・クラークシップ）に変更したことも効果に現れているようである。

看護学科では、旭川市内の病院等、保健師が勤務する町村役場や保健所、訪問看護ステーション等の協力を得て、看護学専門領域の臨床あるいは臨地実習を行っているが、これらの実習先には本学の卒業生も就職している。

実習開始前後には、各看護学領域の教員が病院実習指導者と打合せを行っており、特に、行政機関等の実習施設については、各施設に赴き、卒業生に関しても意見を聴取している。

これらの意見では、高い評価を得ており、医療現場で高い実績を上げている成果であると考えられる。

また、平成18年12月には本学卒業（修了）者を対象に、教育内容・方法等に関するアンケートを実施した結果（別添資料6-1-5-2）では、医学科、看護学科を合わせて約半数の卒業生は、本学の教育内容に全体として満足していると回答しているが、さらに本学の教育活動をより良いものとするため検討することとしている。

別添資料6-1-5-1 関連教育病院等との意見交換会議事要旨

別添資料6-1-5-2 教育活動の点検・評価のための調査集計結果

【分析結果とその根拠理由】

大学が行った卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学部教育が意図する成果について満足すべき評価を得ている。

このことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では教育理念の実現に向け、チュートリアル教育、早期体験実習及び参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）など様々な取組を行っている。それらの成果や効果等は、学生による授業評価、進級・卒業判定、医師、看護師等の国家試験の結果及び就職状況等に基づき、教務・厚生委員会が中心となって厳密に分析・検証している。また、学生による授業評価や関連教育病院との意見交換など、本学の取組に対する意見聴取が体系的に行われている。これらの検証結果や意見等は、教務・厚生委員会をはじめ関連委員会等をととして、教育内容・方法等の改善に役立てている。

【改善を要する点】

大学院における教育の成果及び効果の検証・評価が十分とは言えないため、体系的な検証・評価体制を整備する必要がある。

（3）基準6の自己評価の概要

大学として、その目的に沿った形で、学部及び大学院において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質

・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、入学案内、ホームページ、シラバス等で公表、明示されており、さらに高校訪問、新入生ガイダンス、臨床・臨地実習ガイダンス等でも説明している。

学生が身に付けた学力や技術、能力についての達成状況は、教務・厚生委員会を中心としてその下部組織である関連委員会（教育課程編成委員会、臨床実習委員会等）が、学生による授業評価、進級判定、全国共通で実施するOSCE及びCBT試験、そして最終的には、医師及び看護師などの国家試験の結果と就職状況に基づき厳密に検証している。

学部、大学院とも、単位取得（学位取得）、進級、卒業（修了）の状況はいずれも順調であり、医師、看護師及び保健師等の資格取得の状況は、常に全国平均を上回っている。また、学部、大学院とも卒業（修了）生のほとんどが医療に従事もしくは進学しており、教育目的を十分に達成している。

学生の授業評価では、提供する授業について満足すべき評価が得られており、本学の意図する教育効果が上がっていることが判断できる。

卒業生が、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する教育目的の達成状況を検証するため、卒業生にアンケート調査を実施するとともに、医学科の多くの卒業生が就職する関連教育病院等の関係者に聞き取り調査を行っている。この調査において、回答者から本学の教育成果に対し高い満足度が示されている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学では、入学時に新入生及び編入学生を対象に、年度始めには在生に対して、それぞれのガイダンスを実施している（別添資料 7-1-1-1, 2）。ガイダンスにおいては、学年担当教員や学生支援課担当者が学生生活全般について説明を行っているが、授業科目の履修指導については、十分な時間をかけている。

別添資料 7-1-1-1 新入生ガイダンス実施要領
別添資料 7-1-1-2 医学部医学科第 2 年次後期編入学式等日程

【分析結果とその根拠理由】

新入生、編入学生及び在生に対するガイダンスは綿密に計画されており、学年担当教員や学生支援課によるフォローアップ体制（疑問をもつ学生への個別対応等）も適切に機能している。

このことから、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-2: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学の学年担当制度は、全ての年次に学年担当教員を配置（医学科 1・2 年は一般教育の教授、3・4 年は基礎医学の教授、5・6 年は臨床医学の教授、看護学科 1～4 年は看護学科の教授）し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っており（表 7-1-2-1）、各授業科目の担当教員と連携しつつ、毎年年度始めに進級及び留置学生に対して修学ガイダンスを行っている。

また、学年担当教員は、教務・厚生委員会、連帯保証人、学生支援課、保健管理センターと連携して、学生の長期欠席、休学、退学などに対応する場面でも中心的役割を果たしている。

医学科 5・6 年生については、学外病院での臨床実習が多いため、学生への連絡事項については掲示と平行し、電子メールによる配信も行っており、学生からの相談等も可能としている。

また、「オフィスアワー」はまだ制度としては定着していないが、教員の自己評価項目の 1 つに掲げられており、制度化の素地が固まりつつある。

表 7-1-2-1 「学年担当」及び「何でも相談窓口」に関する資料

学生生活のしおり（抜粋） 7. 学年担当・・・P15 各学年にそれぞれ 1 名の教員が学年担当として置かれています。 学年担当の教員は、第 1・2 学年には一般教育、第 3・4 学年には基礎医学、第 5・6 学年に臨床医学の教授があたりそ

れぞれ2年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

また、学生諸君が何事によらず指導助言を求められるように、一般教育担当教員又は教務・厚生委員会の委員である教員も、その相談役としての窓口となっておりますので気軽に相談してください。

9. 「何でも相談窓口」・・・P38

この窓口は、大学生活全般において学生諸君がもつ悩みについて、相談しようとしても、何処に相談すればよいのかわからない時に、気軽に相談できるようにしたものです。

また、相談等の内容が周りの者に聞かれたくないとか、個人のプライバシーに関わる場合は、相談窓口と併せて学生支援課内に設置している「学生相談コーナー」で対応することにしておりますので、どのような内容でもかまいませんので、何か相談事が・悩み事があった場合は、いつでも利用してください。

表 7-1-2-2 学年担当業務一覧

業務	対象	時期	医学科						看護学科			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年
授業や大学生活に関する連絡や指導助言	修学及び生活指導、事故時の対応	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各種推薦書作成	就職、奨学金	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新入（編入）生ガイダンス実施	新入生・看護3年次編入生	4月入学式	○						○		○	
進級・留置学生ガイダンス実施	進級学生及び留め置き学生	4月上旬	○	○	○	○			○	○	○	○
学業成績評価表の取りまとめ	前期終了基礎教育科目（選択）	9月下旬	○	○								
編入学生ガイダンス実施	医学科第2年次後期編入生	10月入学式		○								
臨床講義（含臨床社会医学）成績取りまとめ	医学科第6年	11月中旬						○				
臨床講義（含臨床社会医学）学年担当・授業担当者会議【※必要に応じて】	医学科第6年	12月上旬						○				
学業成績評価表の取りまとめ		3月上旬	○	○	○	○						

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

学年担当教員は、各授業科目の担当教員と連携しつつ、学生に対して集団及び個別の修学指導を行うとともに、教務・厚生委員会、連帯保証人、学生支援課、保健管理センターと連携して学生の長期欠席、休学、退学などの場面でも中心的役割を果たしており、学年担当制度は有効に機能している。

また、学外臨床実習中の学生に対する連絡や相談などについては、電子メールを有効活用している。

「オフィスアワー」はまだ制度としては定着していないが、教員の自己評価項目の1つに掲げられており、制度化の素地が固まりつつある。

このことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学年担当制度を設けており、全ての年次に学年担当教員を配置（医学科 1・2 年は一般教育の教授、3・4 年は基礎医学の教授、5・6 年は臨床医学の教授、看護学科 1～4 年は看護学科の教授）し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っている（前掲表 7-1-2-1）。

学生による授業評価を毎年実施し、その評価票の中に自由記述欄を設けて、学生の授業に対するニーズのみならず、カリキュラムや学習環境全般に対するニーズも幅広く汲み取っている（別添資料 3-2-2-6）。

また、学生支援課内に「何でも相談窓口」（前掲表 7-1-2-1）を設置し、修学、生活など学生生活全般にわたり対応している。

なお、平成 18 年 11 月からは、学生生活全般において、学生が何を求め、何が不満なのかを知るため、投書箱『学生の声「ひとことふたこと」』（表 7-1-3-1, 2）を設置し、学習支援等についてのニーズを把握し、授業時間割編成の調整、教室内の整備など教育環境の改善を行っている。

前掲表 7-1-2-1 「学年担当」及び「何でも相談窓口」に関する資料

表 7-1-3-1 学生の声「ひとことふたこと」実施要領

学生の声「ひとことふたこと」実施要領 (平成 18 年 11 月 8 日 教務・厚生委員会委員長裁定)	
(趣旨)	
第 1 旭川医科大学学生の声「ひとことふたこと」（以下「本学学生の声」という。）は、学生支援の観点から学生生活全般について、学生のニーズを把握することを目的としたものであり、この要領は、本学学生の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	
(対象)	
第 2 対象は本学の学生とし、学生には研究生等を含むものとする。	
(投書箱の設置)	
第 3 投書箱の設置場所は、学生玄関ホール、看護学科棟 2 階 D 講義室前ホール、臨床講義棟ホールの 3 カ所とする。	
(投書箱の開封)	
第 4 投書箱の開封は学生支援課が担当し、毎週開封することを原則とする。	
(回答)	
第 5 質問、意見等に対する回答は、教育研究及び厚生補導担当副学長の決裁の後、投書箱設置場所付近の掲示板に掲示するものとする。なお、投書内容が学生支援課所掌事務以外のものについては、関係する課へ回答を依頼するものとする。また、回答時期については、原則 3 週間後を目途とする。	
(様式)	
第 6 本学学生の声の投書用紙は、別紙様式のとおりとする。	
(その他)	
第 7 この要領に定めるもののほか、本学学生の実施に関し必要な事項は、教務・厚生委員会委員長が別に定めるものとする。	
附則	
この要領は、平成 18 年 11 月 8 日から実施する。	

表 7-1-3-2 学生の声「ひとことふたこと」の実績

投書総数	3 月 31 日現在回答済数	未回答数	備 考
109 件	84 件	25 件	平成 18 年 11 月 16 日～平成 19 年 3 月 31 日

別添資料 3-2-2-6 広報誌「かぐらおか」第 126 号

【分析結果とその根拠理由】

学年担当制度，学生による授業評価，学生支援課「何でも相談窓口」，投書箱「学生の声」等，いろいろな角度から学生のニーズを把握するように努めている。また，新しく設置した投書箱では学生のニーズの把握とともに，ニーズに対し，迅速に対応している。

このことから，学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

観点 7-1-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

現在，本学大学院博士課程には，4名の外国人留学生在籍している（別添資料 7-1-5-1）。

これらの留学生には日本語の補講を行っており，専門的な授業については英語を使用している。また，留学生の学習支援のためにチューターを配置（別添資料 7-1-5-2）するとともに，図書館の視聴覚室には留学生の日本語自学自習のための教材を整え，留学生のためのブラウジングコーナーを設置している。

本学大学院への入学者は社会人入学者が多いため，授業時間帯について 18 時以降とするなどして便宜を図っている（表 7-1-5-1）。修士課程においては夜間のみならず土曜日，夏季・冬季休業中にも講義を履修したり研究指導を受けることができるよう配慮している。また，事情により標準修業年限（2 年）を超えて修了できる長期履修学生制度を設けている（表 7-1-5-2）。

本学の施設・設備のバリアフリー化へ向け，学部においては平成 18～21 年度の 4 年間で整備する計画（別添資料 7-1-5-3）となっている。また，視覚・聴覚障害や四肢障害をもつ入学志願者に対しては事前相談を行って本学の状況を説明し，入学後の修学に支障が出ないよう配慮している。

表 7-1-5-1 大学院医学系研究科（博士課程）学生募集要項（抜粋）

II 大学院医学系研究科（博士課程）入学案内

5 教育方法の特例

本学博士課程においては，大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」を適用し，社会人の方々が入学後も仕事を続けながら講義が受講できるように，夕方からも開講します。

表 7-1-5-2 大学院医学系研究科修士課程〔看護学専攻〕学生募集要項（抜粋）

II 入学案内

2 授業科目及び履修方法等

(3) 教育方法の特例

本学修士課程においては、大学院設置基準 14 条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学することが可能となるよう、有職者に対し配慮した教育を実施しています。教育方法の特例としては、夜間、土曜日、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、研究指導も受けることができます。

5 長期履修学生制度

本学修士課程では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限（2 年）を超えて一定の期間（3 年または 4 年）にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査の上、これを許可する制度を設けております。

この制度の適用者を「長期履修学生」といい、当該学生の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。

別添資料 7-1-5-1 外国人留学生名簿

別添資料 7-1-5-2 外国人留学生に対する日本語補講、チューター配置の実績

別添資料 7-1-5-3 構内バリアフリー化整備計画（平成 13～21 年度）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

留学生のためにチューターを配置し、語学支援（日本語補講、英語による授業）も行っている。また、図書館には自学自習の部屋と教材を整備している。社会人入学の大学院学生のための特別授業（夕方開講）も行っている。

本学の施設・設備のバリアフリー化に向け、学部においては平成 18～21 年度の 4 年間で整備する計画になっており、障害のある学生への支援が進むと期待される。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点 7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本学の特色の 1 つであるチュートリアル教育など、自学自習を主体とする科目を実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学生には学習する場として、図書館の 24 時間開館をはじめ、講義室（14 室）・実習室（12 室）、チュートリアル教室（15 室）、情報処理実習室（パソコン 100 台）の空き時間の利用（表 7-2-1-1, 2）などを支援している。

チュートリアル教室には、インターネットに繋がった 1～2 台のパソコン及び医学関係図書などが整備されている。また、情報処理室は深夜（学部学生は 21 時、大学院学生は 23 時）まで利用可能である。

表 7-2-1-1 チュートリアル教室利用通知

学部学生各位		平成 18 年 5 月 18 日
		学生支援課教務係
平成 18 年度前期 チュートリアル教室の利用について		
医学チュートリアルの授業時間帯及び自習時間帯を除く、チュートリアル教室の利用方法については、下記のとおりとします。		
ただし、土日祝祭日は貸し出しを行いません。		
記		
1. 対象学年： 医学科第 1～6 学年，看護学科第 1～4 学年		
2. 利用可能日： ただし，授業で使用する場合を優先します。		
○月曜日（5 月 1 日～7 月 10 日は 14 時 40 分以降）		
○火曜日（6 月 6 日～7 月 18 日，8 月 22 日～9 月 5 日は 14 時 40 分以降）		
○水曜日		
○木曜日		
○金曜日（6 月 2 日～7 月 21 日，8 月 25 日～9 月 8 日は 14 時 40 分以降）		
3. 利用時間帯： 8 時 30 分～17 時 00 分		
4. 受付方法等：		
○利用当日，学生支援課教務係に申し出てください。（前日までの予約は受け付けません。）		
○午前 8 時 30 分から受付を開始しますが，その時点で 15 グループ以上の希望があった時には，その場で抽選を行います。		
○申込み時に，使用願に学生番号・氏名・携帯電話番号を記入してください。学生証と引換えに部屋の鍵を渡します。		
○17 時 15 分までに鍵の返却がないグループには，以後 1 週間の貸し出しは行いません（使用者全員）ので，注意してください。		
○チュートリアル室内の書籍は原則使用できませんが，必要な場合は学生支援課教務係に申し出てください。		
○チュートリアル室は飲食禁止です。		

表 7-2-1-2 チュートリアル教室の利用状況（平成 18 年 6 月～平成 19 年 3 月）

利用月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件 数	11	8	4	114	34	43	84	65	115	13	491

【分析結果とその根拠理由】

講義室，実習室，チュートリアル室，情報処理室の空き時間帯には学生がその部屋及び付属の備品，図書，机類を自由に利用でき，利用のための内規も整備されている。また，図書館も 24 時間利用可能である。時間外の学生利用率は正確には把握されていないが，学生のレポート課題作成のために情報処理室のパソコン 100 台のほとんどが稼働していることも希ではない。

このことから，学生の自主的学習環境は十分に整備され，効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のサークル等は，体育系 48 団体，文化系 34 団体（合計約 1,800 人）が活動しており，サッカー場兼用の

陸上競技場、野球場、弓道場、テニスコート等の屋外施設や体育館、武道場、トレーニングコーナー、セミナー室等の屋内施設を整備している（別添資料 7-2-2-1）。

学生がサークル等を設立する場合の一連の手続きについては、「学生生活のしおり」（表 7-2-2-1, 2）に記載しており、その窓口となる学生支援課が学生の課外活動を支援している。

また、サークル活動以外にも、毎年行われている医大祭、体育大会などがあり、これらも学生主体で実施しているものであるが、施設・設備の提供や経済的な支援を行っている。

さらに、教員と学生で構成している組織「学友会」では、上記の活動等に資金援助をしている（表 7-2-2-3）。

また、本学のホームページ、広報誌「かぐらおか」（別添資料 7-2-2-2）にサークルの紹介や大会実績などを掲載し、課外活動の活性化を図っている。

表 7-2-2-1 旭川医科大学学生規程

旭川医科大学学生規程（抜粋） （団体の設立） 第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、学生団体設立届（別紙様式第14号）を学長に提出しなければならない。 2 前項の団体の存続期間は、当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。
--

（出典：旭川医科大学規程集、学生生活のしおり P. 101）

表 7-2-2-2 課外活動資料

学生生活のしおり（P. 51） 8. 課外活動 （2）団体の設立 学内で団体を設立しようとするときは、学生支援課にある所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を添付してください。なお、届出団体が活動を継続しようとするときには、毎年4月末日までに、学生支援課にある所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度役員及び会員名簿、活動計画及び前年度活動状況報告書を添付のうえ、学生支援課へ提出してください。この学生団体継続届の提出がない場合には、前年度で解散したものとみなします。

（出典：学生生活のしおり）

表 7-2-2-3 旭川医科大学学友会会則

旭川医科大学学友会会則（抜粋） 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （5）スポーツ大会、レクリエーション大会及び講演会の開催 （6）クラブ活動に対する援助

（出典：学友会資料）

別添資料 7-2-2-1 学生生活のしおり P. 51～57「8. 課外活動」 P. 171「12. 学内建物案内図」（課外活動施設の配置） 別添資料 7-2-2-2 広報誌「かぐらおか」第 125 号（課外活動の紹介）

【分析結果とその根拠理由】

屋外及び屋内の課外活動施設・設備は整備されており、学生支援課が窓口となって学生の課外活動を支援するとともに、学友会組織を通して課外活動の経済的支援を行っている。

このことから、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の保健管理センター（別添資料 7-3-1-1）は、昭和 59 年 4 月に設置され、大学病院との緊密な連携のもとに、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの開所時間で学生の健康の保持増進に努めている（別添資料 7-3-1-2～4）。

また、セクシュアル・ハラスメント相談員を一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学科のそれぞれから 1 名、及び保健管理センターから 2 名を選出し、学生からの相談に対応するため配置している（別添資料 7-3-1-5）。

一方、学習相談、生活相談、進路相談等については、学年担当教員、教務・厚生委員会委員、及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者を配置している（前掲表 7-1-2-1，別添資料 7-3-1-6）。

「新入生研修会」（別添資料 7-3-1-7）で学生の生活や健康管理について助言を行っている。

前掲表 7-1-2-1 「学年担当」及び「何でも相談窓口」に関する資料

別添資料 7-3-1-1 旭川医科大学保健管理センター規程
別添資料 7-3-1-2 保健管理センター年報（第 8 号 P. 19～22）
別添資料 7-3-1-3 学生生活のしおり P. 45（3. 健康管理（保健管理センター））
別添資料 7-3-1-4 保健管理センターのしおり
別添資料 7-3-1-5 学生生活のしおり P. 34～36（7. セクシュアル・ハラスメントの防止について）
別添資料 7-3-1-6 医学科第 1 学年担当の学生相談対応実績
別添資料 7-3-1-7 新入生合同研修会しおり（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

学生の健康相談に関しては保健管理センターが窓口となり、必要に応じて大学病院からの派遣医師が診療に当たっている。医科大学という特性もあり、学生の健康問題への対応は非常にスムーズに行われている。

学生からの生活相談に対しては学年担当教員、教務・厚生委員会委員、及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者が連携をもちつつ対応に当たっており、これも円滑に機能している。また、セクシュアル・ハラスメント対応相談員の配置も整えられている。

このことから、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

観点 7-3-2： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学生支援課の中に「何でも相談窓口」を開設し、修学、生活など学生生活全般にわたり相談できる場を設け対

応している（前掲表 7-1-2-1）。

なお、平成 18 年 11 月からは、学生が何を求め、何が不満なのかを知るため、投書箱「学生の声」を設置し、学生からの生活全般についてのニーズを把握し、ロッカー室の整備、駐車許可の適正化など教育環境の改善を行っている（前掲資料 7-1-3-1, 2）。

前掲表 7-1-2-1 「学年担当」及び「何でも相談窓口」に関する資料

前掲表 7-1-3-1 学生の声「ひとことふたこと」実施要領

前掲表 7-1-3-2 学生の声「ひとことふたこと」の実績

【分析結果とその根拠理由】

学年担当制度、学生支援課「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」等、いろいろな角度から学生のニーズを把握するように努めている。また、新しく設置した投書箱では学生のニーズの把握にとどまらず、ニーズに対し迅速に対応している。

このことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

観点 7-3-3： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点到係る状況】

現在、本学大学院博士課程には、4名の外国人留学生在籍している（別添資料 7-1-5-1）。

本学に入学した1年間は、留学生の修学・生活上のサポートをするためのチューター制度を活用している（別添資料 7-1-5-2）。また、図書館視聴覚室には留学生コーナーを設け、日本語学習用ビデオやカセットを配置している。さらに、一般雑誌や音楽CDでくつろげるブラウジングコーナーには、留学生専用の雑誌書架を配置し、中国語などの雑誌や新聞を配置している。

経済的に困窮している外国人留学生には授業料等免除制度を実施しており、また、昨年度に設置した「学術振興後援資金」からは、経済的に困窮している留学生を対象に奨学金を支給している（別添資料 7-3-3-1～3）。

本学の施設・設備のバリアフリー化へ向け、学部においては平成 18～21 年度の4年間で整備する計画（別添資料 7-1-5-3）となっている。

別添資料 7-1-5-1 外国人留学生名簿

別添資料 7-1-5-2 外国人留学生に対する日本語補講、チューター配置の実績

別添資料 7-3-3-1 旭川医科大学学術振興後援資金事業に関する要項

別添資料 7-3-3-2 授業料免除状況

別添資料 7-3-3-3 旭川医科大学学術振興後援資金事業の実績

別添資料 7-1-5-3 構内バリアフリー化整備計画（平成 13～21 年度）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

留学生へチューターを配置し、図書館に専用のコーナーを設けるなど、生活支援体制を整えている。また、授業料免除、学術振興後援資金からの奨学金支給など経済支援体制も整っている。

本学の施設・設備のバリアフリー化へ向け、学部においては平成 18～21 年度の 4 年間で整備する計画となっており、障害のある学生への支援が進むと期待される。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等行われていると判断する。

観点 7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に授業料等免除制度を実施している（別添資料 7-3-3-2，7-3-4-1）。

また、奨学金についても同様に成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に日本学生支援機構奨学金及び民間等の奨学金について実施している（別添資料 7-3-4-2）。さらに、平成 17 年度に設置した「学術振興後援資金」からは、大学院学生で経済的に困窮している学生を対象に奨学金制度を設けている（別添資料 7-3-3-3）。

学生への周知は大学ホームページ、広報誌「かぐらおか」、学生支援課及び学年担当を通して行われている。

別添資料 7-3-3-2 授業料免除状況	(出典：事務局資料)
別添資料 7-3-4-1 旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程	(出典：旭川医科大学規程集)
http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902411.html	
別添資料 7-3-4-2 奨学金貸与状況	(出典：事務局資料)
別添資料 7-3-3-3 旭川医科大学学術振興後援資金事業の実績	(出典： ")

【分析結果とその根拠理由】

本学独自の経済援助制度として「学術振興後援資金」による大学院学生対象の奨学金制度及び学部学生の国際交流経済支援を行っている。日本学生支援機構奨学金を始めとした各種奨学金制度への申請援助体制も整っている。また、授業料免除制度も整備している。これらの情報は大学ホームページ、広報誌、学生支援課、学年担当ガイダンスなど種々の手段を通して学生に周知されており、学生によるこれらの経済援助制度の利用は活発である。

このことから、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

単科大学という特性を活かし、個々の学生まで目の行き届いた学生支援（修学・健康・生活相談、課外活動支援等）を行っている。これを支えているのが教務・厚生委員会、学年担当、学生支援課、保健管理センターの密

な連携体制である。医科大学という特性もあり、学生の健康問題への対応は特に充実している。これに加え、新たに入学者選抜から卒業研修までの教育課程を体系的に把握し、その整備・改善を任務とする教育センターの設置により、学生支援体制がさらに充実するものと期待される。

また、本学独自の「学術振興後援資金」を活用することにより、学生の経済面の援助を行っている。

【改善を要する点】

留学生の交流の場としてのスペース等が学内に確保されていないなど、留学生に対する支援体制が十分とはいえない状況にあるが、平成 19 年 3 月開催の将来構想検討委員会で留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置に向けて、平成 19 年度から基本設計の準備を進めることとした。また、障害のある学生に配慮した施設のバリアフリー化に向け、平成 18 年度から計画的に教育研究ゾーンの整備を進めている。

学生の学習・健康・生活支援に関するニーズについては、様々な方法で把握しているが、さらに長期的な視点に立った学生生活の実態について調査することが必要である。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

(1) 学生への学習支援体制

本学は学年担当制度を設けている。学年担当は各授業担当教員、教務・厚生委員会、学生支援課、連帯保証人と連携しつつ新入生、編入生、留年生の修学ガイダンスから学生の日常的な学習相談まで担当しており、この制度は学生の学習支援に非常に有効に機能している。

学習支援に関する学生のニーズは学年担当、学生による授業評価、学生支援課内の「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」等、いろいろな角度から把握されている。特に、新しく設置した投書箱では学生のニーズ把握にとどまらず、ニーズに対し、迅速に対応している。

学生への特別支援の点では、留学生に対するチューター配置、日本語補習プログラムを実施し、障害をもつ学生に対する支援として平成 18 年度から 4 年計画で施設のバリアフリー化を進めている。

(2) 学生の自主活動支援体制

講義室、実習室、チュートリアル室、情報処理室の空き時間帯を学生の自主活動支援のために解放している。また、図書館も学生利用のために 24 時間開放している。いずれも使用内規が定められており、学生によるこれらの施設の時間外利用は良好である。また、学生の課外活動支援のための屋外及び屋内施設・設備も整備されており、活動の経済的支援は学友会を通して行われている。これらの支援により学生の課外活動は非常に活発に行われている。

(3) 学生の健康・生活相談及び助言支援体制

上記(1)で記述した学生支援体制に保健管理センターとセクシュアル・ハラスメント対応相談員が加わって、学生からの健康・生活・ハラスメント相談及び助言に当たっている。この支援体制も有効に機能している。医科大学という特性もあり、学生の健康問題への対応は特に充実している。

学生のニーズは、(1)で記述した体制を通して把握されており、留学生や障害をもつ学生への対応も(1)で記述した体制を通して行われている。

学生の経済面の援助としては、本学独自の「学術振興後援資金」による大学院学生・留学生対象の奨学金援助及び学部学生の国際交流の経済支援を行っている。また、日本学生支援機構奨学金や各種奨学金制度への申請援助体制、授業料免除制度も整備されており、学生による申請、利用状況もよい。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到る状況】

本学では、講義実習棟、基礎臨床研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟の建物を有し、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設、図書館、病院、福利厚生施設、体育館、武道場、弓道場、サッカー場兼用の陸上競技場、野球場、テニスコート（6面）等を整備している。（別添資料 8-1-1-1）

大学設置基準で必要とされる校地面積は $19,444 \text{ m}^2$ （学部学生収容定員 $850 \text{ 人} \times 10 \text{ m}^2 + \text{病院建築面積 } 10,944 \text{ m}^2$ ）、校舎面積は $54,114 \text{ m}^2$ （医学関係校舎 $16,750 \text{ m}^2 + \text{附属病院 } 33,100 \text{ m}^2 + (\text{看護学科学生収容定員 } 260 \text{ 人} - 200 \text{ 人}) \times 992 \div 200 + 3,966 \text{ m}^2$ ）である。本学の校地面積は $195,880 \text{ m}^2$ で基準値の約 10 倍、校舎面積は $104,487 \text{ m}^2$ で基準値の約 2 倍あり、いずれも基準を上回る面積を有している。（別添資料 8-1-1-2）

講義室は、講義実習棟に 6 室、臨床講義棟に 3 室、看護学科棟に 5 室、実習室としては、化学・生物学・物理学・解剖学等に 8 室、基礎看護学・臨床看護学・地域保健看護学・人体生理学に 4 室を設置している。この他にチュートリアル教室を 15 室、ゼミ室を 5 室、語学演習室、情報処理実習室を設置しており、十分な教育を実施できる体制を備えている（別添資料 8-1-1-3）。また、学生、研修医、医師等の実践的な臨床医学教育訓練の場として設置されたスキルズ・ラボラトリーも採血、切開・縫合、内診等の基本的臨床手技の習得モデルや心肺機能及び救命救急に必要なシミュレーションモデル等を整備し、施設の充実を図っている。

学生の自主学習を支援する図書館は、閲覧室、視聴覚室、セミナー室、パソコンコーナーと、一般雑誌や音楽 CD でくつろげるブラウジングコーナー等を有し、無人開館時でも自動貸出装置による貸出が可能で、24 時間利用できる。

学生や教職員への安全・安心な教育研究環境を提供するため、文部科学省の「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」を踏まえ、本学の中期目標・中期計画と事業の内容・緊急性を考慮した「旭川医科大学施設整備 5 か年計画」を作成し、順次整備している。

また、バリアフリー化については、病院建物は再開発工事に合わせて、身障者用トイレ、階段手摺、身障者用エレベーター、エスカレーターの設置などを整備済みである。なお、学部建物については、平成 18 年度から 4 年計画で整備を予定しており、1 年目の整備内容は、講義室への車椅子用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置などである（別添資料 7-1-5-3）。

別添資料 8-1-1-1	教育研究施設（旭川医科大学概要 P. 41「建物等配置図」）	（出典：旭川医科大学概要）
別添資料 8-1-1-2	土地・建物面積	（出典：事務局資料）
別添資料 8-1-1-3	講義室設備一覧	（出典： " ）
別添資料 7-1-5-3	構内バリアフリー化整備計画（平成 13～21 年度）	（出典： " ）

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に準拠した教育研究施設を有するとともに必要な設備を整備しており、教育課程の実現に相応しい学習環境を提供している。

このことから、大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-2： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の情報ネットワークについては、情報処理センターが管理運営を統括しており、教育内容や学生のニーズに合わせてインターネットに接続できる学内LANを整備（別添資料 8-1-2-1）し、情報処理実習室に 100 台、講義室に計 8 台、チュートリアル室に計 30 台、図書館に 21 台のパソコンを設置している。

学生には、入学時にユーザー ID・パスワードとメールアドレスを全員に発行し、在学中は自由に使用できるようにしており、授業等がない空き時間は、全ての場所で利用が可能である。情報処理実習室は、学部学生は 6 時から 21 時まで、大学院学生は 6 時から 23 時まで利用できる。図書館は 24 時間開館しており、文献検索がいつでも行えるとともに、館内には無線LANを整備し、個人の所有するノート型パソコンを持ち込み、インターネットに接続できる環境を整えている。

また、教育用ホームページ（URL：<http://www.ed.asahikawa-med.ac.jp/>）を開設し、学生自らが研究内容やサークルの紹介などの情報を掲載できるように開放している。

別添資料 8-1-2-1 旭川医科大学キャンパス情報ネットワーク全体概念図

（出典：情報処理センターホームページ）

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワークについては、情報処理センターが管理運営を統括しており、教育内容や学生のニーズに合わせてインターネットに接続する学内LANを整備し、パソコンが設置されている実習室等は、空き時間にはすべて開放している。また、図書館の文献検索システムについては、24 時間利用可能となっている。

このことから、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-3： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学では、主要な施設における運用については、設置目的を明記し、利用に関する規程を定めている。（別添資料 8-1-3-1～7）課外活動施設、福利厚生施設、図書館、情報処理センターの使用については、学生生活のしおりに掲載し配付するとともに、ホームページ上で各施設の利用規程等を公開している。

また、「旭川医科大学施設の有効活用に関する規程」を定め、使用面積及び配置の見直し等を含めた全学的な教育研究施設の有効活用を図っており、その結果、最近では寄附講座の研究スペースを確保することができた。

別添資料 8-1-3-1 旭川医科大学体育施設使用要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902571.html

別添資料 8-1-3-2 旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902581.html

別添資料 8-1-3-3 旭川医科大学福利厚生施設セミナー室使用要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902601.html

別添資料 8-1-3-4 旭川医科大学学生室使用要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902561.html

別添資料 8-1-3-5 旭川医科大学図書館利用規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23902711.html

別添資料 8-1-3-6 旭川医科大学情報処理センター利用要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/ipc/local/documents/ipcyoukou.html#youkou>

別添資料 8-1-3-7 旭川医科大学施設の有効活用に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23901821.html

(出典：旭川医科大学規程集)

【分析結果とその根拠理由】

課外活動施設、福利厚生施設、図書館、情報処理センターにおいては、使用規程を定め、ホームページで公開している。また、全学的な教育研究施設の有効活用については、「旭川医科大学施設の有効活用に関する規程」を定めており、ホームページによって構成員に周知している。

このことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

図書館では、医学・看護学分野に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子情報資料を網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。(表 8-2-1-1)

図書については、講座選定や購入希望による資料を中心に、シラバスに掲載され、授業科目「医学チュートリアル」での参考資料も可能な限り整備している。また、最近のニーズに応えた視聴覚資料のビデオ、DVDも整備している。

学術雑誌については、医学・看護学におけるコアな購読誌を網羅し、電子ジャーナル化を推進しながらアクセス誌数の拡充にも努めている。

これらの資料は、電子的に目録化され、インターネット上で学内外から常時蔵書検索が可能となっている。

図書館は、学内者には 24 時間開館しており、無人開館時には身分証明書(学生証)を用いた入退館システムと自動貸

表 8-2-1-1

蔵書数(平成 19 年 3 月 31 日現在)

和 書	76,622 冊
洋 書	72,879 冊
和雑誌	1,903 種
洋雑誌	1,699 種
視聴覚資料	2,498 点
電子ジャーナル	2,690 件

図書等貸出総数(平成 18 年度実績)

14,009 点(うち学生 11,015 点)

(出典：図書館統計資料)

出装置により、資料の貸出を可能にしている。（別添資料 8-2-1-1, 2）

別添資料 8-2-1-1	旭川医科大学図書館ホームページ	http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/
別添資料 8-2-1-2	図書館利用案内（リーフレット）	
	（学内者用ウェブサイト）	http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/guide.html
	（学外者用ウェブサイト）	http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/gakuana.htm

【分析結果とその根拠理由】

図書館では、医学・看護学分野に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子情報資料を網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。

また、検索可能なシステムによって資料情報は常時提供され、さらに 24 時間開館と自動貸出装置によって有効に活用されている。

このことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

医系大学において特徴的な施設としてスキルズ・ラボラトリーを設置しており、充実した設備の下で、学生、研修医、医師等の実践的な臨床医学教育訓練の場として活用されている。

図書館では、資料が充実しており、24 時間開館を実施し、自動貸出装置により無人開館時でも貸出が可能となっている。

【改善を要する点】

該当なし

（3）基準 8 の自己評価の概要

本学における教育研究施設は、大学設置基準で必要とされる校地面積、校舎面積において、いずれも基準を上回っており、講義実習棟、基礎臨床研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟等を有し、有効に活用されている。また、施設のバリアフリー化に関して、病院建物については、既に整備済みであり、学部建物については、平成 18 年度から 4 年計画で整備を予定しており、講義室への車椅子用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置などについては既に整備済みである。

本学では、学生や教職員への安全・安心な教育研究環境を提供するため、文部科学省の「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」を踏まえ、本学の中期目標・中期計画と事業の内容・緊急性を考慮した「旭川医科大学施設整備 5 か年計画」を作成し、順次整備している。

主要な施設における運用については、設置目的を明記し利用に関する規程を定め、学生生活のしおりへの掲載やホームページ上で公開している。また、「旭川医科大学施設の有効活用に関する規程」を定め、使用面積及び配置の見直し等を含めた全学的な教育研究施設の有効活用を図っており、その結果、最近では、寄附講座の研究

スペースを確保することができた。

本学では、インターネットに接続する学内LANが整備されており、パソコンの台数は、情報処理実習室に100台、講義室に計8台、チュートリアル室に計30台、図書館に21台で、在学中は自由に使用できるように体制を整えている。情報処理実習室は、学部学生は6時から21時まで、大学院学生は6時から23時まで利用できる。

図書館は24時間開館しており、自動貸出装置により無人開館時でも貸出が可能で、文献検索がいつでも行えるとともに、館内には無線LANを整備し、個人の所有するノート型パソコンを持ち込み、インターネットを利用することも可能となっている。

図書館では、医学・看護学分野に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子情報資料を網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。シラバスに掲載されている参考資料や授業科目「医学チュートリアル」での参考資料など学生や教員が必要とする図書についても可能な限り整備するとともに、最近のニーズに応えた視聴覚資料のビデオ、DVDも整備している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

大学の基礎的データについては、文部科学省が実施する学校基本調査において（別添資料 9-1-1-1）、教育活動の実態を示す講義等の時間割、シラバス、定期試験日程、講義・演習の成績、学生の単位修得状況等（別添資料 5-1-5-1, 5-2-2-1, 5-2-2-2, 9-1-1-2, 5-3-2-1）のデータや資料については、教務・厚生委員会等の審議を経て、また、教育活動に係る共通的なデータについては、平成 17 年度に大学評価・学位授与機構が推進する大学情報データベースの試行的構築の協力校として、当該調査項目に準拠したデータ（別添資料 9-1-1-3）をそれぞれ事務局（企画評価課、学生支援課等）が収集し、蓄積している。また、これらのデータや資料は、教育の質の向上等について審議する関連委員会や自己点検・評価等の基礎データ等として活用している。

別添資料 9-1-1-1	学校基本調査の手引（抜粋）	（出典：文部科学省ホームページ）
別添資料 5-1-5-1	時間割	
別添資料 5-2-2-1	医学科履修要項	
別添資料 5-2-2-2	看護学科履修要項	
別添資料 9-1-1-2	定期試験時間割	
別添資料 5-3-2-1	進級判定資料（医学科第 1 学年学業成績評価一覧表・抜粋）	
別添資料 9-1-1-3	旭川医科大学情報データベース項目一覧	

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の実態を示すデータや資料は、事務局で収集・蓄積するとともに、教育に関する関連委員会や自己点検・評価等の基礎データとして活用している。このことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成 13 年度から学生による授業評価（表 9-1-2-1～3）を実施しており、授業の評価を直接学生から受けることは、教育内容、授業改善などにとって大きな意味を持つものであると考え、授業を担当する教員全員を対象に実施している。

内容は、①学生自身について（4問）、②授業担当教員の講義計画（2問）、③授業担当教員の教育意欲・態度（2問）、④授業担当教員の講義技術・内容（8問）、⑤総合評価（1問）などであり、合計 17 問を設定している。また、これらの集計結果については、毎年度、前・後期ごとに本学の広報誌「かぐらおか」に掲載し、教職員及び学生に配付している（別添資料 3-2-2-6）。

なお、昨年 11 月からは、学生が日常気づいた点や授業、カリキュラムなどへの様々な要望を、各部局に投書箱『学生の声「ひとことふたこと」』を設置し、それらに対する対応を教務・厚生委員会を中心にフレキシブルに行っている（前掲表 7-1-3-1, 2）。

これらの取組結果は、自己点検・評価に反映する一方、外部評価（表 9-1-2-4）においても特色ある優れた点として評価されている。

表 9-1-2-1 授業評価委員会細則

旭川医科大学教務・厚生委員会授業評価委員会細則（抜粋） （設置） 第 1 条 旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）第 8 条の規定に基づき、旭川医科大学教務・厚生委員会（以下「教務・厚生委員会」という。）に授業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （任務） 第 2 条 委員会は、学生の授業評価に関することを任務とする。 （構成） 第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1）教務・厚生委員会委員長の指名した教授 1 人 （2）一般教育の教授 1 人 （3）基礎医学講座の教授 1 人 （4）臨床医学講座の教授 1 人 （5）看護学科の教授 1 人 （6）教務部長 （7）その他教務・厚生委員会委員長が必要と認めた者 若干人 （出典：旭川医科大学規程集）
--

表 9-1-2-2 学生による授業評価資料

旭川医科大学点検評価報告書 平成 14 年 3 月（抜粋） （2）今後の課題 ・・・個々の教官に改革の精神を周知・徹底するとともに、学生の到達度評価及び学生による授業評価のフィードバックを怠らず、改革を進めてゆく必要がある。（P8） ① 指導教官の質（資格認定の基準） ・・・ファカルティ・ディベロップメント（「基本的臨床技能の教育法」ワークショップの開催など）や学生による授業評価を通して教官の実習指導技能の向上に努めている。（P14） （出典：旭川医科大学点検評価報告書 平成 14 年 3 月）

表 9-1-2-3 学生による授業評価資料

平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（抜粋） Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項 1. 自己点検・評価に向けた取り組み （3）その他の取り組み ① 学生による授業評価 平成 13 年度から毎年度、「学生による授業評価」実施要領に基づき、講義、講義企画、実習企画等に係る学生による授業評価を実施し、その結果を授業担当教員、企画担当教員及び学生にフィードバックするとともに、広報誌、ホームページを介して学内外に公表している。（P54） （出典：平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書）

表 9-1-2-4 旭川医科大学外部評価報告書

旭川医科大学外部評価報告書 平成 15 年 6 月（抜粋）

6 学生に対する支援

◇ 特色ある優れた点

(2) 学生による教員・授業評価を行い、学生のニーズに応えようとしている。(P22)

1 実施体制

◇ 特色ある優れた点

(2) 平成 11 年度から「学生による授業評価部会」が設けられ、平成 11 年度に第 1 回の授業評価が行われた。(P24)

(出典：旭川医科大学外部評価報告書)

別添資料 3-2-2-6 広報誌「かぐらおか」第 126 号

前掲表 7-1-3-1 学生の声「ひとことふたこと」実施要領

前掲表 7-1-3-2 学生の声「ひとことふたこと」の実績

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価が授業担当教員全員を対象に実施され、その集計結果については、毎年度、前・後期ごとに本学の広報誌である「かぐらおか」に掲載し、教職員・学生に配付・公表しており、外部評価においても特色ある優れた点として評価されている。

また、投書箱『学生の声「ひとことふたこと」』については、設置早々、学生の反響が大きく多数の意見が寄せられている。

このことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

観点 9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

学外有識者で構成する外部評価委員会や運営諮問会議が取りまとめた評価結果及び答申（別添資料 9-1-3-1）、関連教育病院等との会議等（別添資料 6-1-5-1）、卒業生等を対象に実施したアンケート調査の結果をとおして得られた意見（別添資料 6-1-5-2）、さらには、本院に医師、看護師として採用した卒業（修了）生に対する臨床現場からの意見等については、関連委員会で検討するとともに中期目標・中期計画に反映し、点検評価室が事業年度ごとに実施状況等を点検及び評価している。

別添資料 9-1-3-1 学外関係者の意見の反映状況資料

別添資料 6-1-5-1 関連教育病院等との意見交換会議事要旨

別添資料 6-1-5-2 教育活動の点検・評価のための調査集計結果

【分析結果とその根拠理由】

学外有識者で構成する外部評価委員会や運営諮問会議が取りまとめた評価結果及び答申、卒業生等に対するアンケート調査や関連教育病院等との会議等で得られた意見などについて中期目標・中期計画に反映し、点検評価

室が実施状況等について点検及び評価している。

このことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

観点 9-1-4： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の点検評価室が実施する自己点検・評価、学外有識者による外部評価及び国立大学法人評価委員会による国立大学法人評価（年度評価）等の評価結果（別添資料 9-1-4-1～9）は、役員会、教育研究評議会、学長補佐会議等に報告するとともに、指摘事項等については、教務・厚生委員会等関連委員会によって検討し、その進捗状況については点検評価室が定期的に調査している。

また、平成 13 年度から全授業担当教員を対象にした学生による授業評価を導入した。この評価システムの内容、実施方法等の改善、検討については、教務・厚生委員会の下部組織の授業評価委員会が行っている。平成 14 年度からはこれらの集計結果を毎年度、本学の広報誌「かぐらおか」（別添資料 3-2-2-6）に全教員の得点分布や、得点が上位 20%以内に入る教員の氏名、特に上位 3 名の教員については、学生評価に対するコメントを掲載し、学生及び職員等に広く配付し、これを基に個々の教員が継続的に自身の授業内容・授業技術等の改善を図っている。また、大学全体の取組としては、科目全体に対する意見について、教務・厚生委員会の下に設置している教育課程編成委員会、チュートリアル教育実施委員会、臨床実習委員会、基本的臨床能力教育実施委員会でそれぞれの課題について検討し、改善を図っている（別添資料 9-1-4-10）。さらに、教務・厚生委員会が中心となり、FD・ワークショップ等を開催（表 9-1-4-1）し、教職員のスキルアップを図っている。

別添資料 9-1-4-1	旭川医科大学点検評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」（平成 14 年 3 月）
別添資料 9-1-4-2	旭川医科大学外部評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」
別添資料 9-1-4-3	全学テーマ別評価自己評価書「教養教育」
別添資料 9-1-4-4	「教養教育」評価報告書（全学テーマ別評価）
別添資料 9-1-4-5	平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
別添資料 9-1-4-6	平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
別添資料 9-1-4-7	平成 18 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
別添資料 9-1-4-8	平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果
別添資料 9-1-4-9	平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果
別添資料 3-2-2-6	広報誌「かぐらおか」第 126 号
別添資料 9-1-4-10	教育課程に関する教員アンケート集計結果

表 9-1-4-1 平成 18 年度 FD・ワークショップ開催実績

① 日 時：	平成 18 年 10 月 16 日（月）
講 演 者：	国立大学法人滋賀医科大学 理事 村山 典久
講演題目：	国立大学法人が直面する経営危機

② 日 時： 平成 18 年 11 月 2 日（木）

講 演 者： 国立大学法人東京大学 医学教育国際協力研究センター教授 北村 聖

講演題目： 最近の医学教育改革—卒前卒後の継続教育

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、点検評価報告書等の配付やホームページへの掲載などにより学内外に周知するとともに、その結果を基に教務・厚生委員会を中心に関連委員会等で検討し、FDワークショップの開催、チュートリアル教育の改善、臨床実習教育の改善、シラバス内容の改善などに繋げている。

このことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

観点 9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成 13 年度から学生による授業評価を実施しており、授業の評価を直接学生から受けることは、教育内容、授業改善などにとって大きな意味を持つものであると考え、授業担当教員全員に対し実施している。

この学生による授業評価制度の内容、実施方法等の改善、検討については、教務・厚生委員会の下に授業評価委員会を設置し行っている。

また、学生による授業評価の集計結果については、毎年度、前・後期ごとに本学の広報誌「かぐらおか」（別添資料 3-2-2-6）に掲載し、授業担当教員に配付している。さらに、個々の教員に対する評価や意見についても各教員に配付し、「話し方の明瞭さ」、「教材の適切さ」、「講義の進め方の適切さ」など、各人の授業内容・授業技術等の改善が図れるようにしており、この作業は毎年行われ、各教員が経年的に学生評価の結果を受けることができる。

別添資料 3-2-2-6 広報誌「かぐらおか」第 126 号

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生による授業評価の集計結果については、毎年度、広報誌を通じて授業担当教員に周知するとともに、個別評価や意見を、個々人へ配付し、各人の授業内容・授業技術等の改善が図れるようにしている。

このことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

観点 9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

FDに関する講演会やワークショップは、教務・厚生委員会や、この委員会の下部組織であるチュートリアル

教育実施委員会、基本的臨床能力教育実施委員会などの小委員会において、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズを踏まえて検討し、定期的の実施している（表 9-2-1-1-1～4）。

特に本学の特色である、チュートリアル教育に係るワークショップやOSCE教育に係るワークショップは継続的に実施している。

表 9-2-1-1-1 チュートリアル教育に係るワークショップ・研修会

日 程	名称及びテーマ等	対象者	参加数
平成 17 年 2 月 9 日 (水) 17:00～21:00	平成 16 年度チュートリアル教育チューター養成ワークショップ ①チュートリアル教育の「意義・役割」, 「到達目標」の周知徹底 ②チュートリアル教育のプロセスの理解 ③基本的なチューター能力の修得, チューター経験者については能力の向上 ④模擬チュートリアルの実施により, 特に学生の行動観察と評価法の修得	教員	57 名
平成 17 年 8 月 8 日 (月) 17:30～18:30	平成 17 年度チュートリアル教育に係るチューター養成研修会 ①チューター未経験者を対象に, 基本的なチューター能力の修得を養成する	〃	28 名
平成 17 年 8 月 6 日 (土) 13:00～18:00	平成 17 年度チュートリアル教育ワークショップ ①課題作成者 (リソースパーソン) 養成のためのワークショップ	〃	37 名
平成 18 年 5 月 23 日 (火) 18:00～19:00	平成 18 年度チュートリアル教育に係るチューター養成研修会 ①チューター未経験者を対象に, 基本的なチューター能力の修得を養成する	〃	31 名
平成 18 年 7 月 26 日 (水) 14:00～15:00	平成 18 年度チュートリアル教育に係るチューター養成研修会 ①チューター未経験者を対象に, 基本的なチューター能力の修得を養成する	〃	8 名
平成 18 年 7 月 29 日 (土) 13:00～17:00	平成 18 年度チュートリアル教育ワークショップ ①事例作成者 (リソースパーソン) 養成のためのワークショップ	〃	48 名
平成 18 年 9 月 20 日 (水) 17:00～18:00	平成 18 年度チュートリアル教育に係るチューター養成研修会 ①チューター未経験者を対象に, 基本的なチューター能力の修得を養成する	〃	14 名

表 9-2-1-1-2 OSCE教育に係るワークショップ

	名称及びテーマ等	対象者	参加数
平成 17 年 11 月 19 日 (土) 9:00～11:20	平成 17 年度OSCEワークショップ ①実施マニュアルとOSCE評価法, 及び序論における指導方法の確認 ②評価基準のすりあわせ	教員	67 名
平成 18 年 11 月 17 日 (金) 17:00～19:00	平成 18 年度臨床実習序論指導教員養成のためのワークショップ ①実施マニュアルとOSCE評価法, 及び序論における指導方法の確認 ②評価基準のすりあわせ	〃	70 名

表9-2-1-3 看護学教育に係るワークショップ

日 程	名称及びテーマ等	対象者	参加数
平成 17 年 10 月 26 日(水) 13:00～15:30	平成 17 年度看護学教育ワークショップ（看護学科・看護部共催） 大学と実践の場の連携・協力の充実に向けて ー大学卒業時の看護実践能力到達度の現状と課題ー	教員，看護師	50 名
平成 19 年 2 月 26 日(月) 13:30～17:00	平成 18 年度看護学教育ワークショップ（看護学科・看護部共催） 看護実践能力と看護実習の看護のあり方	教員，看護師	57 名

表9-2-1-4 平成18年度FD講演会開催実績

日 時： 平成 18 年 10 月 16 日（月） 講 演 者： 国立大学法人滋賀医科大学 理事 村山 典久 講演題目： 国立大学法人が直面する経営危機 出 席 者： 120 名
日 時： 平成 18 年 11 月 2 日（木） 講 演 者： 国立大学法人東京大学 医学教育国際協力研究センター教授 北村 聖 講演題目： 最近の医学教育改革ー卒前卒後の継続教育 出 席 者： 98 名

【分析結果とその根拠理由】

FDに関する講演会やワークショップは、教務・厚生委員会等において、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズを踏まえて検討し、定期的を実施している。

このことから、ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FDに関する講演会は、定期的を開催している。

また、チュートリアル教育に係るワークショップやOSCE教育に係るワークショップは、それぞれチュートリアル教育実施委員会及び基本的臨床能力教育実施委員会が企画し実施（前掲表9-2-1-1～3）しており、教務・厚生委員会で全学的協力体制を構築している。

チュートリアル教育における事例作成者養成のためのワークショップの実施により、①モデル・コア・カリキュラムに基づいた幅広い課題を作成できるようになったこと、②課題ガイドの様式を統一することによって、討論の導き方等をチューターへの的確に指示することができるようになり、チューターによる指導の差が減ってきたこと等、チュートリアル教育の改善に結びついており、学生のアンケート結果において、課題の内容や取組に対する満足度が、ワークショップ実施前に比較して高くなっている（表9-2-2-1，2）。

表 9-2-2-1 チュートリアル教育についてのアンケート結果 (抜粋)

質 問 項 目	履修年度	ワークショップ(WS)実施前			WS実施後	
		H14	H15	H16	H17	H18
チュートリアルⅠ（1年生履修科目）						
課題内容は適当であった		43	52	—	—	69
課題は興味を持って取り組めるものであった		36	43	—	—	59
チュートリアルⅡ（4年生履修科目）						
課題内容は適当であった		73	79	81	96	92
課題は興味を持って取り組めるものであった		70	74	84	92	83

注) 各指数は、満足度を 100 点満点換算したもの

表 9-2-2-2 チューターに対する評価

区 分	過度の誘導 の有無	介入の 適切さ	発言を促す	まじめな取り組み	総合的評価	合計点
H16 (WS実施前)	73	77	69	87	81	77
H18 (WS実施後)	88			93	91	91

注) 各指数は、満足度を 100 点満点換算したもの

前掲表 9-2-1-1 チュートリアル教育に係るワークショップ・研修会に関する資料

前掲表 9-2-1-2 O S C E 教育に係るワークショップに関する資料

前掲表 9-2-1-3 看護学教育に係るワークショップに関する資料

【分析結果とその根拠理由】

教務・厚生委員会の意向を踏まえて、教育方法・内容の改善、特にチュートリアルやO S C E 教育における指導者養成のワークショップ等を定期的 to 実施し、絶えず授業・実習内容の改善を行なっている。

このことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点 9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

大学における教育指導や運営体制に資するため、学外から講師を招いて講演会を開催し、教員をはじめ多くの職員が参加している (前掲表 9-2-1-4)。また、事務職員、技術職員等の教育補助者に対しては、教育活動の質の向上を図るための研修・講演会等へ参加 (表 9-2-3-1) し、その資質の向上を図っている。

表 9-2-3-1 教育支援者及び教育補助者の研修等参加状況

研 修 名	人数	日 程
情報システム統一研修 (18 年度第 1 / 四半期)	4	平成 18 年 4 月 24 日～6 月 23 日
北海道留学生交流推進協議会研修会	1	平成 18 年 5 月 18 日
平成 18 年度北海道地区国立大学法人等中堅職員研修	2	平成 18 年 6 月 19 日～6 月 21 日
第 43・44 回北海道地区中堅係員研修 (人事院)	1	平成 18 年 6 月 20 日～6 月 23 日
情報システム統一研修 (18 年度第 2 / 四半期)	6	平成 18 年 7 月 20 日～9 月 22 日
平成 18 年度国立大学法人課長級研修 (国立大学協会)	1	平成 18 年 8 月 8 日～8 月 9 日
情報セキュリティセミナー (文部科学省)	1	平成 18 年 8 月 30 日
平成 18 年度北海道地区学生指導職員研修会	1	平成 18 年 8 月 30 日～9 月 1 日
平成 18 年度北海道地区国立大学法人等係長研修	5	平成 18 年 9 月 12 日～9 月 14 日
平成 18 年度北海道地区国立大学法人等技術職員研修	1	平成 18 年 9 月 13 日～9 月 15 日
第 18 回北海道地区就職指導担当職員研修会	1	平成 18 年 9 月 21 日～9 月 22 日
第 18 回北海道地区係長研修 (人事院北海道事務局)	1	平成 18 年 10 月 3 日～10 月 6 日
企業におけるセクシュアルハラスメント相談担当者セミナー	2	平成 18 年 10 月 17 日
情報システム統一研修 (18 年度第 3 / 四半期)	3	平成 18 年 10 月 18 日～12 月 20 日
平成 18 年度留学生担当者研修会	1	平成 18 年 10 月 18 日～10 月 20 日
平成 18 年度教務事務研修会	1	平成 18 年 10 月 25 日～10 月 27 日
平成 18 年度全国厚生補導事務研修会	1	平成 18 年 11 月 15 日～11 月 17 日
平成 18 年度国公立大学医学部・歯学部教務事務職員研修	1	平成 18 年 11 月 27 日～11 月 29 日

(出典：平成 18 年度研修参加状況)

前掲表 9-2-1-4 平成 18 年度 F D 講演会開催実績

【分析結果とその根拠理由】

大学における教育指導や運営体制に資するための講演会の開催や教育補助者の研修、講演会への参加など、教育活動の質の向上を図るための機会を設けている。

このことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、教育活動の実態を示すデータや資料を事務局が収集・蓄積するとともに、教育に関する関連委員会や自己点検・評価等の基礎データとして活用している。また、学生、卒業生及び関連教育病院を含む学外関係者からの意見、自己点検・評価に基づく外部評価や運営諮問会議が取りまとめた学外有識者からの提言や答申等は、中期目標・中期計画や年度計画などに反映している。

具体的な取組として、教務・厚生委員会等による教員のニーズに応じた F D の定期開催や教務に携わる事務職員や技術職員など教育補助者に対する研修会、講演会等への参加の機会の付与等、教育活動の質の向上を図るた

めの全学的な取組が挙げられる。

【改善を要する点】

大学における教育指導や運営体制に資するための講演会の開催や教育補助者の研修、講演会の参加など、可及的機会の増加に努力しているが、なお十分とは言えない。

（３）基準 9 の自己評価の概要

教育活動の実態を示すデータや資料は、事務局で収集・蓄積し、自己点検・評価等に活用している。学生による授業評価は、全授業担当教員に対し毎年度実施している。

学外有識者で構成する外部評価委員会が取りまとめた外部評価報告書等の提言や意見等を中期目標・中期計画に反映し、事業年度ごとに実施状況等について自己評価している。同じく、卒業生や関連教育病院など学外関係者から得られた意見についても、中期目標・中期計画などに反映している。

各種評価の結果は、報告書等の配付やホームページへの掲載などにより学内外に周知するとともに、指摘事項に対する検討、改善状況等について、定期的に点検評価室が調査している。

学生による授業評価の結果は広報誌、報告書、ホームページなどにより周知されるとともに、その結果を基に教務・厚生委員会を中心に関連委員会等で検討し、FDワークショップの開催、チュートリアル教育の改善、臨床実習教育の改善、シラバス内容の改善などに繋げている。また、授業評価の結果や教員に対する意見は、各教員にフィードバックすることで、それぞれの教員が担当する授業の内容・方法等の改善に役立てている。

教務・厚生委員会を中心に、学生からのアンケート結果や、教育課程の改編や担当教員の異動に伴うニーズに対して、FD講演会やワークショップを定期的実施している。

また、教育活動の質の向上を図るため、教務関連事務職員、技術職員などの教育補助者に対して、適宜関連する研修、講演会へ参加する機会を与えている。

以上のように、教育活動に係るデータ等が適切に収集・蓄積されるとともに、学外関係者の意見や提言が大学運営に適切に反映されている。また、各種評価の結果に基づく教育の質の向上と改善のための取組が継続的になされている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 22,763 百万円、流動資産 5,034 百万円、合計 27,797 百万円である（別添資料 10-1-1-1）。

大学設置基準で必要とされる校地面積は 19,444 m²（学部学生収容定員 850 人×10 m²+病院建築面積 10,944 m²）、校舎面積は 54,114 m²（医学関係校舎 16,750 m²+附属病院 33,100 m²+（看護学科学生収容定員 260 人－200 人）×992÷200+3,966 m²）である。本学の校地面積は 195,880 m²で基準値の約 10 倍、校舎面積は 104,487 m²で基準値の約 2 倍あり、いずれも基準を上回る面積を有している（別添資料 8-1-1-2）。

負債については、固定負債 21,837 百万円、流動負債 4,693 百万円、合計 26,530 百万円である。このうち、国立大学財務・経営センター債務負担金等が 15,340 百万円、長期借入金が 2,778 百万円、合計 18,118 百万円となっている。これらの大部分は、病院再開発整備事業に伴う施設費及び設備費に係る債務が占め、附属病院収入から順調に返済している。

別添資料 10-1-1-1 平成 18 年度財務諸表等（P.1・2 貸借対照表）

（出典：旭川医科大学ホームページ）

別添資料 8-1-1-2 土地・建物面積

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

資産は、固定資産 22,763 百万円、流動資産 5,035 百万円、合計 27,798 百万円であり、校地、校舎に係る施設関係についても、基準を十分に満たしている。

また、負債は、固定負債 21,837 百万円、流動負債 4,693 百万円、合計 26,530 百万円であるが、これらのうち、病院再開発整備事業に伴う施設費及び設備費に係る債務が大部分を占めており、現在、附属病院収入から順調に返済している。

このことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると判断する。また、債務についても、大部分が病院に係る借入金で附属病院収入から順調に返済しており、過大ではないと判断する。

観点 10-1-2： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

経常的収入の平成 16 年度から平成 18 年度における確保状況については、平成 16 年度では、運営費交付金 6,100 百万円、授業料、入学金及び検定料収入（以下「学生納付金」という。）574 百万円、附属病院収入 11,807 百万円、雑収入 182 百万円、産学連携等研究収入及び寄附金収入等（以下「外部資金」という。）780 百万円、合計 19,443 百万円（別添資料 10-1-2-1）、平成 17 年度では、運営費交付金 5,529 百万円、学

生納付金 605 百万円、附属病院収入 12,768 百万円、雑収入 112 百万円、外部資金 739 百万円、合計 19,753 百万円（別添資料 10－1－2－2）、平成 18 年度では、運営費交付金 5,264 百万円、学生納付金 610 百万円、附属病院収入 12,916 百万円、雑収入 128 百万円、外部資金 754 百万円、合計 19,672 百万円（別添資料 10－1－2－3）となっている。

平成 17 年度から効率化係数 1 %が課せられていることから、毎年、約 40 百万円程度の運営費交付金が減額されているが、他の経費の削減を行うなどで対応している。

また、病院においては、経営改善係数 2 %が課せられているが、自己収入である附属病院収入を、平成 18 年度は対前年度約 148 百万円程度の増収を図り、減額相当分の確保に努めている。

引き続き、経常的収入の確保に努めている。

別添資料 10－1－2－1 平成 16 年度決算報告書

別添資料 10－1－2－2 平成 17 年度決算報告書

別添資料 10－1－2－3 平成 18 年度決算報告書

（出典：旭川医科大学ホームページ）

【分析結果とその根拠理由】

大学の経常的収入として、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、雑収入、外部資金等が継続的かつ安定的に確保されている。

このことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 10－2－1：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画等として、中期計画及び年度計画（別添資料 10－2－1－1、2）にこれを定めている。中期計画においては、平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間の予算、収支計画、資金計画を定め、経営協議会、役員会で審議・決定され、教授会などで報告している。

年度計画においては、当該年度における予算、収支計画及び資金計画を定めて、経営協議会、役員会で審議・決定され、教授会などで報告している。

また、当該中期計画期間中における財政計画（別添資料 10－2－1－3）を立てており、これらの計画は、経営協議会、役員会で審議・決定されている。

予算、収支計画及び資金計画については、ホームページに掲載している。

別添資料 10－2－1－1 中期計画・中期目標一覧（p.13～18）「予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金」

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/tyuki3.pdf>

別添資料 10－2－1－2 平成 19 年度年度計画（p.13～16）「予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画」

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/19nendo.pdf>

(出典：旭川医科大学ホームページ)

別添資料 10-2-1-3 第1期中期計画期間における財政計画調書

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、中期計画として6年間の予算、収支計画、資金計画を立てるとともに、それらをホームページに公表していることから、適切な収支に係る計画等を策定し、関係者に明示されていると判断する。

観点 10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**【観点に係る状況】**

平成18年度の決算報告書では、収入は、運営費交付金5,264百万円、授業料、入学金及び検定料収入610百万円、附属病院収入12,916百万円、雑収入128百万円、産学連携等研究収入及び寄附金収入等754百万円、施設整備費補助金等130百万円、補助金収入7百万円、目的積立金取崩220百万円で、合計20,029百万円となっている。

支出は、業務費16,923百万円、一般管理費995百万円、施設整備費130百万円、産学連携等研究経費及び寄附金事業費等629百万円、長期借入金償還金1,519百万円で、合計20,196百万円となっている（別添資料10-1-2-3）。

収支差は、-167百万円であるが、収入には資本剰余金取崩が計上しておらず、支出には資本剰余金取崩による病院設備購入経費として、業務費の中の診療経費に368百万円を計上しているため、実際の収支差は201百万円となり、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

別添資料 10-1-2-3 平成18年度決算報告書

(出典：旭川医科大学ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

収入の合計は、20,029百万円、支出の合計は、20,196百万円で、収支差は、-167百万円であるが、収入には資本剰余金取崩が計上しておらず、支出には資本剰余金取崩による病院設備購入経費として、業務費の中の診療経費に368百万円を計上しているため、実際の収支差は201百万円となり、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点 10-2-3： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**【観点に係る状況】**

平成18年度の予算配分については、運営費交付金の効率化係数1%の削減はあるものの、教育経費・研究経費に関しては、教育研究の維持・充実を図るため、前年度同額（又は同単価）を確保しており、削減はしてい

ない。

教育研究基盤校費（18 年度 168 百万円）の一部は、競争的環境の創出を図るため貢献度評価に基づき傾斜配分を実施している。

学長裁量経費として、「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を設けて、平成 16 年度は、「難治性腸疾患の分子基盤の研究」と「細胞内恒常性機能維持のための研究」で、13 百万円、平成 17 年度は、「生活習慣病に関する総合的研究」で、8.5 百万円、平成 18 年度は、「生活習慣病に関する総合的研究」と「北方圏における特有な疾患の病態解明とその制御」で、11 百万円を重点的に研究助成している（別添資料 10-2-3-1）。

また、平成 18 年度においては、教育研究用として、学内共同利用施設（実験実習機器センター）に、電子顕微鏡 36 百万円、学生実習室に液晶モニター17 百万円を更新している。

平成 16 年度には、開学 30 周年を記念して、教育・研究活動支援事業、国際交流支援事業などを行うため、「学術振興後援資金」を創設し、募金活動を行い、教育研究活動の支援を行っている。

さらに、寄附講座について、平成 17 年度は、「消化管再生修復医学講座」及び「眼組織再生医学講座」の 2 件、平成 18 年度は、「人工関節講座」の 1 件を設置し、教育研究活動の支援をしている。

別添資料 10-2-3-1 「独創性のある生命科学研究プロジェクト」配分額

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、教育経費・研究経費に関しては、前年度同額（又は単価）を確保するとともに、教育研究用として学内共同利用施設や学生実習施設の設備を更新するなど、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10-3-1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表等については、国立大学法人法第 35 条及び独立行政法人通則法第 38 条第 4 項の規定により、官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書及び決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、閲覧に供する体制を整えている。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同施行令第 12 条の規定により、大学のホームページに掲載し、公表している（表 10-3-1-1）。

別添資料 10-3-1-1 財務諸表等の公開状況

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/jimu/houteikokai.html>

（出典：旭川医科大学ホームページ）

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は、官報やホームページで公開され、外部に対して法人の財務状況を公開している。

このことから、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

財務に対する会計監査等については、監事が行う監査、会計監査人が行う監査及び監査室が行う内部監査がある。

監事が行う監査は、監事監査規程（別添資料 10-3-2-1）に基づき、国立大学法人旭川医科大学（以下「本法人」という。）の業務全般について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的としており、監事が作成する『監査計画書』（別添資料 10-3-2-2）に基づき、会計監査人及び監査室と連携し、有効かつ効率的な監査を実施し、監査の結果に応じて指導を行っている。

会計監査人が行う監査は、期首、期中、期末決算監査を行うことにより、財務の適正性と信頼性をより高めるものであり、会計処理の誤謬や財務諸表等の表示について、適切に指導を行っている。

また、監事及び会計監査人の監査報告書（別添資料 10-3-2-3, 4）は、財務諸表等とともに、役員会及び経営協議会に報告している。

監査室が行う監査は、監査室規程（別添資料 10-3-2-5）及び監査室内部監査規程（表 10-3-2-6）に基づき、本法人の業務全体について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、監査結果に基づく情報の提供及び改善並びに合理化のための助言等を通じて本法人の健全な運営を確保することを目的としており、予め『年度監査計画』（別添資料 10-3-2-7）を作成し、監事及び会計監査人との連携を取りつつ、監査効率の向上を図りながら内部監査を実施している。

なお、学長直属の「監査室」が設置（平成 19 年 1 月）される前は、本法人における財務会計経理に関する会計内部監査の実施に関し、会計内部監査細則（別添資料 10-3-2-8）に基づき、監査事項毎の『実施計画及び実施細目』（添付資料 10-3-2-9）を作成し、会計内部監査を実施した。

別添資料 10-3-2-1	国立大学法人旭川医科大学監事監査規程（抜粋）	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料 10-3-2-2	監事監査計画書	（出典：事務局資料）
別添資料 10-3-2-3	監事監査報告書	（出典：旭川医科大学ホームページ）
別添資料 10-3-2-4	独立監査人の監査報告書	（出典： " ）
別添資料 10-3-2-5	国立大学法人旭川医科大学監査室規程（抜粋）	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料 10-3-2-6	国立大学法人旭川医科大学監査室内部監査規程（抜粋）	（出典： " ）
別添資料 10-3-2-7	平成 19 年度 年度監査計画	（出典：事務局資料）
別添資料 10-3-2-8	旭川医科大学会計内部監査細則（抜粋）	（出典：旭川医科大学規程集）
別添資料 10-3-2-9	平成 18 年度監査計画書	（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する監事監査及び内部監査は、監事監査規程及び監査室内部監査規程に基づき、実施されている。

また、会計監査人による監査についても、適正に実施されており、監事の監査報告及び会計監査人の監査報告において適正である旨の報告を受けている。

このことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究基盤校費（18 年度 168 百万円）の一部は、競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している。
また、学長裁量経費により、「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を設けて、平成 16 年度は、「難治性腸疾患の分子基盤の研究」と「細胞内恒常性機能維持のための研究」で、13 百万円、平成 17 年度は、「生活習慣病に関する総合的研究」で、8.5 百万円、平成 18 年度は、「生活習慣病に関する総合的研究」と「北方圏における特有な疾患の病態解明とその抑制」で、11 百万円を、重点的に研究助成している。

平成 16 年度には、開学 30 周年を記念して、教育・研究活動支援事業、国際交流支援事業などを行うため、「学術振興後援資金」を創設し、募金活動を行い、教育研究活動の支援を行っている。

さらに、寄附講座について、平成 17 年度は、「消化管再生修復医学講座」及び「眼組織再生医学講座」の 2 件、平成 18 年度は、「人工関節講座」の 1 件を設置し、教育研究活動の支援をしている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

旭川医科大学の資産総額（固定資産及び流動資産）、負債総額（固定負債及び流動負債）、資本総額（資本金、資本剰余金、利益剰余金）等は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び業務実施コスト計算書の財務諸表から判断して、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる状況である。

経常的収入は、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するため、継続的に確保されており、大学の目的を達成するための活動で、財務上の基礎として、適切な収支に係る計画を定めて、関係者に明示されている。

また、平成 18 年度の決算報告書では、過大な支出超過となっていない。

さらに、大学の目標を達成するため、教育研究活動に対して、競争的環境の創出を図ることを目的として、教育研究基盤校費の配分（一部）にあたっては、貢献度評価に基づく傾斜配分を行っている。

本学の財務諸表については、監事及び会計監査人の意見とともに、経営協議会、役員会及び教授会に報告のうえ、官報、ホームページに掲載し、適切な形で、公開している。

本学の財務に関する監査として、本学の規則及び法令に基づき、内部監査、監事監査及び会計監査人監査が適正に実施され、何れも適正である旨の報告がなされている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本学は、管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている。

役員会は、役員会規程（別添資料 11-1-1-1）に基づき、学長及び理事（常勤3人，非常勤1人）で組織し、中期目標についての意見及び年度計画，予算・組織に関する事等の重要事項を審議している。

経営協議会は、経営協議会規程（別添資料 11-1-1-2）に基づき、学長，理事（常勤3人），副学長（大学評価及び社会連携担当）及び学外委員（経済界，法曹界，教育界，医療界，金融界を代表する5人）で組織し、経営に関する中期目標についての意見，中期計画及び年度計画に関する事項，学則・会計規程等経営に関する事項を審議している。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程（別添資料 11-1-1-3）に基づき、学長，理事（常勤3人，非常勤1人），図書館長，各部局（基礎医学講座，臨床医学講座，看護学科，一般教育）から教授1人，学長が指名する者5人で組織し、中期目標，中期計画，年度計画のほか，学則，教育研究に係る重要な規則，教員人事に関する事項等を審議している。

事務組織として事務局を置き，事務局長を筆頭に総務部，病院事務部及び教務部の3部の下に9課を置くほか，内部監査体制の強化を図るため学長直属の監査室を置いている。事務組織は，新たなニーズに対応するため，常に見直しを行っており，平成18年度は，監査室，企画評価課を設置した。事務局には，事務職員及び技術職員を合わせ，常勤職員155人及び非常勤職員34人を配置し（別添資料 11-1-1-4），その所掌事務は，別添資料 11-1-1-5，11-1-1-6に示すとおりである。

- 別添資料 11-1-1-1 国立大学法人旭川医科大学役員会規程（抜粋）
- 別添資料 11-1-1-2 国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程（抜粋）
- 別添資料 11-1-1-3 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（抜粋）
- 別添資料 11-1-1-4 事務組織及び人員配置状況
- 別添資料 11-1-1-5 旭川医科大学事務局組織規程
- 別添資料 11-1-1-6 旭川医科大学事務局事務分掌規程

（出典：旭川医科大学規程集及び事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学の重要事項等を審議する管理運営組織として，役員会，経営協議会，教育研究評議会が設置されている。

事務組織として事務局を置き，事務局長を筆頭に3部9課を置くほか，内部監査を行う学長直属の監査室を置いており，各部署に適切な人員を配置している。新たなニーズに対応するため，組織の見直しを随時行っており，平成19年1月には，監査室，企画評価課を設置したところであり，それぞれの職責を果たしている。

このことから，管理運営のための組織及び事務組織は，大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で，適切な規模と機能を持っていると判断する。

観点 11-1-2：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長補佐機能の強化を図るため、学長、副学長、図書館長及び事務局長で構成する学長補佐会議（表 11-1-2-1）を組織し、学長によるトップマネジメント体制を確立している。同会議は、学長のリーダーシップの下で毎週開催し、本学の運営に関する重要事項に係る対応方針を迅速に決定するなど、関連委員会や事務部門との連携を図りつつ、企画立案等を行っている。

また、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置き、法人経営に関する事項は経営協議会、教育研究に関する事項は教育研究評議会で審議し、役員会で最終決定している。また、学生の入退学・試験・厚生補導に関する事項等は教授会で審議している。これらの会議（役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会）は、議長である学長がリードする形で各委員の意見を聞きながら意思決定を行っている。

さらに、基礎医学、臨床医学、看護学科及び一般教育の各部局に教員会議を置き、学長はそれぞれの部局に関する事項について、意見を聴取できる体制を整備している。

表 11-1-2-1

旭川医科大学学長補佐会議規程
（設置）
第1条 旭川医科大学(以下「本学」という。)の運営の円滑化を図るために、学長の下に旭川医科大学学長補佐会議(以下「補佐会議」という。)を置く。
（任務）
第2条 補佐会議は、本学の運営に関する企画立案及び学内の意見調整を行う。
（組織）
第3条 補佐会議は、学長、副学長、図書館長及び事務局長をもって組織する。
http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23900151.html
◎ 開催回数：40回（平成18年度実績）
（出典：旭川医科大学規程集及び事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

学長のリーダーシップの下で学長補佐会議を毎週開催し、本学の運営に関する重要事項の企画立案を行う等、学長によるトップマネジメント体制を確立している。

また、大学の重要事項等を審議する組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会を置いており、これらの会議は、議長である学長がリードする形で各委員の意見を聞きながら意思決定を行っている。

このことから、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

経営協議会及び役員会には、学外の有識者（経済界、法曹界、教育界、医療界、金融界を代表する方）が加わっており、そこで学外関係者のニーズを把握している。

学生のニーズの把握については、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」及び投書箱「学生の声ひとことふたこと」により行い、教員のニーズについては、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会等における議論を通じて、把握している。

また、事務職員等のニーズについては、事務連絡会議、課内打合わせ、事務局長ヒアリングなどにより把握している。

これらに加えて大学運営の参考とするため、本学ウェブサイト「大学づくりご意見メール」を設置し、学長が職員から直接意見や提案等を受け付けるなど学内のニーズ把握に努めている。

これらを通じて把握されたニーズを基に、管理運営に反映された主な事例として、次のものがある。

- 1) 駐車場の有料化に当たっての適切な料金設定
- 2) 学内保育園設置に関する提言
- 3) 女子学生ロッカー室の改修
- 4) 科学研究費等の交付前使用に係る立替制度の導入
- 5) 兼業手続きの簡略化
- 6) 文書決裁の簡略化
- 7) 文書のペーパーレス化

【分析結果とその根拠理由】

経営協議会及び役員会に学外の有識者を加え、学外のニーズを把握し、提案事項等を管理運営に反映している。

学生については、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」及び投書箱「学生の声ひとことふたこと」によりニーズを把握し、寄せられた要望等を管理運営に反映している。

教員については、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会などを通じて、また、事務職員等については、事務連絡会議、課内打合わせ、事務局長ヒアリングなどにより意見等を聴取しており、それを管理運営に反映している。

このことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、2人の監事を置き、監事監査規程（表 11-1-4-1）に基づき、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している（別添資料 10-3-2-2, 3）。

平成 19 年 1 月には学長直属の監査室を設置し、監査体制の強化を図った。

また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席し、業務運営の実施状況の把握に努めてい

る。

なお、平成18年度における監事の主な業務実績は、表11-1-4-2のとおりである。

表11-1-4-1

国立大学法人旭川医科大学監事監査規程（抜粋） （監査の区分） 第5条 監査は、業務監査及び会計監査とする。 （監査の対象） 第6条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。 （1）関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況 （2）中期計画及び年度計画の実施状況 （3）組織及び制度全般の運営状況 （4）予算の執行に関する事項 （5）資産の取得、管理及び処分に関する事項 （6）財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項 （7）その他監査の目的を達成するために必要な事項 （監査計画） 第7条 監事は、毎事業年度の初めに、監査計画書を作成の上、学長に提出するものとする。ただし、次条第1項に規定する臨時監査についてはこの限りではない。 （監査の種類及び方法） 第8条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。 2 監査の方法は、原則として書面監査及び実地監査とし、その他監事が適当と認める方法により実施するものとする。 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kitei/reiki_honbun/aw23900041.html （出典：旭川医科大学規程集）

表11-1-4-2

平成18年度における監事の主な業務実績 ① 会計監査人の期中監査（四半期に1回実施）において、会計監査人との打ち合わせ及び本学に対する指導、助言 ② 四者協議会（学長・理事、監事、会計監査人、会計課）への出席（2回開催） ③ 期末決算時における会計監査 ④ 会計監査人の実地棚卸し立ち会い及び保有現金の実査・確認の立ち会い ⑤ 競争的資金（科学研究費補助金）の書面監査及び実地監査の実施 ⑥ 医療事故防止対策委員会及び院内感染対策委員会等に陪席し、医療安全への取組状況やその効果について検証 ⑦ 年度計画の進捗状況の確認 ⑧ 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会及び病院運営委員会に陪席し、業務運営の実施状況の把握 （出典：事務局資料）
--

別添資料 10-3-2-2 監事監査計画書

(出典：事務局資料)

別添資料 10-3-2-3 監事監査報告書

(出典：旭川医科大学ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

2人の監事を置き、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している。

また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席し、業務運営の実施状況の把握に努めている。

このことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

役員及び管理職員等は、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行う各種マネジメントセミナー等に参加している。事務職員及び技術職員は、他機関が主催する各種研修等に積極的に参加するとともに、学内においても、労務管理研修、財務研修、医療事務専門研修、接遇研修等を実施している。また、各種の講演会も実施し、職員の資質の向上に取り組んでいる（別添資料 11-1-5-1）。

別添資料 11-1-5-1 研修参加状況

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

役員及び管理職員等は、国立大学協会等が主催する各種マネジメントセミナー等に参加している。事務職員等は、他機関が主催する各種研修等に積極的に参加するとともに、学内においても各種研修や講演会を実施し、職員の資質の向上に取り組んでいる。

このことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

中期目標に「学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備するとともに教員と事務職員等との連携を強化する。」を掲げている。この方針を踏まえ、学内の規程が整備されている。（別添資料 11-2-1-1）

また、管理運営に関わる学長、理事、副学長の職務、権限、選考等については、文書により明確に示されている。（表 11-2-1-1，別添資料 11-1-2）

表 11-2-1-1

役 職	選 考 方 法	職 務 及 び 権 限
学 長	学長選考会議が選考 (国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則 第12条)	法令及びこの規則に規定する職務を行うとともに法人及び本学を代表し、その業務を総理する。 (国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第10条)
理 事 4人	学長が選考 (国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則 第13条)	学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。 (国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第10条) 担当職務 ・教育・研究及び厚生補導担当 ・医療担当 ・総務・財務担当 ・社会貢献担当 (平成16年4月1日 役員会決定事項)
副学長 3人	学長が選考 (旭川医科大学副学長選考基準に関する規程 第2条)	担当職務 ・教育・研究及び厚生補導担当 ・医療担当 ・大学評価及び社会連携担当 (旭川医科大学副学長選考基準に関する規程 第1条)

別添資料 11-2-1-1 管理運営等に関する規程一覧

別添資料 11-2-1-2 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）

（出典：旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定められ、それを踏まえて管理運営に関する諸規程が整備されている。また、管理運営に関わる役員等の職務、権限、選考等については文書に明確に示されている。

観点 11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、教育理念・目標、中期目標・中期計画及び年度計画とともに、事業年度ごとに業務実績報告書、財務諸表等としてホームページに掲載し、大学構成員が必要に応じて随時閲覧できるようにしている（別添資料 11-2-2-1～5, 9-1-4-7, 9-1-4-9, 10-1-

2-3)。さらに、大学評価・学位授与機構が推進する「大学情報データベース」に準拠した「旭川医科大学情報データベース(仮称)」の構築に向け、検討を進めている。

別添資料11-2-2-1 旭川医科大学概要(教育理念・目標その他各種データ等)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/gaiyou/index.html>

別添資料11-2-2-2 中期目標・中期計画

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/tyuki3.pdf>

別添資料11-2-2-3 平成19年度年度計画

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/19nendo.pdf>

別添資料11-2-2-4 平成18年度財務諸表等

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/zaimu18.pdf>

別添資料11-2-2-5 点検評価関係資料

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/info/tenkenhyouka.htm>

別添資料9-1-4-7 平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/hyouka/jisseki18.pdf>

別添資料9-1-4-9 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/hyouka/kekka17.pdf>

別添資料10-1-2-3 平成18年度決算報告書

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kessan18.pdf>

(出典：旭川医科大学ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、教育理念・目標、中期目標・中期計画等とともに、事業年度ごとに業務実績報告書、財務諸表等として蓄積し、旭川医科大学ホームページに掲載している。

このことから、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積するとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

観点 11-3-1：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を行うため、法人化を機に副学長はじめ各部局の教員及び事務職員で構成する点検評価室(別添資料 11-3-1-1)を設置している。当該評価室の下に「評価運営」検討部会、「教育活動・管理運営等」評価部会、「研究活動」評価部会、「社会貢献活動」評価部会、「病院」評価部会及び「大学認証評価」部会を置き、それぞれに該当する評価領域の自己点検・評価及び事業年度に係る業務実績に関する自己評価等(以下「自己点検・評価等」という。)を効率的に実施できる体制(表 11-3-1-1, 2)を構築している。また、平成19年1月には、点検・評価事務体制の充実を図るため、事務組織を改組して総務部に企画評価課を新設した。

自己点検・評価等(表 11-3-1-3)は、これらの評価部会を中心に、事業年度ごとに収集する旭川医科

大学年報データをはじめ各種統計資料及び必要に応じて実施するアンケート調査など根拠となるデータや資料に基づいて行なっている。

表 11-3-1-1

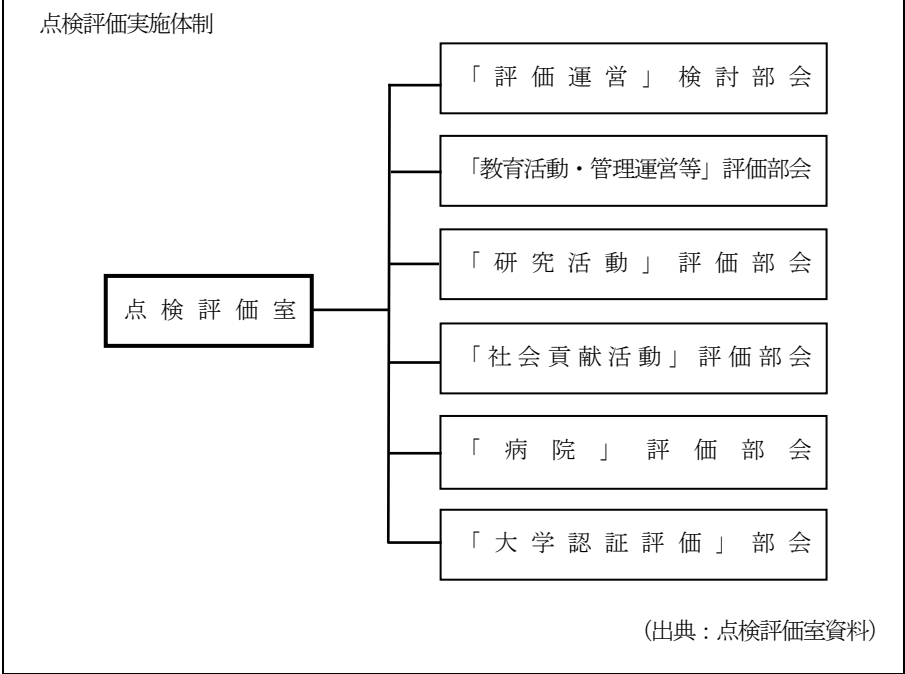


表 11-3-1-2

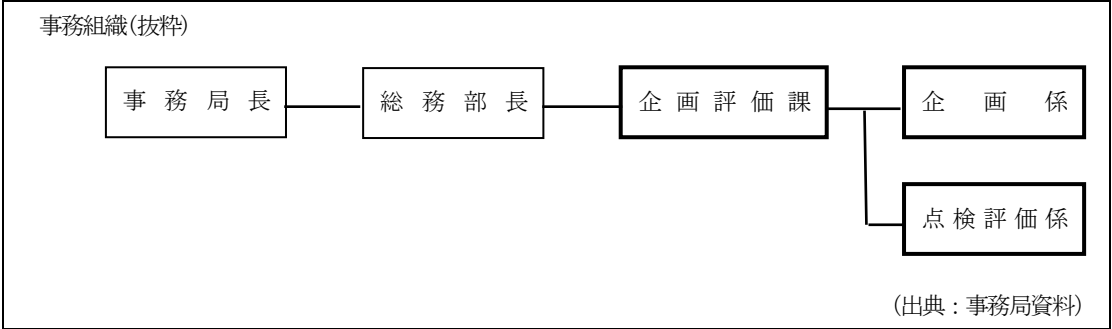


表 11-3-1-3 自己点検・評価実施状況

年度	区 分	教育活動	研究活動	社会貢献	国際連携	附属病院	管理・運営
13	旭川医科大学点検評価「教育・研究・社会貢献活動」	○	○	○	○		○
	全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」			○			○
	全学テーマ別評価「教養教育」	○					○
14	全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」		○	○	○		○
15	全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」	○	○		○		○
17	旭川医科大学点検評価「研究活動」		○				○

	平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告	○	○	○	○	○	○
18	旭川医科大学点検評価「研究活動」		○				○
	平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告	○	○	○	○	○	○
19	大学機関別認証評価	○					○

別添資料 11-3-1-1 旭川医科大学点検評価規程（抜粋）

（出典：旭川医科大学規程集）

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価等を実施する組織として、点検評価室を設置している。当該評価室は教員及び事務職員で構成し、当該評価室の下に複数の評価部会を置き、年報データや各種統計資料など根拠となるデータや資料に基づき点検・評価を実施している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

点検評価室（平成 15 年度までは「点検評価委員会」）が実施した自己点検・評価並びに大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に係る評価の結果については、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で学内に周知するとともに、冊子の配付及びホームページへの掲載により学内外に公開している（表 11-3-2-1，2）。

表 11-3-2-1 自己点検・評価の公開状況

区 分	発行時期	公開の形態	
		冊 子	ホーム ページ
全学テーマ別評価自己評価書「教育サービス面における社会貢献」	平成 13 年 7 月	○	○
旭川医科大学点検評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」	平成 14 年 3 月	○	○
全学テーマ別評価自己評価書「教養教育」	平成 14 年 3 月	○	○
全学テーマ別評価自己評価書「研究活動面における社会との連携及び協力」	平成 14 年 7 月	○	○
全学テーマ別評価自己評価書「国際的な連携及び交流活動」	平成 15 年 7 月	○	○
平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書	平成 17 年 6 月	○	○
旭川医科大学点検評価「研究活動」	平成 18 年 3 月	○	○
平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書	平成 18 年 6 月	○	○
旭川医科大学点検評価「研究活動」	平成 19 年 3 月	○	○

表 11-3-2-2 ホームページへの掲載

点検評価サイト

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/info/tenkenhyouka.htm>

法定公開情報サイト

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/new04/jimu/houteikokai.html>

(出典：旭川医科大学ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価等の結果は、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で学内に周知するとともに、ホームページに掲載し社会に広く公開している。

以上のことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 13 年度に実施した自己点検・評価の結果について、学外有識者で構成する外部評価委員会による外部評価を受け、その結果を取りまとめた外部評価報告書を学内・学外に広く公表した（表 11-3-3-1）。また、中期目標・中期計画において、平成 16 年度から研究活動に係る自己点検・評価を毎年度実施することとしており、その結果に対する外部評価を 3 年ごとに実施することとしている（表 11-3-3-2）。現在、平成 19 年度の年度計画に基づき平成 16 年度から平成 18 年度に係る自己点検・評価の結果に対する外部評価の実施に向け、準備を進めている。

表 11-3-3-1 外部評価の実績及び公表

旭川医科大学外部評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/tenkenhyouka/14gaibu.pdf>

(出典：旭川医科大学外部評価報告書)

表 11-3-3-2 外部評価の実施（研究活動）

【中期目標】

- 研究評価に基づき、研究活動を活性化する。

【中期計画】

- ① 平成 16 年度から、研究活動評価体制を充実させ、自己評価を毎年、外部評価を 3 年毎に行う。

【年度計画】

- ① 点検評価室で実施した研究活動に係る自己評価（平成 16 年度～平成 18 年度）に対する外部評価を実施する

(出典：国立大学法人旭川医科大学中期目標・中期計画、平成 19 年度年度計画)

【分析結果とその根拠理由】

平成 14 年度に実施した自己点検・評価の結果について、学外有識者で構成する外部評価委員会による外部評価を行い、その結果を取りまとめた外部評価報告書を学内・学外に広く公表している。また、中期計画で研究活動に係る自己点検・評価の結果に対する外部評価を3年ごとに行うこととしている。

以上のことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

観点 11-3-4： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価（以下「年度評価」という。）の結果は、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で配付・説明し周知を図っている（表 11-3-4-1）。特に年度評価における指摘事項や改善事項等については、学長補佐会議から関連委員会にフィードバックし、改善に向けた検討について要請している（表 11-3-4-2）。また、その対応状況について点検評価室が定期的に調査を行い、学長補佐会議に報告している。

表 11-3-4-1 評価結果の周知の状況

区 分	役員会	経営協議会	教育研究評議会	学長補佐会議	教授会及び関連委員会	全学説明会
旭川医科大学点検評価「研究活動」（平成 14 年度～平成 16 年度）	○		○	○	○	
平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書	○	○	○	○	○	○
旭川医科大学の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果	○	○	○	○	○	○
旭川医科大学点検評価「研究活動」（平成 17 年度）	○		○	○	○	
平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書	○	○	○	○	○	○
旭川医科大学の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果	○	○	○	○	○	○
（出典：会議及び委員会等議事要旨）						

表 11-3-4-2 指摘事項等の関連委員会へのフィードバック事例

指 摘 事 項 等	関 連 委 員 会 等
1. 大学院博士課程における学生収容定員の充足率等の適正化	学長補佐会議、大学院博士課程委員会（大学院博士課程小委員会、大学院教育課程コースワーク等検討委員会）
2. 教員評価システム構築のための具体的方策の早期検討	学長補佐会議、教員評価委員会

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価及び年度評価の結果は、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で配付・説明し周知を図っている。また、年度評価における指摘事項等については、学長補佐会議から関連委員会にフィードバック

クし、改善に向けた検討について要請している。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が適切に行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学長のリーダーシップの下で学長補佐会議（学長，副学長，図書館長，事務局長で構成）を毎週開催し，大学の運営に関する重要事項の企画立案を行う等，学長によるトップマネジメント体制を確立している。

自己点検・評価を実施するため，教員及び事務職員で構成する点検評価室を設置し，当該評価室の下に評価分野ごとに複数の評価部会を置き，効率的な点検・評価を行っている。また，自己点検・評価等の結果は，役員会等に報告し学内に周知を図るとともにホームページに掲載し広く社会に公開している。

新たなニーズに対応するため常に事務組織の見直しを行っており，平成 18 年度には，内部監査体制の強化を図るため学長の下に監査室を，また，大学の自己点検・評価に係る事務体制の充実を図るため総務部に企画評価課を新設した。

【改善を要する点】

該当なし。

（３）基準 11 の自己評価の概要

運営に関する重要事項の企画立案等を行うための学長補佐会議（学長，副学長，図書館長及び事務局長で構成）を毎週開催し，学長によるトップマネジメント体制を確立している。また，重要事項を審議する，役員会，経営協議会，教育研究評議会及び教授会は，議長である学長がリードする形で各委員の意見を聞きながら意志決定を行っている。なお，管理運営に関わる学長，理事，副学長の職務，権限，選考については，文書で明確に示されている。

役員会及び経営協議会には，学外の有識者を加え，外部のニーズを，また，学生，職員のニーズについては，投書箱や学内会議等により把握し，管理運営に反映させている。

事務組織として事務局を置き，事務局長を筆頭に 3 部 9 課を置くほか，内部監査を行う学長直属の監査室を置いており，各部署に適切な人員を配置し，それぞれの職責を果たしている。管理職員は，各種マネジメントセミナー等に参加しており，また，事務職員等は，各種研修や講演会に積極的に参加する等それぞれ資質の向上に取り組んでいる。

監事（2 人）は，業務と会計に関する定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施するとともに，役員会，経営協議会，教育研究評議会等重要な会議に陪席し，業務運営の実施状況の把握に努めている。

大学の目的，計画，活動状況に関するデータや情報は，教育理念・目標，中期目標・中期計画及び年度計画とともに，事業年度ごとに業務実績報告書，財務諸表等としてホームページに掲載し，大学構成員が必要に応じて閲覧できるようにしている。

自己点検・評価や事業年度に係る業務実績に関する自己評価等を行なうため，教員及び事務職員で構成する点検評価室を設置し，当該評価室の下に複数の評価部会を置き，点検・評価を効率的に実施できる体制を構築している。当該評価室による自己点検・評価等は，事業年度ごとに収集する年報データや各種統計資料など根拠とな

るデータや資料等に基づいて行い、その結果は、学外有識者による外部評価や国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

以上の自己点検・評価や外部評価等の結果は、点検評価報告書、業務実績報告書及び外部評価報告書等として取りまとめ、役員会、教育研究評議会、学長補佐会議、教授会及び全学説明会等で学内に周知し、大学運営や次期年度計画等に反映するとともに、ホームページに掲載し広く社会に公開している。また、国立大学法人評価委員会等からの指摘事項等については、役員会等に報告するとともに関連委員会にフィードバックし、その改善に向けた取組を行っている。